

蠻方若しくは蠻服と稱せしにはあらざるか、詩經大難蕩抑の篇を見るに。

用邊蠻方。

この語あり、箋註によれば「蠻方畿之外也」と記せり、此解は一見諸侯の國をも蠻方と稱するに似たれども、精確に云へば侯服外を意味す可く、又之が當時一般の語なりとすれば武成篇以下に記する蠻貊の語は彼の四夷の稱と同一視せずとも、蠻方若しくは蠻服の貊種族と解釋して不可なきに似たり、若し此推考にして過誤なしとすれば武成の語も矢張り、北方蠻服の貊を指せしことは明かにて、後の韓奕の詩中なる貊も其位置は前後同一なりしことを證するに足れり。

次に此貊種族の文化程度に就ては猶孟子告子篇章句の下にも載せられたれば次に其文を擧ぐ可し。

白圭曰、吾欲二十而取一、如何。

孟子曰、子之道貉道也、萬室之國、一人陶則可乎、曰不可、器不足用也。曰夫貉五穀不生、惟黍生之、無城郭、宮室、宗廟、祭祀之禮、無諸侯、幣帛、饗飧、無百官、有司、故二十取一足也。

今居中國、去人倫、無君子、如之何其可也、陶以寡且不可以爲國、況無君子乎、欲輕之於堯舜之道者、大貉、小貉也、欲重之於堯舜之道者、大桀、小桀也。

此文は周代、魏の白圭なる者が、深く生産の術に長じ、民に輕賦を加へて其産を豊かならしめ、因て以て國家の富強を計らんと欲し、其意見を述べて孟子と問答せし事を記せしものなり、蓋し支那は夏殷周の三代を通じて其租税は十分の一を徵收する例なるに、白圭は之を二十分の一に減せんとせしかば孟子は之を貉の道として排斥せし次第なるが、何にせよ其貉五穀不生、惟黍生之と云ひ、又城郭、宮室、宗廟、祭祀の禮なしと論斷せしは多少割引して考ふる必要あらんも、當時貊種族の文化程度を知るには尤も有益なる資料と言はざるを得ず、而して五穀生せず、唯だ黍のみ生ずとの語は如何にも野蠻の感あれども、其實今の滿洲に於ける高粱は即ち純然たる黍の類にて、貊も此程度の農産は常に營み居たるが如く、又彼の漢族の主食物も其始めは黍に限りしことは現に古代度量衡の標準を凡て黍に置きし點にて判斷し得可し、故に黍のみ之に生ずと云へるは假に動かざる状態とするも、決して酷だしき野蠻生活とは稱すること能はざるなり、また城郭は暫く措くも、其宮室以下

はたゞ漢人と同程度の立派なるものなしとの謂に過ぎずして、最初より皆無との譯にはあらず、又人類の發達史若しくは土俗状態等の調査上より觀ても最初より絶對皆無説は決して成立す可きものに非ず、故に如何に孟子の言葉なりとて其邊は斟酌す可き必要あれども、今本書の趙註を見れば次の如くに記載せり。

貉在北方、其氣寒、不生五穀、黍早熟、故獨生之也、云々。

爰に其氣寒くして五穀生せずとの解釋は全く當推量の説に出づ、何となれば今日蒙古、シベリア等の地方に鮮人、邦人等が農作するものは立派に其收穫を上げつつあり、故に前説は全く其實狀を知らざる論なれども、古昔は斯かる解釋にても世人は充分に満足し居たる譯なり、又集疏には安井息軒の説として。

衡案、黍四月種之、六月便熟、故謂之黍、黍暑也、麥耐寒、北地亦能生之、孟子不言麥者、粒食曰穀、漢土人磨麥爲粉而食之、不粒食、至今猶然、滹沱河麥飯、謂糝麥粉於他飯中、非粒食也、故孟子不言麥耳。

と記せり、今農學専門の書を觀るに黍は滿洲方面に於ける野生物なりとあれば其早熟如何に拘はらず、元來が原産地なるにより之を取つて食物に供し、後世はた

だ肥料、植付、水分、根草取り等の如き改良と、又其良種の選定とを重ねし結果遂に今日の如き作品を得るに至りしならん、然れば必しも早熟云々は根本原因とはならずと雖も、唯だ麥の有無に至つては深く考へざる可からず、此問題は餘り長篇に涉るを以て省略すべきも、余の所見によれば麥よりも寧ろ粟の方早く栽培耕作せられしにあらずやと考ふるなり、併し是等の農業問題は又別に説く可し。

以上の如く貉は周代に於て其物産中に黍の類あり、又獸皮を多數に輸出せし形迹あり、又其種族間には租税として二十分の一を取る規定ありしを見れば、彼等の社會は後世東胡、匈奴等のごとく、不完全ながら、一の國家組織が行はれ居たることは略ぼ確かなるが如し、猶此種族に就ては、漢書晁錯傳に「胡貉之地、積陰之處也、木皮三寸、氷厚六尺、食肉而飲酪、其人蜜理、鳥獸毳毛、其性耐寒」とあり、茲に積陰の處と云へるは其位置中原の北方に在るが爲めか、或は山地に據れるが爲めか、將た二者兼備するが爲めか、恐らく此數者中に出づるならんが、孰れにせよ貉が北方に遷りて中原に其迹を絶ちたる後の記事なる可し、而して木皮三寸、氷の厚さ六尺と云へるは、單に寒地の形容のみにあらざる可きも、其肉を食ひて酪を飲むと云へるは彼等に

農作あることを除きたる記述風にて、寧ろ孟子時代より野蠻視せる結果なる可し、蓋し本文の肉を食ひ酪を飲むとある、酪は説文に「乳漿也」と記し、又李陵が蘇武に答ふる書に「羶肉酪漿、以充飢渴」とあるが如く、主として家畜の肉を食ひ、又其乳を飲む状態を云へる譯にて、其乳には牛乳の外に馬乳もありしが爲めに、六書故には「北方以馬乳爲酪」と云へり、而して其人蜜理とあるは註に「謂其肥肉也」とあるが如く、概して脂肪分に富みたる豊肥の體質を指し、又鳥獸毳毛とある毳は註に「細毛也」と記すれば所謂多毛性の類と見たるが如し、蓋し本文の鳥獸を若し眞物の鳥獸と解して胡貉族と分別せば、此文は全く無意義となるなり、故に鳥獸の細毛に類する毛が多く生へたる人間と解するを至當とすべく、隨て次句の「其性耐寒」と續けし點も有意義の文となるなり、斯く漢書の文を解釋し來れば彼等は却つて野蠻に進むの感あれ共、其實は先づ孟子の書中に載せたる程度のものと見て不可なからん、併し此種族が日本に住するアイヌの如き多毛性の民族なりしや否やとの問題は暫く他日に保留す可し。次に周禮の書中には貂族が他の蠻夷と共に周の宮室を守護し、或は牧馬を主とせし由を記せしが、是等は日本に於ける九苜の隼人等が宮門を守り、

又は匈奴が漢の蘇武に羊を牧せしめたる事例の如く古代蠻族捕虜等を使役する方法なりしと覺しく、別に異とするには足らざれども彼書は一の僞作にて他の經書と同一視すること能はざれば茲には其記事を省略せり、顧ふに貂族の文化状態に就ては以上の外今日之を徵す可き資料は世に存在せざるが如し。

(以上大正十二年十二月以來調査時報所載)

一〇

扶餘の祖と稱せられたる貂種族の舊位置及び其居地の前後と年代との相違、又彼等の文化程度と氣候との關係等は前段既に述ぶる所の如し、而して次に彼等がこの北方移住後の本據地と、其移動、分離等の有様及び舊穢民族との相互關係等を知るは、又尤も大切の事項なるに依り、以下其次第を記載すべし。

穢族と貂族。扶餘と高句麗とが、原と貂種族に出づることは人の能く言ふ所に於て、稍や根據あるに似たり、而して穢と貂とは元來別種族の筈なるに、猶之を混同して扶餘、高句麗と同種族の如く考ふる學者多きは不可解の至りなり、今それ等を

一々列挙する必要なきにより、以下余の所見を申述ぶべし。

穢は穢、穢、穢等の文字を當つること有り、皆音によりて、其類字を使用せしなる可し、漢書六卷武帝紀なる、元朔元年の條を按ずるに曰く。

東夷穢君、南閩等、口二十八萬人降、置蒼海郡。

茲に穢君とあるを、貂の君と解する者あらんか、恐らく之に同意する人なかる可し、然れども同書食貨志卷の廿四下、中程、武帝時代の事を曰へる條に。

彭吳、穿穢、貂朝鮮、置滄海郡、則燕齊間、靡然發動云々。

とあり、斯の穢貂の二字に至つては、人々大抵混同を來たせり、元來穢は穢種族を指し、貂は貂種族を指すが故に、後漢書、三國志以下皆別傳を立て、又穢は先秦時代に不明の民族なりしを以て之を記載せず、後漢書に至つて、又二者の區別を略說せしにも拘はらず、猶後世學者の混同を來す所以は、最初史記の記述に基きしものなる可し、今同書匈奴傳を見るに次の如く記せり。

至冒頓最强大、中略東接穢貂朝鮮。

又此書の貨殖傳(卷の一百三十九)烏民保、夫燕勃碣之間的條には左の如く曰へり。

北鄰烏桓、扶餘、東綰穢貉、朝鮮、眞番之利。

此文の中なる穢貉は二種族總合のものなるや、將た純然たる一種族名なるやは判然せず、唯だ他の烏桓、扶餘、朝鮮等の文字上より見て、或は後者と解し得可きやの觀あれども、儼密に曰へば、扶餘、朝鮮等も元來一種族とは認む可からず、併し假に他を一種族と見ての名稱なりと曰はゞ、寧ろ穢貉は彼の漢族の癖として、對を喜ぶの結果、遂に二熟字を爲せしものか、將た穢と貂とは當時已に混同して全く區別の困難なるが爲め、終に斯く呼稱せしか、恐らく右孰れかの一を出でざる可し、然れども可馬遷既に之を混同し、班固亦孰れども決定し得ざる爲め、前條の如く二様の記述を試みたりとすれば、當時如何に彼の民族に對する事情の不徹底なりしかを知るに足れり。

次に後漢書東夷傳卷の一百十五、扶餘の條を見るに曰く。

扶餘國在玄菟北千里、南與高句麗、東與挹婁、西與鮮卑接、北有弱水、地方二千里、本穢地也。

此後漢書の文には正しく「本穢地也」と記して、扶餘と穢とを區別せり、而して三國

志中の魏史卷の三十なる扶餘の條を見るに次の如く記せり。

一六二

漢時扶餘王葬用玉匣中略其印文言濊王之印國有故城名濊城蓋本濊貊之地而扶餘王其中自謂亡人抑有似也。

之も扶餘と穢とを區別せり故に「名濊城」と云へり然れども一方扶餘王の印を「濊王之印」と記し又「蓋本濊貊之地」と云へるは何の爲めか其點は明かならず或は舊濊族時代より漢帝の與へし印章が濊王と曰へるにより其後北國を領せし扶餘にも同名の印章を與へしか或は筆者若しくは舊本の誤謬を其まゝ傳へしものか恐らく後者の類なる可く又「濊貊之地」と記せし貊字は一の衍字か或は濊貊を一種族と見て扶餘を別族と認めしものか此邊の事情は判然せずと雖も貊が西方より來りしことは既記の如くにして高句麗が舊貊種族に出で、扶餘と縁故ある有様なれば右の記事は確かに史記漢書と同様一の誤謬混同の類なるべし。

以上述ぶるが如く折角一方に穢と扶餘とを區別せし者も他方に於ては穢と貊とを混同し而して貊と高句麗高句麗と扶餘との關係と彼の穢との相違點を明記せざるは不思議の現象なり併し彼是を對照して考ふるに當時は記述者に其判斷力なく唯だ聞く儘に之を傳へしより遂に斯かる結果を生ぜしものゝ如し。

次に此穢と貊との混同と俱に深く注意す可きは其居地のことなり今前文後漢書三國志等に曰へる扶餘の地即ち舊穢族の位置を考ふるに東に挹婁あつて西は鮮卑に接し南は高句麗其又南西は玄菟郡又其南は長城北は弱水即ち松花江の本流有り、と曰へるにより大略彼の農安説に一致せり而して此説に誤謬なくんば穢種族の根據地は先づ今の長春以北と見ざる可からずされども漢書の武帝紀以下に載せたる蒼海滄海とも記す郡地に聚合せし穢族及び後漢書三國志等の穢傳に載せたる穢國は彼の農安方面の舊穢地とは同一に見る可からず要するに穢民族は古く長春以北の地に居りしに偶々西方より來りし貊族の爲めに其國を奪はれ或者は之に服屬せしも其多くは他に流轉し其南方に出でたる者は蒼海郡の地に止まり其東方に出でし者が三國志及び後漢書等に見えたる東濊朝鮮の江原咸南の地方即ち漢武の臨屯郡に遁れしものゝ如しされば穢族は實際上は兎も角もとして文獻上にては大略三ヶ所の地域に分居せしを知る可く而して此分居が漢武時代已に確定し居たる有様なれば彼の扶餘に追はれしことは恐らく漢楚二

國が争覇戦時代にてもあらんか。

以上の如く、扶餘と穢とは之を別種族と見るが正當なるにも拘はらず、三國志の穢傳には。

其耆老、舊自謂與句麗同種、其人性愿慤、少嗜欲、有廉恥、不請(?)句麗言語、法俗大抵與句麗同、衣服有異云々。

(請は似か或は類字の誤りか)

と記し、次に同書高句麗の條を見るに左の如く云へり。

東夷舊語以爲扶餘別種、言語諸事多與扶餘同、其性氣衣服有異云々。

右を事實とすれば、高句麗は扶餘の別種にして、穢は又句麗と同種なるが故に、扶餘、高句麗、穢の三者は俱に同一種族に出で、單に居地、部落等の異なるが爲めに、別名を附するに似たり、然れ共其風俗の如きは細かに比較すれば、穢と扶餘とは相違あり、高句麗も亦相違點有り、是等は別とするも、其性質上に不一致あり、故に彼耆老の言以外には一も信を置くに足るものなし、而して此古老の語なるものは、宛も匈奴の先を夏后氏と云ひ、南蠻の祖を高辛氏と稱するが如く、當時接觸民族中、文

化の高き者を選んで斯く呼びたるにはあらざるか、彼の扶餘の條を按ずるに、扶餘の穢地に來る以前の民を穢と曰ふとあれば、穢は其先民族にて、扶餘は新民族の筈なり、而も之を同一民族と曰ふなれば、其名稱を異にする必要なく、假に居地、部落上の異名に出づるとすれば、茲に其理由を記す可き譯なり、然るに三國志の扶餘の條には單に。

國之耆老、自說古之亡人、作城柵、皆員云々。

このみ記して、穢族と縁故あることを言はず、又此の「古之亡人」と云ふは、大學に「亡人無以爲寶」とある亡人と同様、一の逃亡者にて他より「ノガン」來れる民族を指せしこと、彼の朝鮮の箕準が微滿に追はれて、遠く馬韓の地に遁れし古傳と相似たり、又同書の三韓傳なる辰韓の條を見るに。

其耆老傳世自言、古之亡人、避秦役來適韓國、馬韓割其東界地、與之。

とあり、之は辰韓族を秦の亡人と見ての傳なるが、其事は互に相似たり。

既に扶餘側にては自己を他國より流亡せし民族なりと曰へるに、獨り穢の故老は之を「句麗と同種なり」と稱するは信す可からず、願ふに是等は日支兩國人を「同文

同種と稱する程度のものならん、殊に沃沮族は扶餘、穢貊と同種とは曰はず、全く別個の民族なるにも拘はらず、彼の穢貊又は穢貊と稱せし種族はこの民族の居地、即ち朝鮮咸鏡道の中間地域を超へて、其東方なる江原道に移りしと曰ふは、益々以て信ず可からず、何となれば人種の移動は普通順押しに行くが恒例にて、彼の將棋の桂馬の如く、中間を飛び超へて其前に出づると曰ふことは先づ有り得可からざる事柄なり、斯く種々の事例上より推考して、穢と扶餘、貊と穢、穢と高句麗等を凡て同一民族とするの不可なるを信するなり、尙一言にして之を盡せば、穢と貊とは別種なれども、之を穢貊と呼びしは誤謬上の混同にて、また穢と扶餘との同種説も何等か爲めにする所の口碑と覺しく、唯だ扶餘と高句麗とは其間に多少の縁故あるに似たりとの一點にあり、而して古代の滿洲民族を打つて一丸と爲し、之を今日の所謂ツングースなりと云ひ、又貊種を東夷族の汎稱なりと稱するが如きは、共に何等の證據なき臆説にして信ず可からず、蓋し今日のツングース説なども形體學上不動の根據あるにはあらず、況して之を古民族に當つるに際しては、古人骨の一致にて、も無くば無價値と曰ふ可く、又古代貊種名を以て東夷の汎稱とせし例は全くなく、

貊種は寧ろ北族にて、東夷は一に山東省方面の分を指せり、而して漢以後の東夷は滿鮮、日本等を包括すれども、彼の貊名を以てせし例は嘗てなし、故に是等は何等かの思ひ違ひと見えたり。

以上に於て貊種族の東遷以後は、穢の舊地、長春、農安地方を取り、穢は散じて遠く東方、或は南方に遁れしことを記載し、又貊の後身、扶餘、高句麗と、先住民の穢とは全く種族上の相違あることを説きたるに依り、次に扶餘と高句麗との文化向上原因を一言せんと欲す。

十一

扶餘と高句麗。貊種族の後身を扶餘、高句麗と爲す説は由來甚だ古し、然れども穢貊の名稱は史記、漢書等に散見して、扶餘、高句麗等の傳説は始めて三國志に出づ（後漢書は猶其後の記述なり）されば此間に約四百年近くの隔りありて、右の期間中記録の缺乏を來たせり、勿論漢書は史記の後に成れるを以て、其編纂年時を差引けば約三百餘年間となれども、此長年間空虛の事情を現存の書物上にて定めんとす

るは甚だ無理の手段と稱せざるを得ず、併し他に據る可きものなければ、余等は史家と俱に之を根據として多少の推定を下さんと欲す。

漢書の晁錯傳に據るに、貂は漢初、中原の北方若しくは其東北方極寒地に居たるが如し、故に周代の貂が漸次其居を北東方に移せし事は事實ならんが、史記の貨殖傳及び漢書地理志等には扶餘を北方に置きしこと前掲の如し、彼の穢の故地を奪うて、今の長春、農安の地方に移りし時期は判然せず、唯だ漢武の時に當りて穢が已に蒼海郡の地に集合し、又朝鮮の江原道方面にも入り込みたる形迹あるにより、之を推して貂は漢楚分争の時代に東遷せしものならんと思ふなり、然れども周末より燕の北方には既に東胡族居り、秦の長城を連結するに當りても、此方面は一に東胡防禦にありしなり、故に當時共押しに押されしにあらずやと思へども判然せず。

次に貂の後身が何故扶餘と稱せしや、此點も亦明かならず、されども前漢書を按ずるに、其地理志(卷廿八下)樂浪郡の條に。

夫租。

の一縣あり、此夫租は扶餘の誤寫ならんかとの説ありて、余も然る可しと思惟せり、若し此説にして當れりとすれば、彼の朝鮮、高句麗、伯濟と同様、扶餘も地名より生ぜしものなる可し、勿論樂浪の管内と農安地方とは之を同一に見る可からざるも、由來は必ず斯かる類にありと信す。

次に扶餘國以前、此民族の住居せし故地に就ては、魏志、扶餘の註に、魏略を引て、東明傳説を載せたり、今其文を按ずるに、「昔北方有橐離國者」と曰へり、此北方は扶餘の北方か、支那の北方か不明なれども、後文に「東明走南至施掩水」云々、因都王扶餘之地」とあれば、古傳説其まゝを事實とすれば、無論扶餘の北方より來りし譯なれども、斯かる傳説は眞正面より見る可からず、殊に其「橐離」とある、橐字は音「カウ」にして、高句麗同一なれば、高句麗、或は句麗と縁故あり、又三國史記に載せたる朱蒙傳説は、東明傳説と同一物と覺しけれども、是等は民族傳説の性質上、略ぼ南傳に類すれば、高句麗傳説が古くして、更に右が北方に移りしやの疑ひ有り、従つて橐離の語も茲に淵源せしにあらずやと信せらる、斯く推究し來る時は、扶餘族の來路は文獻上不明なるも理論上にては西方より東遷せしものと見ざる可からず。

附言。扶餘の前身即ち貊種族が舊西方即ち支那中原の北及び魯燕の中間地域に居りしこと、其後漸次に追はれて東北方に移りしこと、又其移動の最終時期は不明なれども恐らく漢楚分争の時代ならんとの事は前文已に之を記載せり、而して史記の貨殖傳及び漢書の地理志等に見えたる烏丸、扶餘、高句麗等の位置と名稱とは再び之を論ずる必要あるに依り、以下其事を一言すべし。

前漢書地理志卷の二十八下、燕の分野及び其地の氣風を論ずる條を見るに曰く。

上谷至遼東地廣民希數被胡寇俗與趙代相類有漁鹽棗栗之饒北隙烏丸扶餘東賈真番之利元菟樂浪武帝時置皆朝鮮濊貉句麗蠻夷云々。

爰に上谷と曰へるは今の北京城の北々西、萬里長城の南方なる、秦漢時代の上谷郡を指せし譯にて、遼東は即ち遼陽を中心とせし地域を言へるなり、而して此中間には更に漁陽、右北平の二郡を問すれども、顧ふに其兩端を擧げしものならん、此四郡に跨がる土地には南方に漢族住居すれども、人口稀薄にして、屢、夷族の爲めに襲撃せられ、其風俗は自然上谷の西隣なる趙の代郡と相似たる所あり、又四郡の北方には彼の東胡の一派なる烏丸族、又貊の後身なる扶餘族等が居つて彼

等は殊に漢族に寇する爲め、互に間隙を生じて和親せずとのことなり、斯の「北隙」烏丸、扶餘との文は、史記の「北鄰烏桓、扶餘」と曰ふ鄰字を隙字に代へしまでにて、其二族を北方に當てたる點は同一なり、されば漢初以來烏丸、扶餘等は北方の民族と認められしに相違なしと雖も、猶細かく曰へば右は上谷より遼東間の北方を指せしものにて、其間に漁陽、右北平の二郡あれば、之を半折して、上谷、漁陽の北方には烏丸居り、右北平、遼東間の北方には、扶餘居りしと見る可きか、或は斯かる政治區劃と同一に居住する筈なければ、扶餘は猶西方に展びて漁陽郡の北部にも居りしと見る可きか、此邊の見解は其人によつて多少の異同ある可し、然れども當時扶餘の位置を以て單に今の長春、農安地方とのみ斷する者あれば、開は大なる謬見と稱せざるを得ず、蓋し扶餘が漢初に當つて、遼東の地域にまで到達せしは事實ならんも、其西方の端は尙右北平、漁陽の邊を離れざりしものと見ざる可からず。

次に史記には其匈奴傳にも、貨殖傳にも俱に、其東方の種族を「濊貉、朝鮮」と記載せり、されば漢初燕の東には穢貊居り、又其東方か、或は右と南北に相並んで朝鮮族

居たりと見たるが如し、併し漢族は周末秦時已に遼東の地を領せしにより、茲に所謂朝鮮は矢張り今の半島内と推定して不可なからん。

次に漢書の文中、已に濊貉、扶餘、高句麗の三民族を區別せしにより、右が互に各方面に割據せしことは明かにて、其時期は之を漢代の初期と見て可ならんか、元來是等の民族傳は三國志以前に詳記せず、隨て右を何時頃にもまで溯源し得可きは不明なりしも、史記、漢書等の記事によつて、其漢初たることを推定し得ば、單に夫れだけにも裨益多きを知る可し、尙前文の續きには箕子の朝鮮傳説及び我が日本の記事等を取れたれども、茲に要なければ省略せり。

次に高句麗と扶餘との分離原因に就ては、舊來朱蒙及び東明傳説等によつて、同族間の紛争に出づるが如く説明せり、蓋し現存の古記録上にては右以外に徴す可き根據なきにより、斯く解説するに過ぎざれども、元來一民族の分離は必しも紛争にのみ限るにあらず、殊に古代國境未定の場合、其移動は各自自由なり、此移動の自由なる際に、其居地を移すことは主として食物關係に出づ、故に高句麗が扶餘と分離し、分離と見るより其範圍の擴張と稱する方、適當なるやも知れず、併し原因

は彼の感情上の行違ひに歸せんよりは、寧ろ食物不足の結果と見る方適當せるやも圖られざるなり、勿論高句麗傳の文を見るに。

多、大山深谷、無原澤、隨山谷以爲居、食澗水、無良田、雖力佃作、不足以實口腹云々。(三國志)

とあり、若し食物不足の爲めに居地を移せしものならば、何ぞ斯かる大山深谷の間にて力作尙口腹を充たすに足らざる土地を選ばんやとの説あらん、然れども當時其南方膏腴の地は玄菟郡に屬し、其東方寄りには舊蒼海郡の地として穢族居り、已むを得ずして山間を繞り、巡つて遂に今の輯安縣地方に出でしならん、併し此地は河川の便、舟行の利あるが上に、一方攻むるに難くして守るに易き地形なるにより、食料の不足は舟行を借りて他より輸入し、又乗すべき地域は之を占領し、遂に其根柢を堅固にせしものと見えたり。

十二

支那の地域は其内外を問はず、凡て舊蠻夷の居所なりし、而して漢族は其間に發

達せしものか、將た他より移り來りし文化族か、其事情は未だ判然せずと雖も、彼等が優秀の民族にして、他を征服し行きたることは確かなり、此際に當りて其服従者は格別とし、其服せざる者は、或は追はれ、或は遁れて四方に出づ、之を四夷と名づけ、其東方、山東、安徽方面の者は之を東夷と名づけ、西方、山西、陝西地方の者は之を西戎と稱し、又南方、荆楚以南の者は之を南蠻と稱し、而して北方の者は之を北狄と呼べり、此名稱は猶區々の異同を免れずと雖も、大體上に於ては斯く假定して可なり、已に漢族は古く他民族の領土を占有せしが故に、後世五服、九服の制を設くと雖も、其實夷族は尙京畿の内外に住居せしなり、唯だ内は化育して、外は野性に近かりしも、蠻族の文化を慕ふ情は、宛も婦女子の美服を望むが如く、念々止む時なかりしが爲め、後世は凡て多少の文化を移殖せり、併しながら其間に遲速、緩急の別あり、就中、滿洲の地に入りたる民族は彼の貊種より出でたりと曰ふ、扶餘、高句麗の二民族を以て、文化向上の最先者と爲す可し、今古書に據て按ずるに、漢時北方の匈奴は後世蒙古族の如く、一時強大を極めしと雖も、其初めは東胡に若かず、爾後東胡は匈奴に破られて分散し、遂に烏丸、鮮卑の二族と爲れりと稱すれども、今彼等の文化を按ずる

に、皆蠻風なり、例せば烏丸は。

俗善騎射、隨水草放牧、居無常處、以穹廬爲宅、皆東向日、獵禽獸、食肉飲酪、以毛毳爲衣、貴少賤老、其性悍驚、怒則殺父兄云々。(三國志の註、魏略の文)

此水草に隨て放牧し、禽獸を獵して其肉を食ひ、其皮を衣、老を賤んで壯を貴び、怒れば則ち父兄を殺すが如きは如何にも蠻人むき出しの状態なり、而して鮮卑に至りては其事情審かならざれども、元來同一民族なるを以て其程度は略ぼ大差なかりしならん、蓋し鮮卑が多少の文化に向ひしは、後漢末に際して漢人の流亡する者多く其域に入り、自國の藝術を彼等に傳へたるに基ひせり、されば三國志の文には左の如く記載せり。

軻比能本小種、鮮卑以勇健、斷法平端、不貪財物、衆推以爲大人、部落近塞、自袁紹據河北、中國人多亡叛歸之、教作兵器、鎧楯、頗學文字、故勒御部衆、擬則中國出入弋獵、建立旌靡、以鼓節爲進退云々。

爾後鮮卑族は次第に文化に浴せしも、其以前は嘗て聞くことなし、然るに扶餘、高句麗の部族は舊時、貊貉の時代は姑く措き、其漢時に入りては他の諸民族に比して、

文化の程度高かりしこと其類例を見ず、これ漢族との接觸永かりしが爲めにもよらんが、又資性上斯かる傾向ありしに相違なし、今順序上、其一二を左に述ぶ可し。

扶餘(中略)其民土著、有宮室、倉庫、牢獄、中略土地宜五穀、中略其人羸大、性彊勇、謹厚、不寇鈔、國有君王、皆以六畜名官、中略邑落有豪民、名下戶皆爲奴僕、諸加(諸官名を指す)別主、四出道、大者主數千家、小者數百家、食飲皆用俎豆、會同拜爵、洗爵揖讓升降、以殷正月祭天、國中大會連日飲食歌舞、名曰迎鼓、於是時斷刑獄、解囚徒、在國衣尙白、白布大袂袍褲、履革鞜、出國則尙繒繡錦罽、大人加狐狸狔、白黑貂之裘、以金銀飾帽、(中略)其國善養牲、出名馬、赤玉、貂狔、美珠、珠大者如酸棗、以弓矢刀矛爲兵、家々自有鎧伏、國之耆老自說、古之亡人、作城柵、皆員、有似牢獄、行道晝夜無老幼皆歌、通日聲不絕、有軍事、亦祭天、殺牛觀蹄、以占吉凶、蹄解者爲凶、合者爲吉、有敵諸加自戰、下戶俱擔糧、飲食之、其死夏月皆用水、殺人殉葬、多者百數、厚葬有棺無槨。

魏略曰、其俗停喪五月、以久爲榮、其祭亡者有生有熟、喪主不欲速、而他人彊之、常諍引、以此爲節、其居喪男女皆純白、婦人着布面衣、去環珮、大體與中國相彷彿也。

扶餘本屬玄菟、漢末、公孫度、雄張海東、威服外夷、扶餘王尉仇臺、更屬遼東、時句麗、鮮卑

疆、度、以扶餘在二虜之間、東方至高句麗、有、西方至鮮卑、ありて、扶餘は其間に介在せし譯なり、妻以宗女、(中略)舊扶餘俗、水旱不調、五穀不熟、輒歸咎於王、或言當易、或言當殺、(中略)漢時、扶餘王葬、用玉匣、常豫以付玄菟郡、王死則迎取以葬、公孫淵伏誅、玄菟庫猶有玉匣一具、今扶餘庫有玉璧、珪瓊、數代之物、傳世以爲寶、耆老言、先代之所贈也。魏略曰、其國殷富、自先世以來、未嘗破壞。

史記、漢書時代に見えたる扶餘の文化が此魏略、三國志等に載するものと同一なりしや否やは不明なれども、何にせよ後漢時代の扶餘は大略前文の如しと見て不可なからん、彼等の間には已に純然たる國王あり、又六種の官憲あり、其他宮室あり、城郭あり、倉庫あり、牢獄の類すらあつて、土地には五穀を植え、五穀熟せざる時は、咎を國王に歸する風あり、其人物は自體大柄にして、強勇に、性質謹厚にして、他を寇鈔せずと曰へば、彼の君子の風ありしが如く、また都卑に富豪ありて、下級者は奴僕と爲り、戦時は富豪、官吏の徒皆敵に當りて、奴僕は其糧を運び、平素の飲食には俎豆を用ひ、會同には爵を用ひ、又歌舞を喜びて、道行く際にも晝夜皆謠ひ、衣は白色を尙べども、國を出づれば繒繡錦罽の如き有色絹布紋様あるものを用ひ、又大人は狐裘以

下を着し、金銀を以て帽を飾り、又珠玉の美を喜び、佩環を用ひ、兵器には弓矢刀矛を備へ、又甲冑を帯び、葬祭は尤も之を重んじ、殉死者の多きは百餘人に及び、喪を停むること五ヶ月の永きに達し、男女は共に純白の衣を着し、國王の葬には玉匣を用ひて、漢家之を葬り、又扶餘の庫中には漢帝より賜ふ所の玉璧、珪瓊以下多數に存在せしと曰へり。

右の如く、北滿の地に居りし一民族にして、斯かる文化の進みたるものは、當時他に類例を見ず、されば公孫度の如きは一の政略上とは曰へ、其宗女を以て國王尉仇臺に妻はせし者ならん、蓋し漢族は四夷の諸蕃族に對して、其君子の風あり、又自己の文化に近き例を言はず、概して強暴の體を述べるは、これ他を夷狄視せし結果なれども、此氣風旺盛なる漢魏時代に當り、獨り扶餘民族に就てのみ、前條の如く記載せしは、事實彼等が進歩し居たる證左と稱するを得可し、而して右の原因は固より一二に止まらざる可し、雖も、余の所見によれば、扶餘が夙に農耕を主眼と爲せし結果なる可し、今彼等の舊居と稱する農安地方を實見するに、其石材の料は乏し、雖も、一方耕作上に適す可き膏腴の地は四方無限に存在し、且つ水利の便多きこと

は特に其發達を助けし一大原因ならん、即ち農安の近傍には、東に伊通河あり、南に新開河あり、而して大小の湖沼は其南西寄りに多く、猶遠く離れては南方に遼河あり、北方に松花江あり、此水運の利と膏腴の地とを以てせば、勢ひ、魏志に云へるが如く「邑落有豪民」の現象を呈せざるを得ず、已に地の利に加ふるに人和を以てし、又一方に名馬を出し、美玉を産す、其文化に進むは當然のことのみ、されば余は滿洲最古の文化民族たる扶餘の發達を以て、一に地の利にありと主張せんと欲す、而して其一分派たる、高句麗は此地域を去つて、東方の山嶽地帯に入る、故に「無良田」雖力佃作、不足以實口腹」と曰ふ状態を呈し、此結果は聽て侵略をことゝし、其南に出でんと欲して漢族に壓伏せられ、已むを得ずして、鴨綠江を超へ、遂に力ら弱き朝鮮半島に入り、彼の平壤の地を取りしこと、宛も徹滿の箕準に於けるが如き有様と同一なりしに似たり。

以上は未だ精細を盡すに足らざれども、其實地を見て聊か感ずる所あり、因て其略を記して參考に供せり。

肅慎民族と挹婁族

肅慎民族は古來支那の東北部、即ち今日滿洲の北方を流るゝ松花江の本流より、更に東南北の地方に住居せし蠻族と認められしものにて、其名は古く周代の文獻上にも散見せり、然れども古記録は大抵其名稱のみを記して、彼等の生活状態は之を擧げず、又其名を記するものも、猶其實の疑はしき點あれば、次に右の可否を一言すべし。

吉林通志(卷八、大事志二)に竹書紀年を引て左の如く記せり。

虞帝舜二十五年、息慎氏來朝、貢弓矢。竹書紀年一。

周武王十五年、息慎氏來賓。同三。

周成王九年、肅慎氏來朝、王使榮伯錫肅慎氏命。同上。

今日世に傳ふる所の竹書紀年は頗る疑問の存する書なり、故に右の説は果して従ふ可きや否や、聊か不明に屬すれども、一説として爰に引用せし次第なり。

次に同書(同條)に尙書の註疏以下を擧げて左の如く記載せり。

成王既伐東夷、肅慎來賀、王使榮伯賄肅慎氏命。尙書註疏、十八。(賄は錫字の誤りならん。)

成周之會、正北方、稷慎大塵。(塵は何等かの誤字ならん。)

孔晁註、稷慎、肅慎也、逸周書王會解。

是等の註解は何に基きて記せしものか、其根源は明かならざれども、其息慎と曰ひ、稷慎と記せしことは確かに由來の古きを知る可く、隨て史記の五帝本紀以下にも次の如く記せり。

北、山戎發、息慎、舜が禹の治水の功を擧げし條、成王(周)既伐東夷、息慎來賀、王賜榮伯作賄、息慎之命。(賄字は衍ならん)

右の記事は何の古書に據て記せしものか、其點は矢張り不明なれども、今日古文獻中の確實なるものは全く國語の一書に限る模様なれば、先づ其文を左に掲載して然る後余の所見を述べべし。

國語(卷五、魯語の下)に曰く。

仲尼在陳、有隼集於陳侯之庭而死、楛矢貫之、石弩、其長尺有咫、陳惠公使人以隼如仲尼之館、問之、仲尼曰、隼之來也遠矣、此肅慎氏之矢也、昔武王克商、通道於九夷、百蠻、使各以其賄來貢、使無忘職業、於是肅慎氏貢楛矢、石弩、其長尺有咫、先王欲昭其令德之致遠、以示後人、永監焉、故銘其楛曰肅慎氏之貢矢、以分大姬配虞胡公、而封諸陳、古者分同姓、以珍玉、展親也、分異姓、以遠方之職貢、使無忘服也、故分陳以肅慎氏之貢、君若使有司求諸故府、其可得也、使求得之、金積如之。

以上は其全文なり、從來は大抵前段の一節を引用するが爲め、其事情を悉すこと能はず、故に今回は殊更其全部を掲載せり、而して此國語は彼の左氏が左傳を編成する以前に戰國諸侯の地方別を明かにせんが爲め、特に撰定せしとの説あつて、其こと略ぼ動かざる有様なれば、前掲の諸書に比して、其確實性を帶ぶることは異論なけん、斯く書物上の性質は他書の如き疑惑を懐く必要なしと雖も、此記事は孔子時代なるにより、其以前の狀態は之を決定し得ざる憾みあり、併し本書の文を按ずれば、武王殷に勝ちて道を九夷、百蠻に通せし結果、肅慎氏始めて石弩を貢せしとの

ことは或は事實有り得可きこと、信ず、何となれば其後交趾の來貢も矢張り此結果と覺しく、又秦の始皇、漢の武帝、唐の太宗等、其威武の揚れる際は、常に外夷との交通開け行く實例多きにより、周初武王の時と雖も、其例なしとは云ふ可からず、猶本文に因て考ふれば、當時其矢栝の上に肅慎貢矢の由を刻銘し、之を武王の女に分與して、陳に嫁するに當り、其引出物として贈與せしに似たり、而して孔子は其記録、古傳等を知れるが爲め、陳公に之を答へて、其府庫を開かせしに果してこれ有りしとことなれば、右は架空の談にもあらざるべし。

猶後漢書の東夷傳中に。

及武王滅紂、肅慎來獻石弩楛矢。

と記せしは、顧ふに前掲國語の文中より脱化し來れるものならん、已に周初に於て肅慎の中國に通せしことありとすれば、彼の竹書紀年に載せたる、舜の條は別として、周以後のことは多少その形迹を存するものと謂ふを得べし、併し茲に注意すべきは當時肅慎の居住せし地點なり、今、後漢書の東夷傳中、挹婁の條を按ずるに、次の如く記せり。

挹婁古肅慎之國也、在扶餘東北千餘里、東濱大海、南與北沃沮接、不知其北所極、土地多山險、云々。

爰に東、大海に濱すとあるは、恐らく日本海を指せしなる可く、又南、北沃沮に接すとあるは、其北沃沮の地が、大體今日にて曰へば、朝鮮の咸鏡北道と覺しければ、其北方は彼の寧古塔より興凱湖方面の地點を指すに似たり、然らば周初武王の時代に於て、此遠隔の地域にまで、能く其威力が到達し、右の結果として、肅慎族が朝貢せしやと曰ふに、斯は事實上然らざる可し、何となれば、當時は未だ遼東の地域すら不明の爲め、箕子朝鮮説の如きも、之を信せざる人世上に多し、然るに彼の沿海州に跨がれる、東北方の肅慎族が遠く長安に都せし周室に朝貢せしとは全く信ず可からざる點あればなり、已に一方に於て信を置く可しと言ひ、又他方に於て朝貢を非認するは如何と曰ふに、余の所見によれば、當時肅慎の居住地は、後漢時代の場所に非ずして、猶遙かに西々南に展び居たるものと考ふるなり、何となれば前掲、史記の五帝本紀には、北は山戎、發、息慎とありて、猶其以前の左傳には

肅慎、燕、貉我北土也。

と記し、又逸周書にも前掲の如く「成周之會、正北方稷慎云々」と明言すればなり、蓋し三代若しくは其已前に於て、北方と稱せしは、燕より以東に及ぶ者あらず、故に最東方と雖も、此燕を限りとせり、而して其北は即ち今の内蒙古の地なれば、假令肅慎は、逸周書の如く、其正北方に非ずして、幾分か猶東方に寄れりとするも、彼の熱河の地域を超ゆることはなかる可し、斯く周初に於て、肅慎民族が、西方に進み居たる形迹あるにも拘はらず、世人は主として、後漢書以後の記事を取り、殊に晋書には「北極弱水」とあつて、其河は松花江の本流を指すに似たれば、益々以て北方寄りとなり、先づ東北民族中の最遠に屬せりと爲せり、然れども彼等が始めより斯かる極遠の地に居れば、到底周初時代に於て、周室に貢するの理由なく、周も亦其國あるを氣附かざる可し、然るに肅慎が周の盛大なるを聞きて、楛矢、石弩を貢せしは、實に中國の地に接近し居たる證據にして、或は薊、燕などの勧誘に依るか、或は古傳の如く、當時朝鮮國が燕國と隣接し、其統治者に強ひられて、周に朝貢せしにはあらざるか、孰れにせよ、双方の接近は略ぼ疑ふこと能はず、此點は又貂種族の如き、東胡民族の如きも皆同一にして、彼等が漸次東北方に退きしは、一に漢族諸侯の強勢に壓迫せられし結

果ならんが、尙立入りて論ずれば、漢族は貂種を追ひて、其故地を奪ひ、貂種は又肅慎を壓して順押しに東北方の地に驅逐せしやの觀を示せり、而して其移動は周初以後、五霸興隆の間にある可しと考ふるなり。

以上述ぶるが如く、肅慎民族は、周初時代に於て、燕の正北、若しくは熱河地方に住居せしにも拘はらず、貂種族が漢民族に押されし結果、俱押しに押されて漸次東北方に退きしが、此肅慎族の生活状態は先秦の書は勿論のこと、其後、史記になく、漢書になく、三國志に至り極めて些少の記事を掲げたり、故に其文を左に載すべし。

三國志、魏書四卷、三少帝の分陳留王魚の景元三年の條に曰く。

夏四月、遼東郡言、肅慎國遣使重譯入貢、獻其國弓三十張、長三尺五寸、楛矢長一尺八寸、石弩三百枚、皮骨鐵雜鎧二十領、貂皮四百枚。

此記事は多少評論を要するにより、其ことは後段に述ぶることゝすべき、何にせよ、彼等が金石兩時代の過渡期にありたる状態を知るには、非常に有益の文なるを以て、次に其點を一言すべし。

魏の景元三年は、蜀の亡ぶる前年、即ち我が皇紀九二二年にして、應神天皇の即位

六十二年に當れり、當時肅慎と認められたる支那東北部の民族は一方に石鏃の矢を用ゆる爲め、其國産と共に右三百個を献上せし次第なるが、之と同時に皮骨鐵雜鏃（即ち獸皮、獸骨及び鐵片等を雜へたる鏃二十領を貢獻せしは實に面白き事柄と謂ふ可し、蓋し肅慎の石鏃と稱するものは確否の論を別として、文獻上には隋唐の頃まで行はれしことを記載せり、而して一方には又鐵器を使用せし有様略ぼ判明し來るにより、彼等が鐵器を知り、又鐵材を使用せしことは恐らく漢時代にある可く、唯だ其分量の少なかりし爲めか、或は製鐵の困難なりしによるか、孰れかの理由にて、之を失ふも惜しからざる矢鏃の類には、依然として舊式の石鏃を使用せしものならん、猶斯かる實例は他にもあり、彼のデンマーク地方の先史民族は其打製の妙を自得せる爲め、後年金屬器時代に入つても、尙、打製石器の使用を廢せざりし、既に歐洲に於ても右の如き類例あれば、更に他にもある可き筈なるが、此滿洲の東北部なる肅慎族と認められし人民も、確に其一たることは疑ふ可からず、但し前條の文は從來學者が見落せし爲め、嘗て引用せられざりしも、此民族の文化程度を知るには、實に大切の記事と稱せざるを得ず、唯だ併しながら右が余の所謂肅慎族と同

一なるや否やに就ては大に攻究す可き必要あるにより、以下其事柄を略説す可し。周代の肅慎族を以て挹婁と斷定せしは其始め何人の説に出づるやを知らずと雖も、恐らく晋書の編者ならん、今、同書の挹婁傳を見るに。

肅慎氏一名挹婁。

と記して、二者の一致を斷定せり、然れども二者の混同を來せし本源は矢張り三國志にあれば、猶彼書に就て一言すべし。

三國志には前條の外、鮮卑傳魏書卷の三十の末尾に左の如く記せり。

書稱東漸於海、西被於流砂、其九服之制、可得而言也、然荒域之外、重譯而至、非足跡、車軌所及、未有知其國俗殊方者也、自虞暨周、西戎有白環之獻、東夷有肅慎之貢、皆曠世而至、其遐遠也如此云々。

茲に西戎の獻、肅慎の貢を曠世にして至ると曰ふ以上は、前條肅慎の入貢に對しても、重ねて此中に記載するか、或は前文の續きに古來の事を引くべき筈なれども、其迹全く見えざるは、要するに中央の地には未だ彼等の状態が判明せざりしことを知るに足れり、次に同書の挹婁の條を按ずるに。

挹婁中略古之肅慎氏之國也。

と記述せり、此古へ肅慎氏の國なり」と曰ふは、彼の挹婁が肅慎族の變名なりと曰ふ意味にはあらず、要は民族の入れ代り位に解せしものなる可く、其後に至つて、宋の范華も後漢書に於て亦同一記事を掲載せしに、晋書に及んで全く舊説を變更し、二者を同一民族と決定せしは實に獨斷推考の甚しきものと云ふ可し、然れども其爰に至りし所以は一に楛矢、石弩の一致點に基きし爲めなる可く、更に此信念を強くせしは事實上、三國志、陳留王傳の記事に淵源せしなるべし、已に三國志が一度其記述法を誤りし結果、晋書の獨斷となり、其獨斷が應て後世、肅慎、挹婁の一致説を生み出だせし譯なれども、之に就ては單に古書の誤謬訂正のみを以て足れりと爲す可からず、故に其誤謬發生の原因と、又挹婁民族の生活状態とに就て記載すべし。

肅慎、挹婁の一致説は何に據て生ぜしやと曰ふに、其第一は肅慎の西方より追はれて東北方なる後の挹婁地方へ逃込みたる事、第二は肅慎も挹婁も俱に石器を使用せしこと、第三其弓箭の略ぼ同一なりしこと、是等の三者が恐らく右混同の根源を爲せしならん、然れども支那の歴史、地理等を記する者は斯かる點に對して深甚

の注意を拂ふ例少なく、多くは前書の文を踏襲するか、或は三國志、晋書等の如く、或は混同し、或は妄斷するかの弊風あり、故に其判斷を誤る次第なるが、實例上より曰へば、甲民族が乙地に追はれ、乙民族が丙地に入るが如きは世間多數の例ありて、別段特記する必要なく、又第二の先入者も、後入者も與に石器時代の民族なりしと曰ふ例は現に我が日本に於て其好適例あり、即ち坪井博士の所謂コロボツクルは先入者にして、彌生式民族は後入者なり、併し茲に注意す可きは彼の先入の肅慎族と、後入の挹婁族とが同じ石器使用の人民なりとするも、挹婁は金石兩器の過渡期にありて、肅慎は石器使用の點のみ世に知られて、金屬器の用途は不明なり、故に此程度は恐らく不一致なりしなる可し、次の第三なる弓箭、鏃石の一致點は主として楛矢の二字にあり、此楛矢が如何なる樹木なるやは全く不明なりし爲め、説文には單に「木也」と記せり、而して後世の解釋には「形似荆而赤莖似著」など稱すれども、猶判然せず、顧ふに北支那、滿洲等の地方に於ては氣候の關係上、竹類なく、矢がらは總べて柳を用ゆるにより、楛も恐らく楊柳の類なる可く、隨て右は北方通有の樹と稱す可く、石弩の二字は石製の鏃と云ふ外に何等の特徴なきを知るべし、斯く論説し來る

時は前記の三點も何等混同誤謬等に陥る恐れなき譯なれども、古昔諸事不明の際は之を甄別する力なく、遂に舊時の如き誤謬を來たせし次第ならん。

右の記述によりて、周代の肅慎族が漢代に入りて挹婁族と稱せられしは、宛も日本第一石器時代民族が孰れよりか侵入し來り、次に第二の彌生式民族が南方より入込みたる状態に類し、前後其種族を異にせしと覺しく、之を一民族と見るは誤りなることを知るに足らん、猶觀察の如何によりては、肅慎族の移動を認めず、彼等は古く西方の地に亡び、其傳説が東北に移りて、挹婁族の間に入り、三國志は偶々其肅慎傳説入りの挹婁を紹介せしものと言ひ得ざるにもあらず、されども人類移動の實例は古今殆んど絶ゆることなく、殊に前傳は扶餘の貊族傳説と略ぼ同程度の價値ある可きを想ひ余は肅慎移動説を執りし次第なり、次に肅慎と挹婁とが全く異なる民族とすれば、其時代の遺跡遺物は俱に多少の相違あるやも圖られず、雖も今日東蒙及び北滿等の諸遺跡は本邦の如く明かならず、就中挹婁の本據地なる寧古塔方面は全く不明なり、故に其異同を辨別すべからざれども、彼の渾河以北に存する打製磨製兩石器の混交状態は恐らく肅慎、挹婁の二民族中、其孰れかに緣故

ある可しと考ふるなり。

以上の如く、肅慎と挹婁とは古く漢代に混同せし形迹あり、而して其後益々混亂を重ねしが、序でなれば先づ其異同を辨別す可し。

三國志、魏書卷三十、挹婁の條に曰く。

挹婁在扶餘東北千餘里、濱大海、南與北沃沮接、未知其北所極、其土地多山險、其人形似扶餘、言語不與扶餘、句麗同、有五穀、牛馬、麻布、人多勇力、無大君長、邑落各有大人、處山林之間、常穴居、大家深九梯、以多爲好、土氣寒劇、於扶餘、其俗好養豬、食其肉、衣其皮、以豬膏塗身、厚數分、以御風寒、夏則裸袒、以尺布隱其前後、以蔽形體、其人不潔、作溷在中央、人圍其表居、其弓長四尺、力如弩、矢用楛、長尺八寸、青石爲鏃、古之肅慎氏之國也、善射、射人皆入眼、因矢施毒、中皆死、出赤玉好貂、今所謂挹婁貂是也、自漢以來、臣屬扶餘、扶餘責其租賦重、以黃初中叛之、扶餘數伐之、其人衆雖少、所在山險、鄰國人畏其弓矢、卒不能服也、其國便乘船寇盜、鄰國患之、東夷飲食類皆用俎豆、唯挹婁不法、俗最無綱紀也。

此原文に就て少しく解釋を下さんに、元來挹婁の根據地は右の文にては明かな

らず、たゞ扶餘の東北千餘里と曰ふこと、及び濱大海、南與北沃沮接と云ふ點が常に寧古塔方面と指定せらるゝ所以なり、然れども扶餘を今の農安説とすれば大略其東方にて東北と曰ふ程にはあらず、又假に北を加へて東北とするも、其大海に濱すとある、此海は日本海を指すに似たれば、寧古塔は餘り奥まりたる觀ありて適當せず、寧ろ興凱湖邊にあらずやと思へども、今是等の點を考定す可き餘暇なきにより、他日に譲るも、其人形扶餘に似たりと曰へば、此二民族の容貌は互に類似せしものと見えたり、次に五穀、牛馬ありと云へる點は大に注意す可き事柄にて、石器使用の人民が已に此程度の文化を所持せることは歐洲にては嘗て其例を聞かざる所なり、次の穴居は縦穴にて、猪は今日の豚を指せり、而して其肉を食ひ、其膏を塗り、又其皮を衣るとあれば、此家畜の用途は廣かりしに似たり、次に弓の長さ四尺とあるは前條三尺五寸の獻弓に比して五寸長きに似たれども、要するに同一程度のものならん、次に彼等が漢以來、扶餘に臣屬せりと曰へば、二者の關係は相當に古くより繼續せしものゝ如し、勿論是等の記事は其全文を丸呑みにして信す可きや否やは不明なれども、大體に於ては斯かる程度と見て不可なからん、次に後漢書の文を見

るに、處々文字の配置を異にすれども、全體は三國志其まゝにて、一事の増加を爲せし點なし、殊に尤も大切と思はるゝ牛馬の二字を削り、又大君長の大字を除きたるが如きは實に亂暴と謂ふ可し、蓋し挹婁族の如き者にして、牛馬の有無は其生活上に大關係あり、又大君長の大は小君長の存するを示す譯なるに、之を改めて單に「無君長」と記するは其意味に於て大差あり、猶陳留王傳中の肅慎記事を略せるにより、非常に改惡の文となれり、又三國志には「今所謂挹婁貂是也」とあるにより、當時朝貢か貿易かによりて、中國の地に挹婁貂の來りしことを知るに足る可く、又「扶餘責其租賦重、以黃初中叛之、扶餘數伐之」と記せしは皆事實上の出來事と覺しく、尤も大切の點なるに、凡て之を省略せしは其書物の年代關係上已むを得ざる義とは曰へ、益益權威なき記事と爲れり、但し其可否は暫く措くとするも、此改作否な寧ろ省略の間に二民族の混同は益々甚しきを加へし次第なるが、晋書の如きは一方に新事實を傳へて、他方に誤謬を重ねし記事を掲載せしこと不思議なり、今對照の爲め其文を次に載す可し。

晋書卷の九十七肅慎氏の條に曰く。

肅慎氏、一名挹婁、在不咸山北、去扶餘可六十日行、東濱大海、西接寇漫汗國、北極弱水、其土界廣袤數千里、居深山窮谷、其路險阻、車馬不通、夏則巢居、冬則穴居、父子世々爲君長、無文墨、以言語爲約、有馬不乘、但以爲財產而已、無牛羊、多畜猪、食其肉、衣其皮、績毛以爲布、有樹名雜常、若中國有聖帝立、則其木生、皮可衣、無井竈、作瓦鬲、受四五升、以食、座則箕踞、以足挾肉而啖之、得凍肉、座其上、令暖、土無鹽、鐵、燒木作灰、灌取汁而食之、俗皆編髮、以布作襜、爾雅の釋器に、衣蔽前謂之襜とありて、本來腰部の前面を覆ふものと見えたり、徑尺餘、以蔽前後、將嫁娶、男以毛羽、插女頭、女和則持歸、然後致禮、娉之、婦貞而女淫、貴壯而賤老、死者其日卽葬之於野、交木作小棹、殺猪積其上、以爲死者之糧、性凶悍、以無憂愛相尙、父母死、男子不哭泣、哭者謂之不壯、相盜竊無多少、皆殺之、故雖野處、而不相犯、有石弩、皮骨之甲、檀弓三尺五寸、楛矢長尺有咫、其國東北有山、出石、其利入鐵、將取之、必先祈神、周武王時、獻其楛矢、石弩、逮于周公輔成王、復遣使入賀、爾後千餘年、雖秦漢盛、莫之致也、及文帝作相、魏景元末、來貢楛矢、石弩、弓甲、貂皮之屬、魏帝詔歸于相府、賜其王僇雞錦、罽絁、帛、至武帝元康初、復來貢獻、元帝中興、又詣江左、貢其石弩、至成帝時、通貢於石季龍、問之、答曰、每候牛馬、向西南眠者、三年矣、是知有

大國所在、故來云。

此文を卒爾に讀下すれば、凡て眞事實の如くなれども、其間に混亂と誤謬と種々込入りたる點あれば、撰んで取る可き必要あり、例せば肅慎氏を一名挹婁と斷せしが如き類を除外するとしても、彼の一方に牛羊なしと云つて、他方に「牛馬西南に向つて眠る」と記し、又三國志の文を採て「石弩、皮骨の甲あり」と云ひ、或は魏の景元の末に來りて楛矢、石弩、弓甲、貂皮の屬を貢す」と二様に書して、其尤も大切なる鐵、雜、鎧の三字を除きたるが如きは不都合と曰ふ可し、又周武以下の文も古書の切抜きなるが、併し右以外は多く新見聞と思はるれば、其點は大に參考に資するに足れり、殊に注目す可きは「瓦鬲」を作つて、四五升を受くるの文にして、此鬲形の土器は滿蒙の石器時代遺跡よりも出づる例あり、右は古代支那漢族の器物を模倣せしやに思はるるものなるが、其品挹婁不法の俗、最も綱紀なし」と稱せられし彼等の間に行はれたりとすれば、之をも同一視す可きや否やは聊か躊躇せざるを得ず。

附言。挹婁は前代其物なかりしに、晋時に入りては既に斯かる器物を模造する程度に達せしものか、孰れにせよ注意す可き點なり。

又此書は舊來金石兼用の過渡期にありと思はるゝ挹婁族に對し土に鹽鐵無し」と断定して純然たる石器時代の民族と化し了れるは固より輕率の譏りを免れざる可しと雖も、何にせよ其未開野蠻の屬たりしことは略ぼ推測せらる、而して彼等の生活、風習等が如何なる程度にありしかを知るに就ては甚だ得難き好資料と稱せざるを得ず、殊に其風習中の婚禮、葬式等は尤も面白く、又斯かる程度の人民も場合によりて、遠く楊子江以南の晋朝にまで朝貢せしが如き實例は一に文化追慕の思想に出づるのみにあらず、全く交通、貿易の手段を達せんが爲めと覺しく、此事實は又移して以て周初、肅慎の長安に貢獻せし事相をも判斷し得可しと信ず、猶彼等の間には毛織物有り、五穀有り、麻布有り、赤玉好貂の産物あれば、決して之を野蠻、輕視すること能はざるを知る可し。

此後、挹婁は勿吉と改稱せられ、更に高句麗族と其勢力を争ふ迄の位置に達せしと雖も、彼の石鏃の使用者たることは依然舊時の如くに記載せらる、其當否は尙一考の餘地あらんが、何にせよ支那の東北民族中、其魏晋以後まで石器使用の域を脱せざりし者は獨り此挹婁の一群にして、彼が又古來肅慎族と混同せられしことも、

亦悠久の年代なりし、而して今日滿洲北部に發見せらるゝ石器類が全部彼等に關係を保つこと能はずとするも、其一部は多少何等かの緣故を繼續するものと見て不可なからん。

附言。挹婁地方を肅慎の居所と認めたることは、魏書卷二十八の母丘儉傳にも記載せり、曰く。

儉(母丘儉也)遣玄菟太守王欣追之、過沃沮千有餘里、至肅慎氏南界、刻石紀功云々。此沃沮の北方千有餘里が、肅慎氏の南界地と曰へるにより、非常に遠隔の箇所と思はるれど、其次に「刊丸都之山、銘不耐城」と續けたれば、矢張り挹婁の居地を指せしに相違なし、而して之を挹婁と曰はずして、肅慎と稱せしは其遠きを表せんが爲め、且つは二者同一族と断定せし結果、特に古きを撰みて其名を記せしものならん。又言く。雞林舊聞錄(吉林省内の故事を記せしもの)中に、肅慎の石弩を記して次の如く曰へり。

肅慎氏之貢矢、自春秋、至晋時多有之、其矢或曰楛矢、或曰石弩、柳邊紀略云楛矢長三四寸、色黑、或黃、或微白、有文理、非鐵、非石、可以削鐵、而每破于石、居人多得之、虎兒

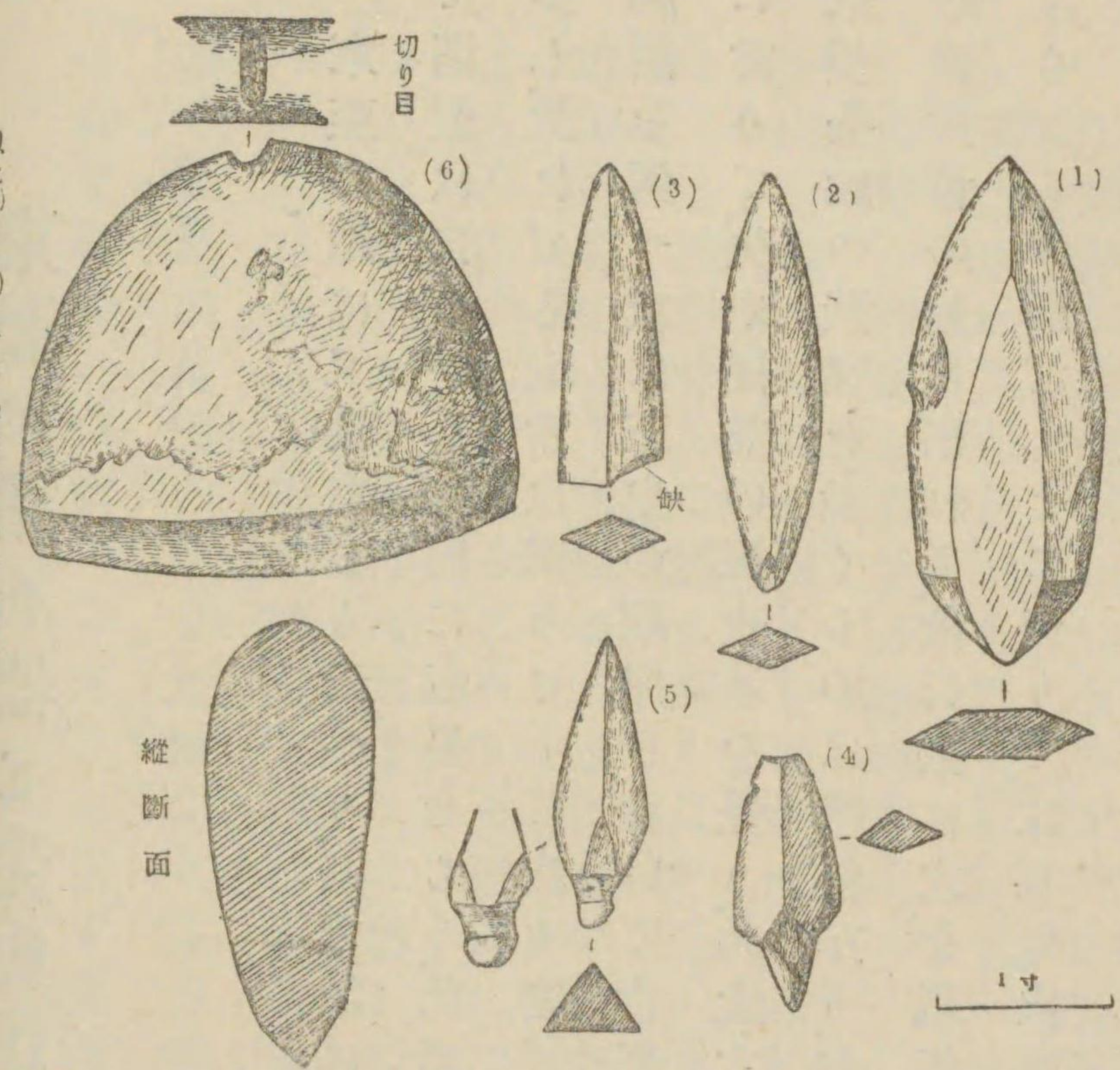
哈河、此楛木矢？說也、池北偶談云、吳漢槎、以順治十五年流寧古塔、至康熙辛酉歸、至京師、出石弩其狀如石、作紺碧色、言出混同江中、乃松脂入水年久所結、卽所謂肅慎之矢、此又石弩說也、楛矢、石弩、一是二、已不可知、當時以此爲鏃、所出必夥、今則此物不可得見、卽見亦無識者矣。

石鏃を指して楛と鏃とを混同せり、石にあらず、鐵にあらずと云ひ、又松脂水に入ること積年、化して鐵と爲るなぞ云へる説は、姑く措きて、是等の品が俱に舊挹婁地方の河中より出づることは、右の記事により略ぼ推測せらる、日本にては海中より石器の出づることあり、又朝鮮にては豆滿江中より之を發見すること有り、されば滿洲の東北なる河中より俗に所謂肅慎の鏃を出だせばとて、決して奇とするには足らず、唯だ恨むる所は吾人同士間に於て之を採集せざるが爲め、滿洲の中部最南部等の作と比較すること能はず、されども已に古く其發見ある以上は必や採集の機會ある可きを信じ、參考の爲め、前文を掲載することゝ爲せり。

大正十四年十月起草

東亞の諸石器と先史民族

東亞の地は又極東とも云へり、其方域は主として支那、朝鮮、日本等を指せり、而して滿蒙は自づから其間に包括せらる、此諸國は其歴史甚だ悠久にして、民族又頗る多し、然れども太古は漠々として宛も密雲の天漢を覆へるが如し、故に或は開闢の神話を傳へ、或は三皇の順序を説いて古來區々の狀を示せり、近時科學の東漸するに當りて、先史民族の探查法を覺り、此太古時代を闡明する學者を生せしと雖も、猶東亞全般の狀況を説くものは絶無なり、勿論稀に之を説くものあれども、其多くは牽強附會の見に陥れり、故に余は之を絶無と謂へり、然れども世人は概ね此謬説をすら知らず、酷だしきに至りては其先史時代の研究が目下那邊に進み居るやを覺らず、依然太古は邈たりとの語を繰返して安んずる者あり、是等は餘りに時勢後れ



以上(1)より(6)までは「支那山東省壽光縣」發見の石器なり。
 (1)より(5)までは皆な粘版岩の黒色を帯びたるものなり。
 (6)の磨製石斧は水成岩の青鼠色を帯びたるものなり、其
 上部に凹みあること全體の形状は歐洲邊の作品とは異れり。

の憾みあれども、要するに此現象は一方の學者がプロバガンダを主とせざる結果にして責は後者にありと謂はざるを得ず、余は此研究者の一人として時に其報道を公にせしことあれども、未だ東亞全般の關係を述べし例しなし、これ自身調査の資料が大いに不足を感せし爲なれども、世人は必しも研究者たる必要なく、寧ろ其結果を知りて參考に供すれば足れる譯なり、故に余は自己研究の不足は他日別に補ふこととして茲には從來知られたる分に對し、自他共に之を略敘して更に平素の所見を併せ述べ、聊か同好者の

一助に供せんと欲す、但し其詳細の點に至りては後日改めて再記すべし。

一 先史時代の研究には文獻を要せず

考古學上の時代順序は大略三期の區別あり、第一は之を先史時代と云ひ、國によりては此中に銅器、鐵器の兩時代をも加ふ、即ち純粹の歴史以前を指すなり、第二は之を原史時代と云ふ、即ち口碑、傳説を交ゆる時期にして記録猶乏しき際を指せり、第三は之を有史時代と云ふ、即ち確かなる記録の初まれる時期を意味せり、是等のことは古く余の著書中に載せられたれば爰には別に再説せざれども、要するに人類の歴史(無記録時代をも含む)中、最も悠久の時期を經過せしは實に此先史時代にして之を歐洲の實例に徴すれば太古數十萬年に達せりとの學説もあり、東洋の調査は未だ西歐に及ばざれば年數の長短は固より判然せざれども、往年ジャバ地方より人猿中間動物の古骨を出せしことあり、又支那よりも化石人類の骨を發見せりこと云へば、或は彼我俱に其年代に大差なきか、今是等太古の人類論は姑く措き、彼の歐人の所謂新石器時代(Neolithic)に屬する類を見るに、世界の諸國は此石器時代の後

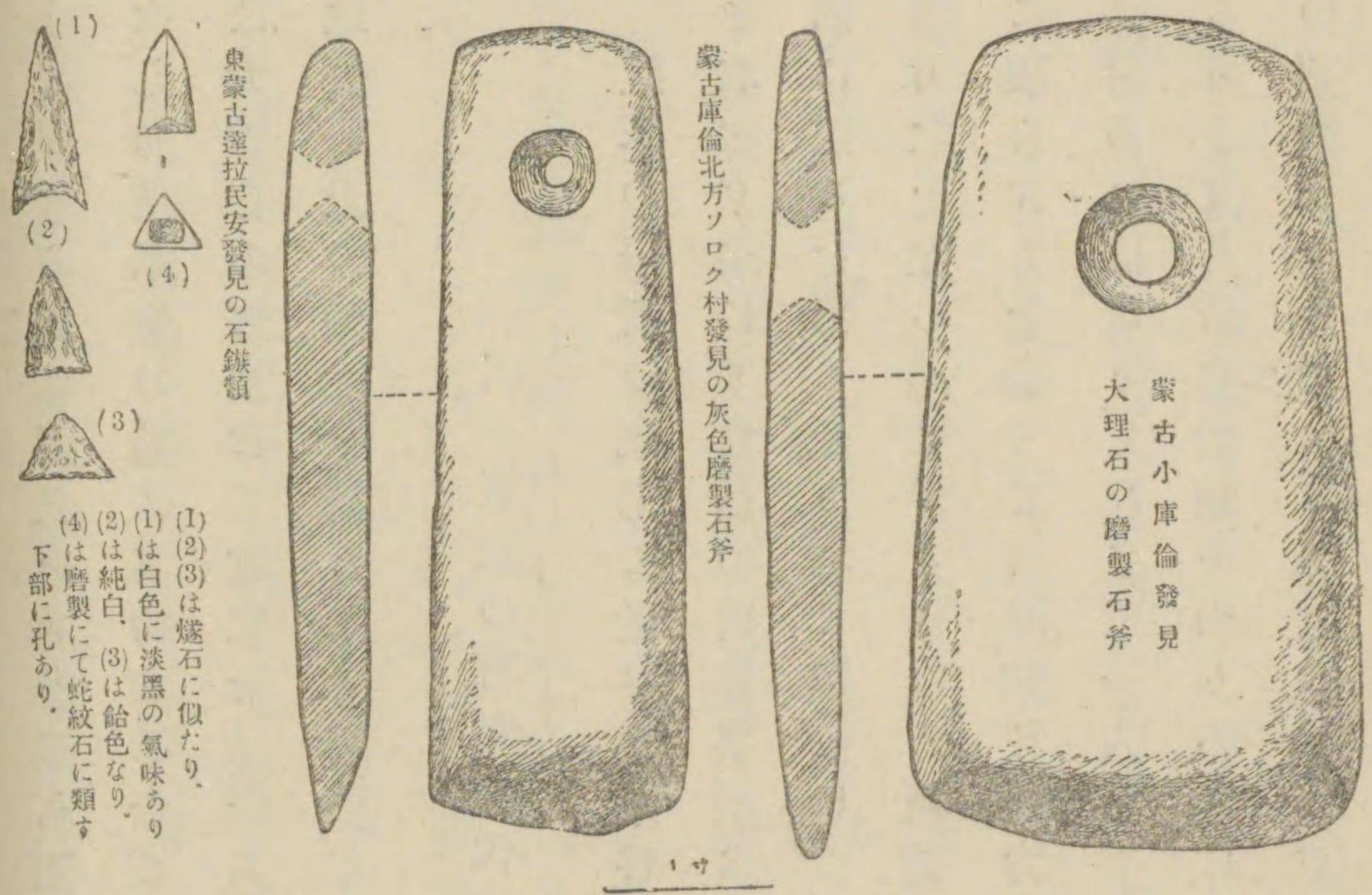
期に當る分と雖も、古代の記録は其詳細を傳へず、又其民族をも録せざるなり、勿論支那に肅慎の石罫と云へることあれども、他は全部不明なり、此不明の民族と時代關係と進歩の程度と風俗状態とを知られるは如何なる方法に依りしものか、これこそ又多く世に知られざるにより、左に其一端を記して参考に供ふべし。

歐洲の考古學者は研究古物の新古に拘はらず、常に (Contemporary method) として其時代時代の現物を土臺として細大漏さず推究する方法を執れり、こは固より當然のことなれども、彼の事毎に何等かの記録に據らんとする古風の場合にこの新手段を採りしは大に感すべき次第にして、斯學の權威も實に茲に基けり、而して先史時代の遺跡、遺物は何れの邦國も記録上に見えたる例しなれば勢ひ前條の方法を採る必要あり、又之によれば強て後世の文獻を探り、時代違ひの比較を立つる要もなく、其對照は直接現代の野蠻民族に試むれば即ち足れり、斯くして精考推究せば略ぼ當らざることなし、但し其年代の古さは之を埋没の状態と覆土の厚薄、又其地方の風土氣象及び位置の高低、人爲上の作用等を探討して深く考察を下し、又民族の如何は主として骨格調査に待ち、又古人種上の舊記が幸に存在し、其中何等か採

る可きものあらば之をも參照し、彼是の一致を見出せば稍々正確に近き歸結を得べし、勿論細微の點は其物と場合とによりて決定する必要あれども、土中物の多くは大體右の方法にて攻究せば即ち可なり、猶古石器時代 (Palaeolithic) の事に就ては地質學上の知識を借ること肝要なる可し。

二 東亞の石器時代研究者

近來の學者は概して世界を丸呑にする連中多し、然れども是等は、大抵他人の説を取次ぐ迄にて、自己の研究事項は極めて少く、若しこれ有りとせば至つて狭き範圍に限るを常とせり、右と同様に先史時代の研究項目も亦東亞の全般に涉りて獨力之を究めんとするは寧ろ無謀にして、其精緻を盡さんと欲せば勢ひ一箇國位に限らざるを得ず、これ時間と精力と費用と便宜と慣熟と比較と俱に自在を得る必要あればなり、それとて一人にては無理なれども、こは場合によりて已むを得ざる可く、又其研究範圍が餘り狭きに失すれば却つて偏狹に陥る恐れあり、故に正當の判斷を下さんとする者は先づ日本、朝鮮、滿蒙、支那等各其一國位に止めて之を通

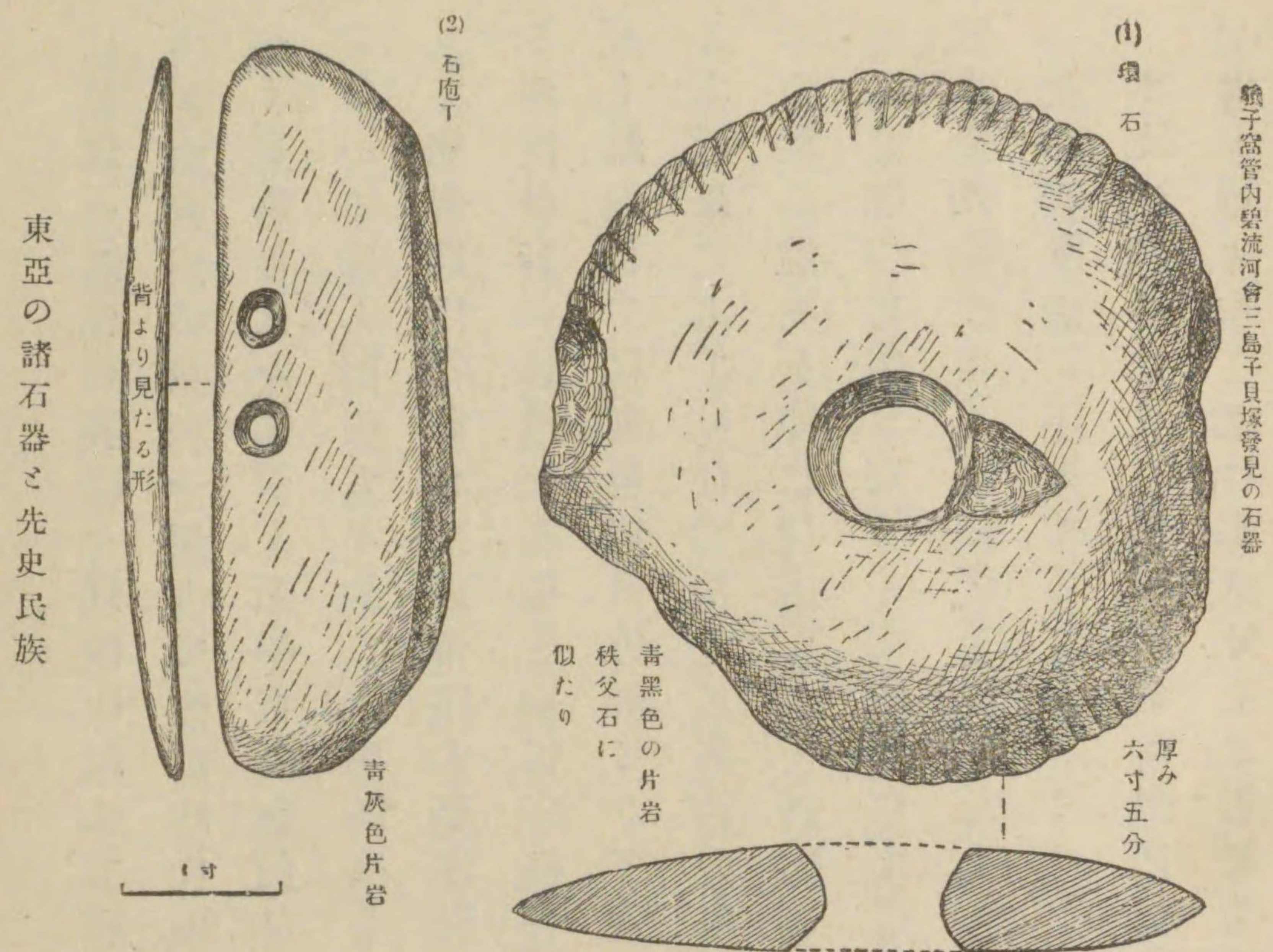


覽し之を研究する必要ある譯なるが、時代の關係上其見聞の廣狹と人物の分量とは互に一致すること能はず、隨て遺跡、遺物の發見も大なる異同ありて平均を得ざるは遺憾と謂ふ可し、然れどもそれ等は省略して茲に其功勞ある人物の二三を擧ぐれば先づ左の數氏なるべし。

日本の石器時代研究者は何と云つても米人モールスが其始めなる可し、勿論石器の採集家は案外に古く存し、又之を肅慎民族に當てたる人物には新井白石の如き學者もあり併し新研究の法によりては彼のモールスを以て嚆矢と爲す可く、又同時に神田孝平氏あり氏は無數の石器を集め、其民族をアイヌな

りと稱せしが、大體氏は古への弄石家に近くして純然たる研究家にはあらざりしなり、而も氏は東京人類學會の會長として、坪井、白井、神保、小金井、渡瀬、丘など云へる諸博士の新進を助け、遂に日本に於ける斯學の隆盛を致せし大なる贊助者なれば其功績は決してモールスに譲らざるなり、此他外人としてはモールス以前に墺人シーボルトあり、又ジョン、ミルンあり、其外、邦人の間にも明治前後より多少石器を集めし人物あれども、此新研究に對しては左程の效果なかりき、其後の代表者として遺物の研究家側に故坪井博士あり、人骨調査の側には小金井博士あり、共に石器時代の民族に就ては反對の意見を主張し、坪井氏は之をコロボツクルと稱し、小金井氏は右をアイヌなりと唱へ、兩々相對峙して降らず、坪井氏は其後露都に於て物故せしが、小金井氏は今も尙健在にて其主張を曲げざるなり、而して今時鳥居喜田、濱田の諸君又頻りにアイヌ説を襲へども、一方解剖學者の足立、長谷部の二博士は又アイヌ説に反對し、余も亦アイヌ説は採らざるなり、猶是等の事は後段に述べべきも日本に於ける石器の研究者は其實數百名の人々存在し、三十餘年間絶えず各地の採集、探查を勉めし結果、遂に今日斯學の盛況を致せし譯にて、此熱心と多

人数とは懸て第二の石器時代民族をも発見せり、其は今日彌生式と稱せらるゝ土器を出す遺跡地にて、此物は始め蒔田君と云へるが東京の道灌山にて多く発見し、尋で諸地方にも存在するを知り、世の研究家が競うて其遺物を採集せしも憾むらくは土器の外に獸骨、石片等のみありて純然たる石器を出さず、爲めに右は邦人祖先の祭器なりと云ひ、余等は之を古史に所謂土蜘蛛種族の遺跡なりと主張せしが、其後尾張の熱田に電車を通ずる爲め、名古屋方面より道路を開鑿せしことあり、其際偶然にも彌生式の遺跡に掘り當て土器と俱に石斧以下の品を発見し、茲に初めて石器と相伴ふことを知り、爾來各地にて同様の発見あり、中には越中氷見の近くにて天然の洞窟中より其遺跡を見出し、又九州の兩筑地方、畿内の近傍等にては彌生式以外の石器時代遺跡は絶無にて、彼のコロボツクル派の痕迹は全くなしと云ひ、或は畿内邊は其實兩遺跡ありてコロボツクル派の分は彌生式派の遺跡の下にありと稱せられ、其異同も同一民族の進化發達せるなりと云ひ、又別箇の民族なりと云ひて紛々たれども、要するに多數の研究家と長年月と多くの費用とが互に相寄り相伴うて遂に此諸発見と新氣運とを生せし次第なり。



次に朝鮮の分は明治三十三年余が彼地の調査に際し、慶尙道より忠清道に通ずる道路に於て偶々、凹み石の類を発見せしことあれども、當時は確乎たる遺跡を知ることは能はざりし、爾後朝鮮は併合せられ、初めて京城に共進會を開くに際し、鮮人側の出品をば促がせしに、咸鏡道地方の磨石斧類は古く明治十年代に彼の邦人が採集し居るものありて、其箱書付を見れば、皆肅慎の遺品と記載せり、されば鮮人も他民族の使用物として珍蔵する風は割合に往時より行はれしならんが、研究的に見ることは別になかりしなり、然るに仁川測候所長和田雄治博士

は彼地へ赴任の後時々近傍の地にて石器を發見し、又釜山に於ては小林君と云へるが金海邊の貝塚を探りて先史時代の遺跡たることを確めしが、抑もの始めなるべく、是等の人々は皆人類學會の會員なれば、其もとは同會の効果なりと謂ふも不可なかる可し、爾後大々的に研究調査を爲せしは友人鳥居龍藏君にて、其採集品は凡て總督府博物館と、東京帝國大學理科人類學教室とに在り、又報告の一端は大正五年度發行の古蹟調査報告總督府發行及び朝鮮滿洲と題する雜誌等に出でたり、蓋し鮮地にては總督府の方針として遺跡、遺物は一切他人の手を觸れしめざる爲め其結果として擔任者たる鳥居君の獨占的風習を示せしも、此弊は一方隱密の間に有益の遺物を他に持去らるゝ恐れあれば國家政策としては聊か考へものなり、但し是等の可否は別として同國にては鳥居君の外に一方の研究者として對立し常に遺物を注目し、又は之を記述せしものは恐らく余一人位のものにして他は皆一個の採集者に過ぎざるなり。

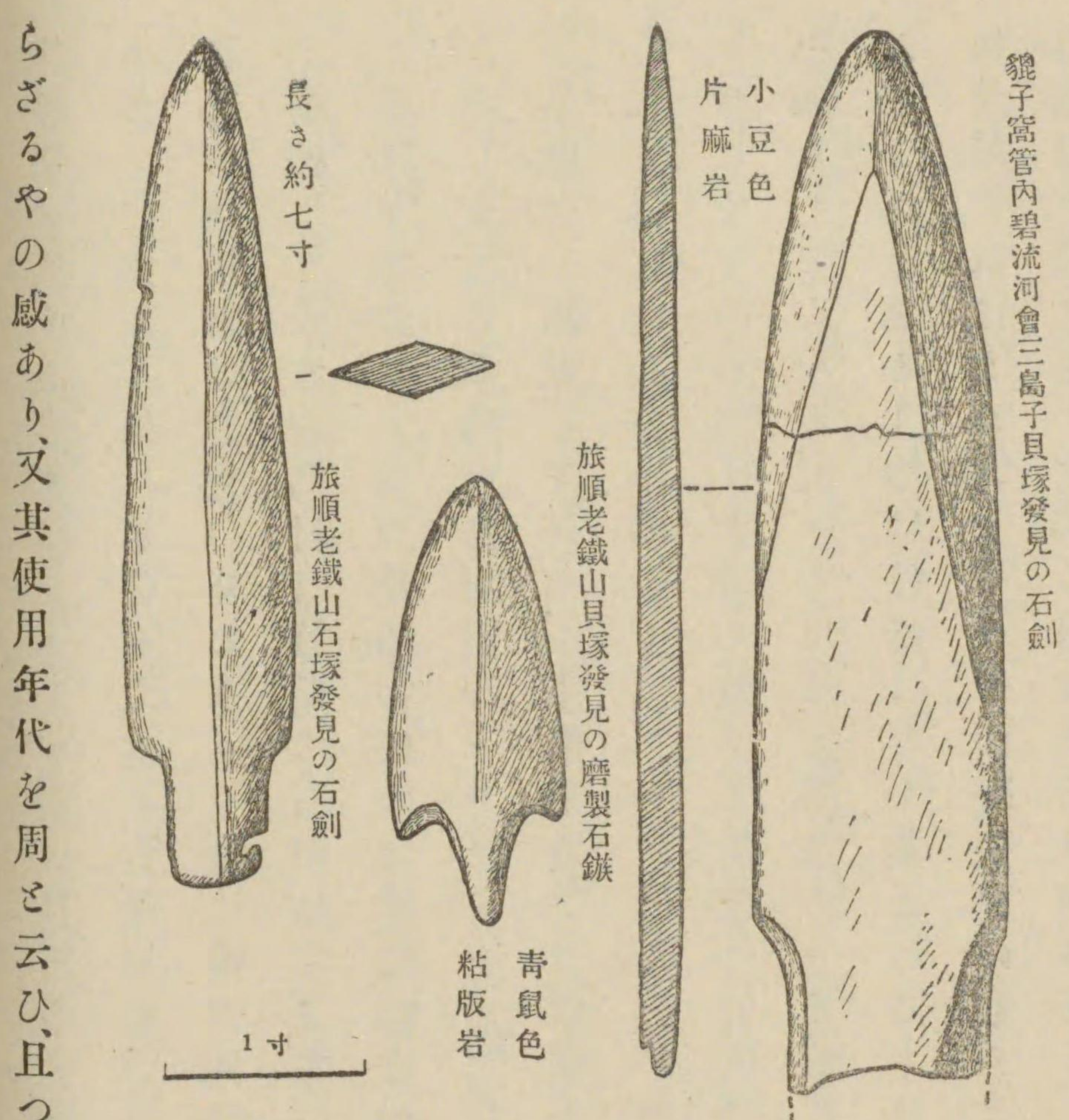
次に滿洲の地は日清戰役後、神保博士が半島の一角にて石斧を採集せしが抑も發見の始めにて其他軍人中にも石斧を拾ひしもの一人あり、然れども當時は未だ

其詳細を悉すこと能はざりしが、爾後日露の大戦あり、終つて南滿鐵道の經營に際し、多くの邦人が茲に來住せし爲め、大連、旅順の近傍にては其遺跡次第に發見せられ、尋で鳥居君は調査の爲め來滿し、遂に南滿洲調査報告の一書を出すに至れり、是と前後して大連の鳥村君、旅順の石川、松室、立花の諸君以下皆熱心に諸遺跡を發見し、遺物を採集せし爲め、南滿古代の状態は略ぼ明かなるを得るに至れり。

次に蒙古の遺物は鳥居君がカラチン王府に在る時其近傍にて採集せしもの及び鳥村君が滿鐵の在任中、小庫倫地方より收集せし品を請ひ受けし類其重なるものにて他には存否不明なり。

次に支那の石器は古書の載する所案外古きにより夙に蠻族所用の具たることを知りしならんも、又一方には天降説ありて、頗る、不思議の觀を呈せり、而も研究上よりこれを見る人物は往時になく、其これあるは恐らく近代ならんか、今余の知る所を擧ぐればウエストロッフの著、先史の状態 (Pre-Historic Phases) 中には日本の石器類などともに支那の磨製石斧を列舉せり、此書は西曆一千八百七十二年即ち我が明治五年の出版なれば、其實物入手は必や猶古かる可し、當時既に東洋諸國の

石器をも集めて研究の資料に供せしは洵に感ず可き次第にして、和漢の石器を學



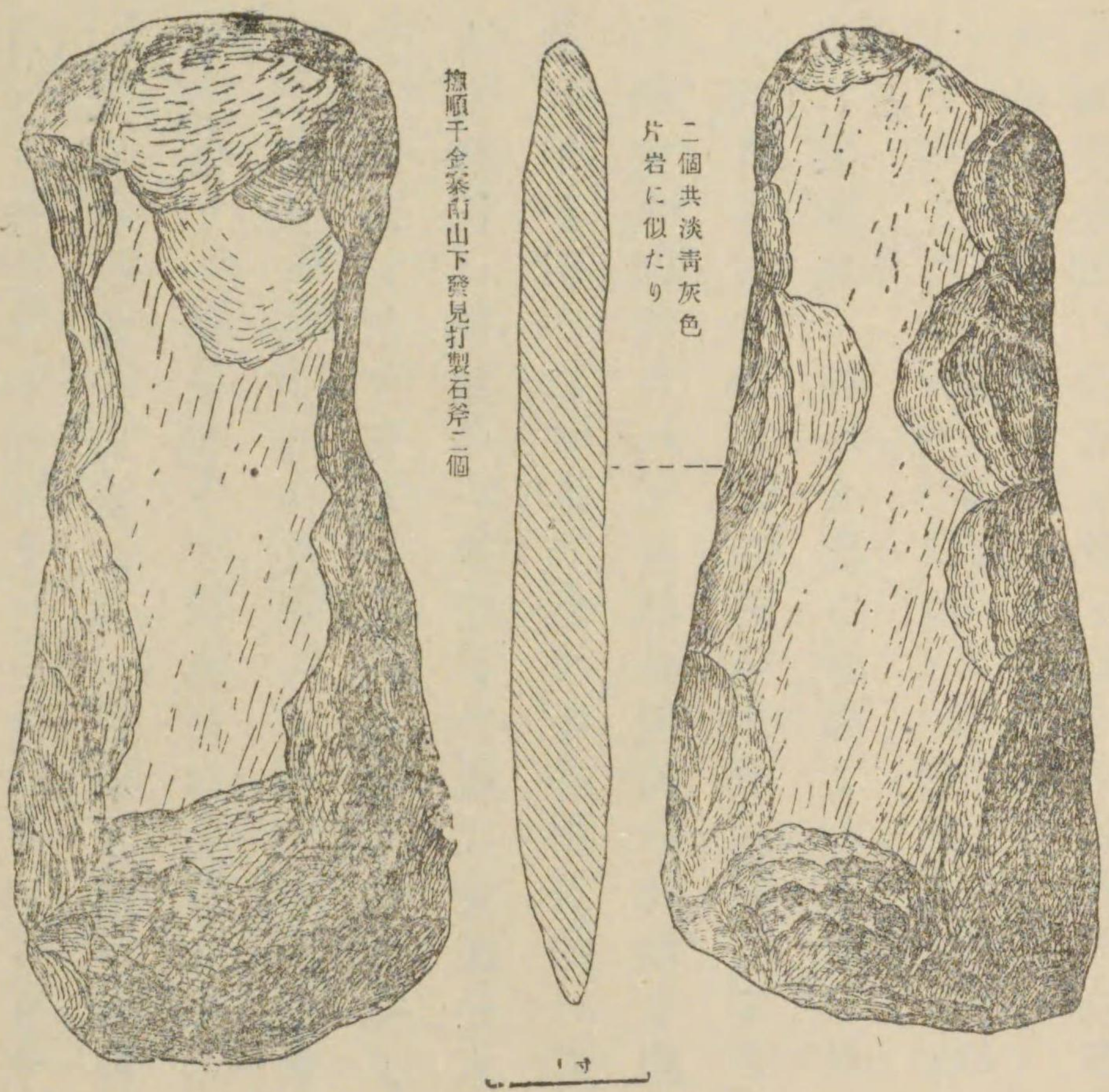
術的に世界へ紹介せしは恐らく此書なぞが初めなる可し、其後かゝる類の書は猶多數に存在せしならんが、極く最近の分としてはラウフェルの著、玉器(Jade)の中に多くの石器を登載せり、右は西曆一千九百十二年の出版なれば我が大正元年に僅々八年前の著述なり、隨て石器の種類も一にして足らず、又發見地方をも載せたれども、其石斧を多く鑿と稱せしは當らざるやの感あり、又其使用年代を周と云ひ、且つ漢族の器物と認めたるは願ふに

吳大澂の著書中に石斧を圭の類と信じて圖示せし爲め、其書を引用せし結果として根本を誤りしならんか、勿論漢族も石器時代の境涯にありし時期は確に存せしならんがそれは今の支那内地なりしや否やは不明也、我が邦の林泰輔博士は近頃漢族の石器時代に在りしことを考定せられしも、其場所は今の崑崙地方ならんと云へるなり、然るにラウフェルは陝西省邊の發見品を以て右に當るにより、林氏の意見とは大差を示せり、但し支那の石器に就ては古今によりて民族上に異同あるを以て大に注意を拂はざるを得ず、例せば古人は彼の天降説を口にする場合は別として之を實用品と見る折は多く肅慎説を主張せり、然るに近年は漢族自身が其祖先の具と信じ、外人又斯くある可しと思つて論ずるものゝ如し、今我邦の學者中其説を唱ふる例を見るに、文學士那波利貞君は「支那古代石磬考」の中に此ものは太古石器時代の遺風なりと云ひ、尋で林翁は「支那上代の石器玉器より見たる漢民族」と題する文中に前記の崑崙説を略敘せり、其如何は後に説くことゝするも、何にせよ是等の諸氏は皆研究上に功勞ある人物なれば余は深く敬意を表して之を世に紹介せし次第なり。

三 東亞の石器時代は総合的研究を要す

東亞の諸國は各其民族を異にし、又其歴史を異にせり、然るに先史時代に於てのみ獨り此國史的の範圍を超えて、其總合上の研究を要する所以は果して何ぞ、世には民族に境界なしとの語あり、又太古は國家なし、故に民族の遷徙移動は凡て隨意にして限界なく、爲めに範圍の廣きを要するは自然の理なり、然れども猶他に東亞民族一源論とも云ふべき學說出で居るに依り、其可否を決せんと思はば、勢ひ此総合的研究と觀察とを必要とするなり、但し其可否は別として、此事學問上多少利益あるにより、先づ其說を紹介すべし。

鳥居龍藏君が、人類學雜誌第三十二卷第九號に載せたる畿内の石器時代に就てと題する文中に曰く。是等即ち彌生式土器を指すの土器は朝鮮や滿洲、沿海州、東蒙古の石器時代の土器とよく類似して居つて、其形狀、紋様、把手などは殆んど全く同じであります、是等の類似と云ふものは決して偶然の一致とは思はれない、この間には面白い人種學上の謎が含まれて居ると思ひます、私は此の謎は畿内の固有



跡は先史考古學や人種學上から申せば、日本本島から壹岐、對馬、朝鮮の多島海の諸

東亞の諸石器と先史民族

日本人の遺跡遺物は東北方亞細亞大陸と深い關係が存在して居る事と考へます、這是單に土器の類似のみならず、石器のそれに於ても又同一の事實を示して居ります、私は日本の周圍の大陸や島嶼の石器時代遺物に注意し調査して居りますが、未だこの東北方亞細亞大陸の物ほどよく似たのを他で知る事は出来ません、而して斯くの如き固有日本人の遺跡はたゞに畿内ばかりでは無く、中國にも九州にも、關東にも廣く存在して居りますから、是等の遺

島嶼を經過し、大陸に聯絡して居ると申してよろしい、私は彼等のもと大陸から移住して來たものであらうと考へて居ります。

又同君は此後、有史以前の日本と題する書を著はせしが、其中には一層滿蒙日鮮古民族の一致を説き、又同書の弓矢を論ずる條には、匈奴の鳴鏑と日本の鳴鏑が互に一致する處より、矢張り人種上の關係あるが如しと云へり、此論頗る大膽にて、且つ容易に信ず可からざれども、何れにせよ土石器の或ものは多少類似する所あり、其類似は偶然の一致暗合か、或は交通往來の結果なるか、將た人種上の原因か、其孰れかを明かにするに就ても亦総合的に研究し通覽すること必要なり、勿論實地の研究は困難なれども、採集遺物の比較と報告上の圖畫對照とは敢て最難事と謂ふ可からずされば之を試みて判斷を下すこと最も必要なる可く、又場面の廣きだけに其興味も至つて深きを知るべし。

四 東亞の石器其他と諸學說の概要

東亞全般の先史民族を論ずるに就ては其基礎となる可き遺跡遺物の状態を知

らざる可からず、而して其詳細を説かんとせば勢ひ大冊を爲すにより茲には單に其要點のみを擧げて參考に供す可し。

日本の石器時代に前後の二種別あり、前者をコロボツクル派……近來はアイヌ派……と稱し、後者を土蜘蛛派……近來は原日本人派……と呼べり、此中コロボツクル派に就ては大陸關係の如何を説くものなしと雖も、土蜘蛛派に對しては滿蒙日鮮一致説を唱ふること略ぼ前條に述ぶる所の如し、而して何故斯かる言を爲すぞと云へば、一方石器の中に石劍、石庖丁の類あり、又他方に其特徴を示すべき土器の類ありて其紋様、製作、形體等互に一致する所あり、故に其民族も亦同一ならんと云へるなり。然れども實際に就て之を見るに其同一と云ひ、一致と稱する石器中の石劍は朝鮮物と日本物とに多少の差違あり、寧ろ日本にて古墳物と稱する石器就中、石劍に緣故あるは注意すべき點なり。

次に朝鮮の方を曰はんに、同國の石器時代は余の見る所によれば西北各相違あり、其北方咸鏡道に屬する分は、石器に打製あり、土器に紋様ありて一種の特徴を示せり、而して西方より來るものは純然たる磨石器のみを出し、又古墳をも造りて定

住の迹を示し、其中より出す石劍は不動劍の如くにして柄造りあり、其形狀は前記日本の古墳物と稱せらるゝ石劍と一致せり、又石庖丁も同様なるが、是等は日本にて所謂コロボツクル派の遺跡より出づるにより兩國の關係論には頗る縁遠きを知る可し、次に土器の類は朝鮮の南方金海邊より出づるものは確に日本の彌生式土器と相似たる點あり、而も他地方の分は未だ以て親縁關係を表する程の品にはあらざるなり。

次に滿蒙の分に就て曰はんか、蒙古品は多く土器に紋様なく、石器は全部磨製なれども日鮮に見るが如き石劍なく、又石鏃の類も未だ判然せざるなり、但し其土器中支那の鬲と同様のもの多きは最も注意を加ふ可き點なるが如し。

次に滿洲の分は如何と云ふに、茲には所謂石劍、石槍とも稱すべきものありて、又形は槍に似たれども彼の不動劍の如く上部の鋒子形が丸味を帯びたる類殆んどなく、皆急傾斜の尖りを附せり、而して下部は差込みあるものと、丸味あり、また孔あるものと、二様の別あれども、日鮮の如く柄即ち握りの精巧なる作柄なし、又土器は彼の彌生式の如く薄手にて茶褐色を呈するもの、又高杯と稱すべき豆形のものあ

れども、是又親縁關係あるや否やは不明なり、殊に南滿の石器時代遺跡、遺物は遼陽以北と以南とによりて大差あり、右は恐らく民族の相違ならんかと思はるれば之を同一に見ること能はざるなり。

次に遺跡の種類は諸國皆同一なるも、朝鮮には當時の墳墓と思はるゝ^{コイレンドル}撐石と稱するものあり、滿洲にも析木城及び亮甲店には右類似の石槨存すれども果して先史時代に屬するや否やは確定せず、又滿鮮にて特種の風と思はるゝは高山の巔、或は其鞍部に往々遺跡を見ることなり、こは日本に於て餘り例なきことにして、寧ろ奇異の感を生ずるに似たり。

以上の中、學者が常に重きを置くは土器の類にて、彼の日鮮、滿蒙の先史民族一源論も實は此一點より出發せり、而して京大の教授濱田君も深く鳥居君の説を信ずると共に、彼の日本のコロボツクル派と土蜘蛛派……同君等は前者をアイヌ派、後者を原日本人と呼ぶ……この土器は他に其本源を爲す一派の土器ありて、兩者共に之を摸せしが、其他は滿洲方面ならんとの意見を出せり、今序なれば左に其説を掲ぐべし。

京都帝國大學文科大學考古學研究報告第二冊、河内國府石器時代遺跡發掘報告中、土器の系統と題する條に曰く。

土器の研究が考古學的研究の基礎をなし、人種の異同、文化の變遷、時代の先後等に關する考定に向つて最も重要な意義あるは余輩の言を俟たず、(中略)繩紋土器(茲には東北地方の純繩紋土器を除外す)と彌生式土器との關係を見るに、この兩種の土器は從來全く別種のものとして論せらるゝこと常なりき、即ち學者の多數は各手法の異なる土器は常に異人種の所産と解す可きものなりとの前提の下に、此兩種土器の伴出併存をも説明せんとするを以て、彌生式土器に繩紋的土器を混するものは、繩紋土器の製作者(即ち普通アイヌの祖先と考へらる)が雜居して之を作れるか、若しくは之をその民族より輸入せるかの兩解釋に出で、若し兩土器の中間的性質を有するものあらば、兩人種の混合若しくは文化の影響により之を生せるものとなし、繩紋土器と彌生式土器とが上下の層より發見せらるゝ時はその間に人種の入替りありとなす、これ固より一種の解釋法たるを妨げず、或場合には此等の原因によれるものあること、また疑ふ可からざらんも、同一地點に居住する人

種が、かく早替りすることは常に有り得べきことにあらず、異人種の雜居も亦然り、何等特種の優秀なる意匠手法なき土器が輸入せらるゝことも不可能にあらざるも自然ならず、余輩は之を最も自然的に解釋するは同一民族が時代により種々の事情により、土器の製作上に變化を生じ別種の土器を製作するに至れりとするにあるを思ふものなり。

余輩の想像を以てすればこの彌生式土器を作れる民族は鳥居君の所謂固有日本人[若しくは「原日本人」(Proto-Japanese)]と稱すべきものにして、この人種は新石器時代に於て日本島の西南部より朝鮮、滿洲等にも擴がり、遂に日本人種の大本をなせるものにして、稍々遅れて半島を経て同一人種に屬する別部族の渡來ありて、其の文化の影響は土器の上にも及びて、漸く彌生式土器となりしが、アイヌの一部は固より早く此民族と多少の同化をなしたるも大部分は別に、この大陸的文化の影響を被らず、原始土器の意匠をその儘に同方向に發達せしめて、所謂アイヌ式繩紋土器を作るに至れるものなりとなすなり。

濱田君の意見は長篇にして其凡てを擧ぐることは能はざれども要點は右の文に

て悉せるに似たり、併し其中學者の多數は各其手法の異なる土器は常に異人種の所産と解すべきものなりとの前提の下に云々と云へるは大なる謬見にて、從來形式手法の異なる土器を異人種のものとして認めしは、其相違が自然に學者の腦裡を刺戟して異人種のものならんと思はしめたる譯にて、斯かる前提の下に異人種説を立てたる學者は恐らく一人もあらざるべし又繩紋土器の製作者即ち普通アイヌの祖先と考へらるゝとあるも全く御都合主義の文にして彼の繩紋土器を誰か普通アイヌの祖先と考ふべきや、是等はアイヌ派の所謂繩紋土器と改むべきものなり、此外本文頗る不徹底の箇所あれども、要するに繩紋土器の或物と彌生式とは從來全く別種族のものとして認められしも自分は同一種族の手に成りしものにて、其相違は時代關係の結果に出づと云ふ點に歸するが如し、次に濱田君の意見として注目すべきは、彌生式と稱する遺跡、遺物を留めし原日本人は新石器時代に日本の西南部より滿鮮地方に擴がり居りしが、後遅れて朝鮮より日本に渡り來りしものが新文化を傳へ、舊渡來者は其文化を受けて新彌生式土器を造れりとの説なり、鳥居君は滿蒙日鮮同源説を主張せしも、新舊兩渡來者によりて日本の先史土器に二様の別

あることは言はざりし、然るに濱田君は更に竿頭一步を進めて其別を論ずること大に勇氣ありと謂ふ可し、然れども憾むらくは滿蒙、朝鮮の地には彌生式に文化を與へし師匠的土器と遺跡と共になし、故に折角の意見も一の權威を加へざるは遺憾と謂ふ可し、要するに實物研究を主とする學問に證據なき意見を出すは効果なし、慎むべき哉。

次に支那の石器時代遺物に就ては古來同國の諸書に見えられたれども最近林泰輔氏の記されし文尤も總合的なるを以て茲には右を引用し、且つ其意見をも附記すべし。

史學雜誌第三十編第七號(大正八年七月十日發行)に曰く。(續稿は同八號に出づ) 支那上代に於て石器を用ひしことの書籍に見えたるものは、石斧、石砧、石鎚、石鑽、石鏃、石針、石刀及び農具等あり、これ等の石器には率ね雷或は霹靂等の字を冠せり、(中略)石斧は霹靂斧、雷斧、又は霹靂楔、雷楔等の名を附せり、とて唐の李石の續博物志、唐の劉恂の嶺表異錄、唐書五行志、宋の沈括の夢溪筆談以下の文を擧げて、唐代以後始て其記事あることを云ひ、同時に發見地は楚州今の江蘇、淮南府、山陽縣、隨州今の湖北、德安府、隨州、雷

州今の廣東(上)同臨江軍新淦縣今の江西雲林等の由を記し(他の分もあれ)又石鏃、石針、石刀の類は雷字を附せずと云ひ、石鏃の書經に見えたるは荊州今の湖北、梁州今の四川及にて元和の郡縣圖志には臺登山四川寧遠府に磐石ありと云ひ、異物志には夷州今の貴州、石阡府龍泉縣にて磨礪の青石を取りて矢を作ると云ひ、次に其他の諸書を舉げしが、石針のことに就ては山海經、素問等に醫者が療治上の具として用ひし例を云ひ、石刀、石劍は本草綱目に見え、滕州今の廣西梧州の農具は隋書琉球傳に載せたることを云ふ、次に玉器の例に移り、玉器は多く崑崙地方より出づる記事を掲げ、又其地は于闐に屬し、古來歐亞兩人種の錯綜する處なるも、魏書の西域傳于闐の條には「自高昌以西諸國人等深目高鼻、唯此一國、即ち于闐、貌不甚胡、頗類華夏」とありて、漢族に似たる事を云ひ、次に太古に於ける漢民族の本源は即ちこの地方にあるが故に、石器時代に於ては常にこの地方より産出する石器、玉器を使用せしが、其後次第に東遷して、遂に黄河の流域に居を占むるに至りしも、なほ故俗を忘れず、舊來の如き石器、玉器を使用せしものにはあらざるかと云へり。

林氏の擧ぐるところは漢民族と他民族との區別なく古書に見えたる分は皆列

擧せし次第なるが、其中最も重きを置く可き點は即ち漢族の石器使用と其故國が崑崙地方なりとの二ヶ條にあり、此中石器使用のことは他に例なしとせざれども、玉器と併せ説くと同時に其故國を崑崙地方とせしは確に一見識なりと謂ふべし。以上列擧する處の諸説は一方日本より遠く滿蒙にまで及び、他方は崑崙より支那滿洲にまで達せり、故に雙方を合すれば亞細亞の中部を貫きたる民族移動の大勢を知るべきものにして之を輕々に看過すること能はざるなり、然るに世人は之に注目せず、況して可否の論を出さざるは餘りに學界の寂寞を感ずる次第なれば余は茲に其所見を記して聊か諸氏の參考に供せんと欲するなり。

五 自己の考説

今日吾人同志間の調査によれば東亞全般(シベリヤをも含む)の先史状態は朦朧ながら略ぼ判明し來り、支那の如きも十八省中凡ての地に於て石器を出すが如く就中日鮮、滿洲の如きは我が邦人の熱心なる探査に依り百千の遺跡を確め得たるのみならず其間に二石器時代の重なること、南北其状態を異にする風なぞまで

も判明し來れり、然れども平素斯かる實地、實物を基礎とする學者が一度民族論を試むるに至りては甚だ薄弱なる説を主張すること寧ろ不思議と謂ふべし、余は幸にして日鮮、滿蒙、支那、臺灣等の遺物及び其遺跡類をも一見し、且つ諸氏の議論をも讀過せるにより、茲に其説を批評すると共に自己の所見をも述ぶることとせり。

東亞の先史民族を論ずるに當りて第一に其可否を決する必要があるは日本の彌生式と稱する遺跡を留めし人民なるに依り、先づ此ものより一言せんに、此第二の石器時代民族は余等の古く主張せし土蜘蛛説以外に、滿鮮地方より流入せしと謂ふ議論稍々勢力を占むるが如し、而して同説の始めをなせしは一に鳥居君なるが余は平素同君が何故斯かる議論を試むるか、又一派の同志が何故之を祖述、補説するかを怪しむものなり、何となれば其系統ありと云ふ滿鮮地方の石器類は殆んど全部磨製にして打製品は殆んどなく、偶々打製風の物一二を交ゆる例あるは皆未製品と思はるゝ類なり、而して日本の彌生式土器と共に出づる石器は寧ろ打製の類多くして磨製は至つて稀有の例なり、此現象よりすれば日本の彌生式民族は滿鮮の先史民族より猶幼稚の域にありしことを知る可く、又滿鮮の分は反對に頗る

進歩し居たることを察するに足れり、然るに此幼稚の風にある日本の分を滿鮮よりの移住者と認め、其進歩の程度高かりしものを其以前の舊民族と見るは何故なりや、世には斯かる本末を誤る議論を容るべき筈なし、然るに滔々相率ひて其説を贊助し、且つそれ以上の想像説を述ぶるに至りては聊か失笑を禁ずること能はず、且つや相互相類せりと云ふ石劍は、其實全く一致せるにあらず、又土器の如きも似て非なる物なり、勿論強て曰はゞ二三類似の點なきにあらず、斯かる類似は又コロボツクル派の土器に系統を引く可きものあり、故に一端の類似は互に都合好き方にのみ採用せらるゝを以て信ず可からず、又南滿の土器中には側面の一方に縦形の握りを附せしコツブ形のものあり、是等は日本にて曰はゞ古墳物に連続す可きものにて彌生式にはなく、又他の土器には兩側に蔓掛けを造り、又其遺風を留むるものあり、是等は全く日本の彌生式土器になし、又滿鮮の土器には日本に見るが如き無花果花形の瓶なく、又滿洲には支那の鬲に類する特異の作ありて日本には其もの絶對になし、又蒙古の土器は其色合と薄手の點とは大に彌生式に類すれども形體の工合は全く異れり、唯だ日鮮滿を通じて同一なるは高杯なれども、是

さて鮮滿地方は完品を出さざるに依り日本と寸毫の相違なきや否やは不明なり、又偶々其物一致するも之を以て民族一源論を述べること能はず、現に支那の古書を見れば東亞の諸民族は皆豆を用ゆとあり、豆は即ち高杯にして是等は共通の觀を呈せり、されば日本の彌生式と滿鮮の先史土器と互に一致せりと云ふは單に其色合と薄手との點ならんも斯かる類似はアメリカインデヤンの土器中にもあり、又假に彌生式と滿鮮の土器と類似せりと云ふも、石器の特徴、作風は全く異れり、故に一方都合好きものを採れば他方に支障を生ずる爲め、彼の民族一致論の如きは容易に口にすべきにあらず、而も堂々と之を論ずると同時に他が右に雷同するに至りては餘りに輕率短見の譏りを免るゝこと能はざるなり。

次に朝鮮の先史民族に就て曰はんに、此ものは又余と鳥居君との所説以外には古くアイヌ説あるに過ぎざれば先づ順序上アイヌ説より述ぶることゝすべし。

世のアイヌ論者の中に、アイヌが日本に渡來せし徑路を説くものあり、其説區々たれどもフオン・シュレンクの如きは其本國を滿洲の方面となし、古く朝鮮半島を経て日本に入れりと云ひ、又リヒトホーヘンの如きは滿鮮境界の住民に二種の形

式あり、其一派は多髯にしてアイヌに類すと云ひ、コペルニキー又此説を助くと云へり、而して我が國の解剖學者小金井良精博士は右のシュレンク説に左袒せらるる一人なるが、博士は一方に於て日本の最古石器時代民族……即ち坪井氏のコロポックル派……を以て純然たるアイヌと斷せり、故に雙方を合すればアイヌは滿鮮を経て日本に入れるが、彼等は當時石器時代にて、日本に入れるも猶其域を脱せざりしと云ふ點に歸著すべし、若し此説をして當れりとせばアイヌが滿鮮在住の頃は日本移住時代より幼稚なりしか、或は同程度にありしと見ざる可からず、然るに其實滿鮮より出づる石器は前條の如く凡て磨製時代に進み居りて、寧ろ智力の高度を示すにより之を以てアイヌが日本渡來已前の作なりとは認むること能はず、さりさて右以前に幼稚の石器時代遺跡は滿鮮の地、就中南鮮に存在せざれば、旁以てアイヌの朝鮮經過説は成立せざるなり、而して此點は已に鳥居君も氣づき居りて、小金井氏の説を駁されしに拘らず、己れ彌生式民族の滿鮮在住説を出すに當りては、此打製、磨製の兩現象を無視すること不思議と謂ふ可く、又其説を襲ふものも共に之を顧みざるは奇怪と云ふ可し、要するに今日、日本に於ける先史民族論

はアイヌ説も固有日本人説も俱に滿鮮通過説は成立せざるなり、而してその斯かる結果に陥れるは一に滿鮮研究の不備なると、其結論を急ぐ爲めとの二者にして、是等の如何は寧ろ新進學者の手に委するを可とすべし、猶鳥居君は朝鮮の石器時代民族を以て扶餘族ならんと曰はれしこと有り、其後この説の改訂を聞かざれば恐らく右を主持する譯ならんが、之と前説とを合すれば日本の彌生式民族即ち原日本人、尙詳言せば吾々大和民族の祖先は扶餘族となる譯なり、此扶餘族は必しも劣等視す可きものにはあらざれども、彼等は古代の貊種と覺しく、貊の記載は往々先秦の古書に見えたれば、年代上之を併論する必要あり、又天孫の降臨も朝鮮三國の主宰者も、皆扶餘族となると同時に、日鮮滿の間は不思議にも太古扶餘族のみ移動流寓せしものと見ざる可からず、然れども此問題は斯く迄踏み込んで論斷する必要ありや否やは疑はし、且つ彼等を扶餘と云ふも元來扶餘族の本據を何地に置かんとする譯なるや、之によりても其説は又動搖す可し、故に他説の批評は姑く爰に止む可し。

次に滿蒙の先史民族は鳥居君以外に他説あるを知らず、故に其略を曰はんに、同

君は之を以てツングース族となし、就中南滿の遺跡は古書の所謂肅慎族のものなりと云へり、今最近の説に據りて其意を按ずるに、東亞全般の先史民族は皆ツングース族に屬し、其中南滿は古書の所謂肅慎族にて、朝鮮、日本等の分は舊記に見えたる扶餘族に當り、人種上は孰れも同一なりと云ふ點にあるが如し、蓋し滿洲に於ける諸民族を多くツングースに當ることは必しも鳥居君一人にあらず、歐人の如きも往々其例あり、然れども古書に見えたる諸民族を右に當つるは危険なり、殊に先史民族に至りては殆んど之を不明と謂ふも不可なきなり、ざるを易々と論斷すること大膽と云へば大膽なれども、其實學界に於ては何等の權威なし、故に是等も詳論を省けり。

次に支那内地の石器時代民族論に就て曰はんに彼の國語に見えたる肅慎説の如きは別に論斷する必要なく、又禹貢以下の書に記したる南方の分は、其實物未だ余等の目に入らざれば姑く除外し、其中部發見の品と民族説とを論せんに、此地方の石器は大抵磨製にして美石多し、故に漢族も之を以て自己祖先の使用せし玉器と認め、現に吳大澂の如きは之を其著書中に引用し、又ラウフェルは右を目して周

代の使用品となせり、蓋し是等の説は皆誤りならんが、併し石針の如きを漢代迄實用に供せしは確實と覺しく、又那波君が磬を以て石器時代の遺風と云ふも當れるに似たり、現に埃及にては彼のミイラ葬の場合には石器を以て解剖せし風習あり、是等は先史時代の殘影に相違なく、又磬の形狀はアウストラリヤの土人が用ゆる飛去來器フイムラングに酷似せり、此器は専ら捕鳥器に供せられ、木を以て之を製し、高樹に止まれる鳥に投げつけて命中すれば鳥と共に樹下に落下し、命中せざれば自己の足下に還り來る至便の器なり、此風の所式を備ふるものは支那にて磬の外に貨幣あり、支那人は之を磬幣と云ひ、外人は之を橋幣と呼べり、是等は共に飛去來器なぞの遺影にあらざるか、其外樂器に方響なるものあり、多く石斧形の石を並べて之を打ち以て音響を發するものなるが、右も石器の實用止んで迹を樂器に留めしにはあらざるか、斯く觀察し來る時は漢族も舊來は石器時代民族にて、後來金屬器時代に進むも一部の品は儀式用となり、或は樂器となりて迹を留めしやに推測せらる、勿論支那の中原に移りし後、猶石器時代の境遇にありしや否やは不明なれども、其時期を經過せしは略ぼ明かなるが如し、而して此推測若し當れりとせば、林氏の崑崙根

源説は又一考の價ありと謂ふ可し、蓋し崑崙西王母の記事は往々學者間の議論に上れども、并は穆王、漢武以來の交通か、或は地理上の考證に過ぎず、然れども崑崙地方と支那中部との關係は、禹貢以來先秦の古書に往々見え、其間に何等かの關係あるを思はしむ、されば漢武以後の往來は宛も我が邦と新羅地方との關係の如く、其始めは神代にあり、尋で國家としての大交渉が神功の朝に開かれしが如く、支那も三代初期の前後夙に崑崙との交通行はれしも、國家の關係は幾回か中絶して復た開かれ、彼の周穆、漢武の時代に復活せりと見るが穩當なる可し、而して最初此東西の關係を生せしは人種上の分離か、移動か、將た驅馳せられしか、其原因は凡て不明なれども、何にせよ玉材豊富の地方として知られたる崑崙は、常に其國産を以て世界に誇り、之を輸出すると共に、自己も亦其材を多く使用せしことは明かなる可し、已に其交通も古く、玉材も多きが上に、魏書の述ぶるが如く、此國の民族は獨り中華の人民と相似たりと云ふ點が、林氏の支那、崑崙一致説を出せし所以ならん、余は今日氏の説を賛すること能はざれども、幸にして石器中には多くの美石ありて、之を玉材と云ふも不可なることなく、其もの若し崑崙地方に出づることを確定せば先

史時代に於ける交通説は儼として動かざるに至るべく、猶兩國古民族の骨格が互に一致せば茲に至つて林氏の説は十分に成立するを得可し、余は將來何人かに依りて右の問題を實地に解決せんことを望んで止まざるなり、今日歐人の間にては于闐民族を以てアリヤンなりと稱する由なれども、是等是一部言語上の比較位に過ぎざるべく、言語の如何は今日人種學上には重きをなさず、況して先史民族とは没交渉なり、故に余は飽くまでこれを考古學的に研究し、證明せんことを希望するなり。

右によりて日本の石器時代民族論は常に滿鮮に波及し、朝鮮の分は又日滿に係し、蒙古は滿洲と聯絡を保ち、滿洲は又シベリヤと關連する風を知れるならん、其他支那は崑崙を故國とし、又南方の地も往々石器を出す風あることを推し得たるならん、蓋し是等の所説は皆當れりとは謂ふ可からざるも、之を理解するは又時勢に遅れざる必要條件なる可し。

南滿洲の古蹟と遺物 (石器時代之部)

南滿洲に於ける考古學上の調査は今日極めて幼稚なり、されば其報告の如きも從來一二のほか世に出でず、隨て其議論と考説と俱に聞くに足るものなく、唯だ僅に鳥居濱田兩君の記事ありて其大要を舉示すと雖も、是等は一のアウトラインに過ぎずして、其全體を盡せりとは稱す可からず、然れども現時斯學上の手引となり、また參考となる可き記述は右を措いて他に存在せざるに依り、余は五、六月(大正八年)の旅行に際し、専ら兩君の報告を基礎として、先づ滿鐵本線近傍の調査を試みたり、當時諸種の事情ありて單に長春遼陽間の視察を爲し得たるに過ぎざれども、幸にして多少自得せる所あり、又新發見の分もあれば、以下右の概略を敘して參考に供せんと欲す、猶足らざる點、誤れる分の如きは他日の再探を期して詳記すべし。

石器時代の遺跡遺物

長春、遼陽間の石器時代遺跡は何程ありや、余が踏査上の觀察によれば、滿鐵本線の東方若しくは西方に山ある場合はそれ等の地點に大抵存在せるが如し、即ち山川相接して其間に岩石の認めらるゝ箇所は點々皆ありと云ふも、誣言にあらず、然れども、滿洲の地は探査の人物極めて寥々たるを以て、今日世に知られたる分は僅僅左の四箇所過ぎざるなり。

- (1) 石碑嶺(長春の東方)
- (2) 鐵嶺城外帽峰山及び龍首山
- (3) 撫順の渾河方面
- (4) 遼陽南門城及び東京城古址の丘上

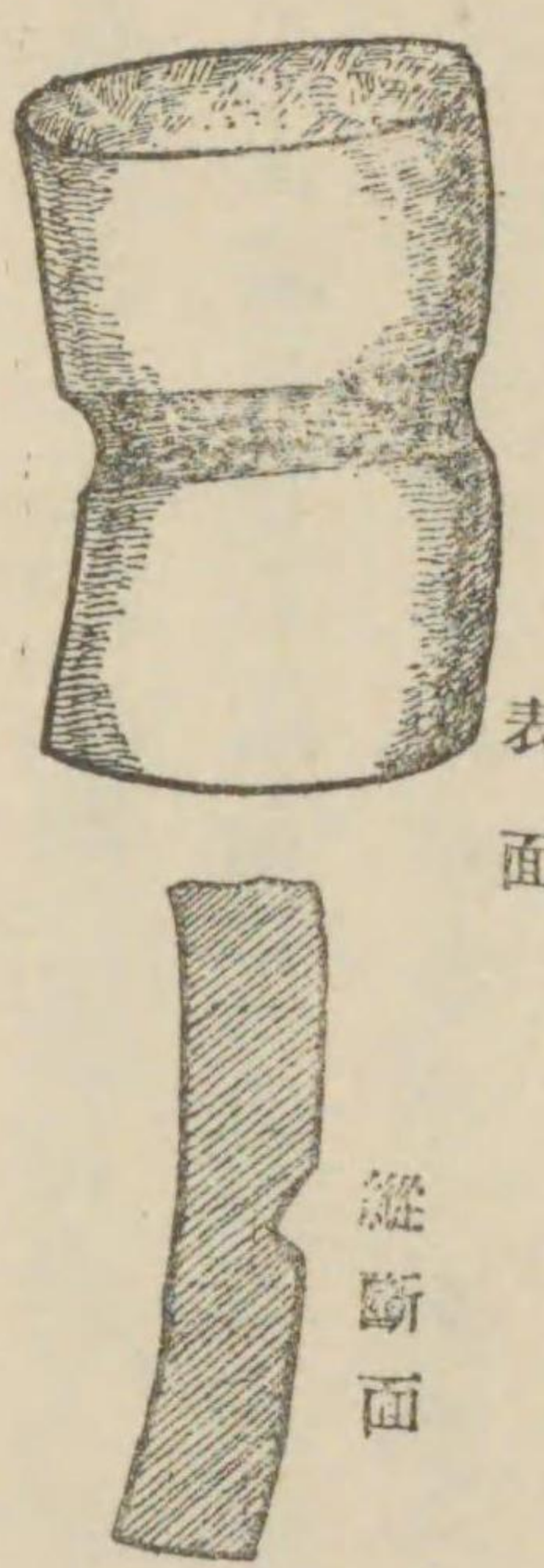
余が過般の視察は専ら舊知の遺跡を巡覽する豫定なりしを以て、新地域の發見は殆んど不可能なりし、然れども撫順、遼陽等に於ては既知の遺跡以外に別箇の場所を見出し、又奉天に於ては東陵一覽の結果として新たに一遺跡を發見せり、但し

是等の諸遺跡は將來精査の必要あれども、今日余の見る所にては舊説の當らざる點之あると同時に自己平素の所見と一致する所あれば、以下其實況を記して最後に余の考説を述べ可し。

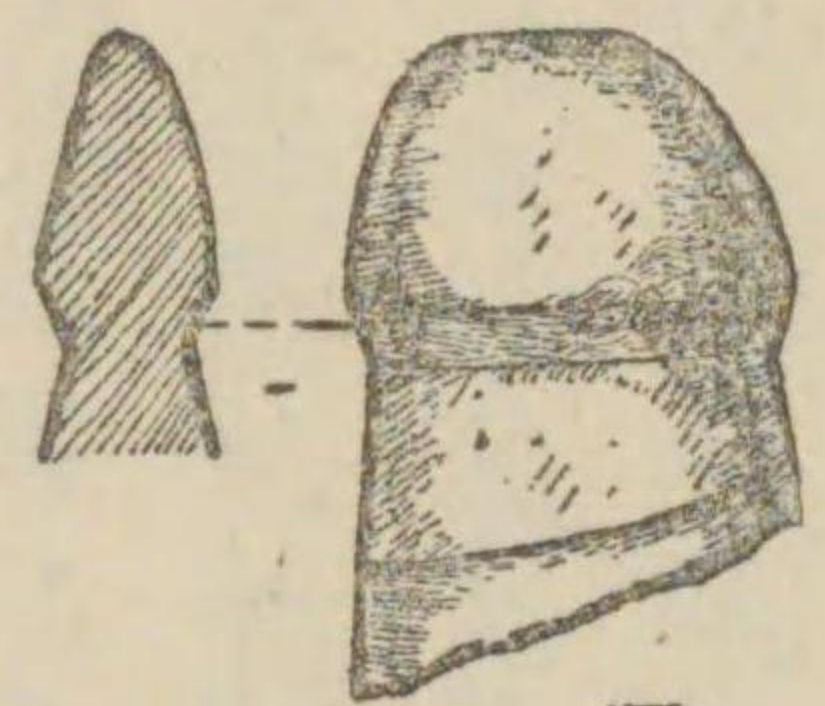
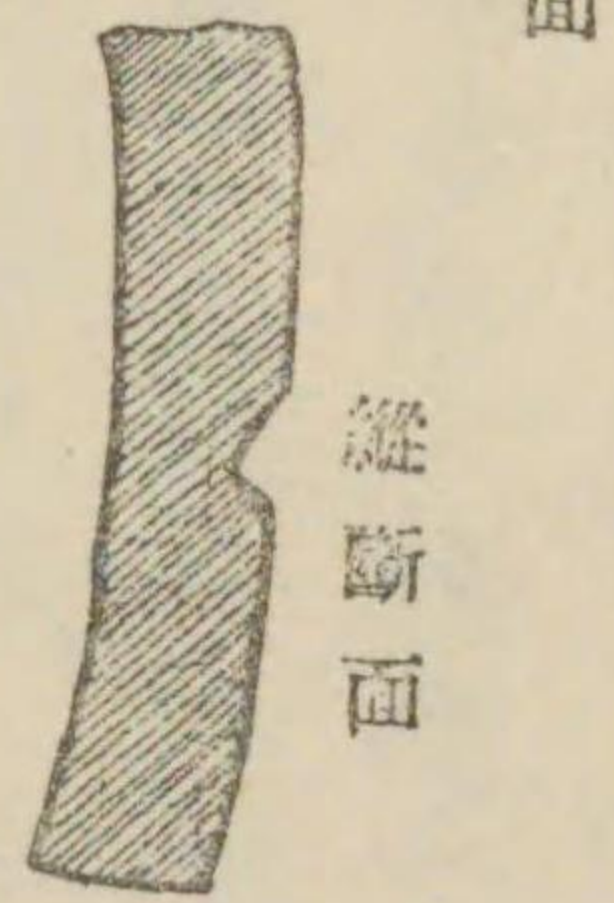
甲 石碑嶺の遺跡

石碑嶺の遺跡は長春の東方三里にあり、此長春、石碑嶺間には一の緩かなる臺地ありて、南北に走れども餘りに高からず、之を過ぎて石碑嶺に達すれば、山嶽錯綜して稍々風光の美に富めり、而して石器時代の遺跡は現今木材斫り出し場の東方、北より南に展びたる高巒の鞍部にあり、此地點には金代に屬する完顏婁室の古墳を表する碑文の龜趺二箇並存し、其二龜趺間には滿鐵にて建てたる煉瓦の小廟ありて、上部には「完顏公廟」と横書せり、余は其四方を巡覽せしに、石器時代の遺跡は主として此廟前の畑地にあり、又遺物包含層の深淺は場所によりて不同なれども、廟前道路際の如きは黒土層の厚さ約二尺ありて、其下は炭の如き粘土を存し、更に下層には砂利を存せり、而して遺物は表面より初て黒土層の間に限り、粘土層中には全

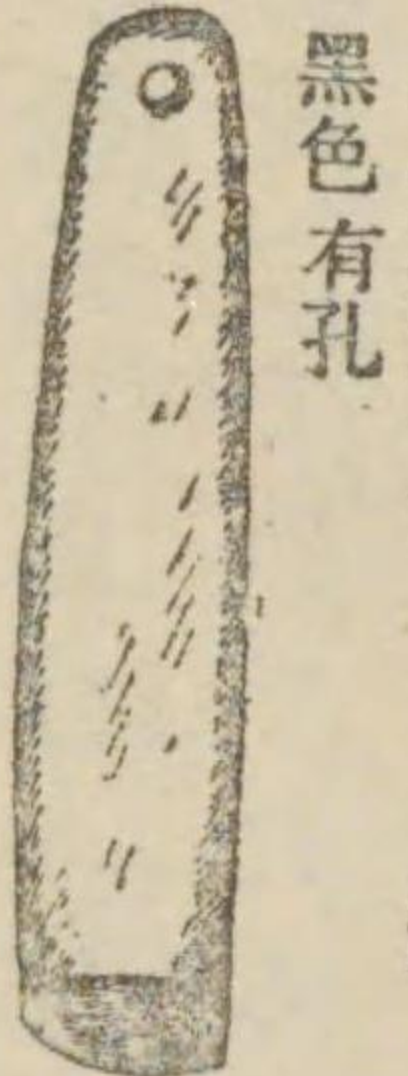
く認められざるが如く、又分量は上部尤も多き有様なるが、是等は表面の開墾と、且つは強風多くして漸次土壤を飛散せしむる結果、重量ある土石器は自然露出せる譯ならんが、併し此地方の開墾は其時代餘りに古からず、殊に古墳存在の爲め、農夫も強



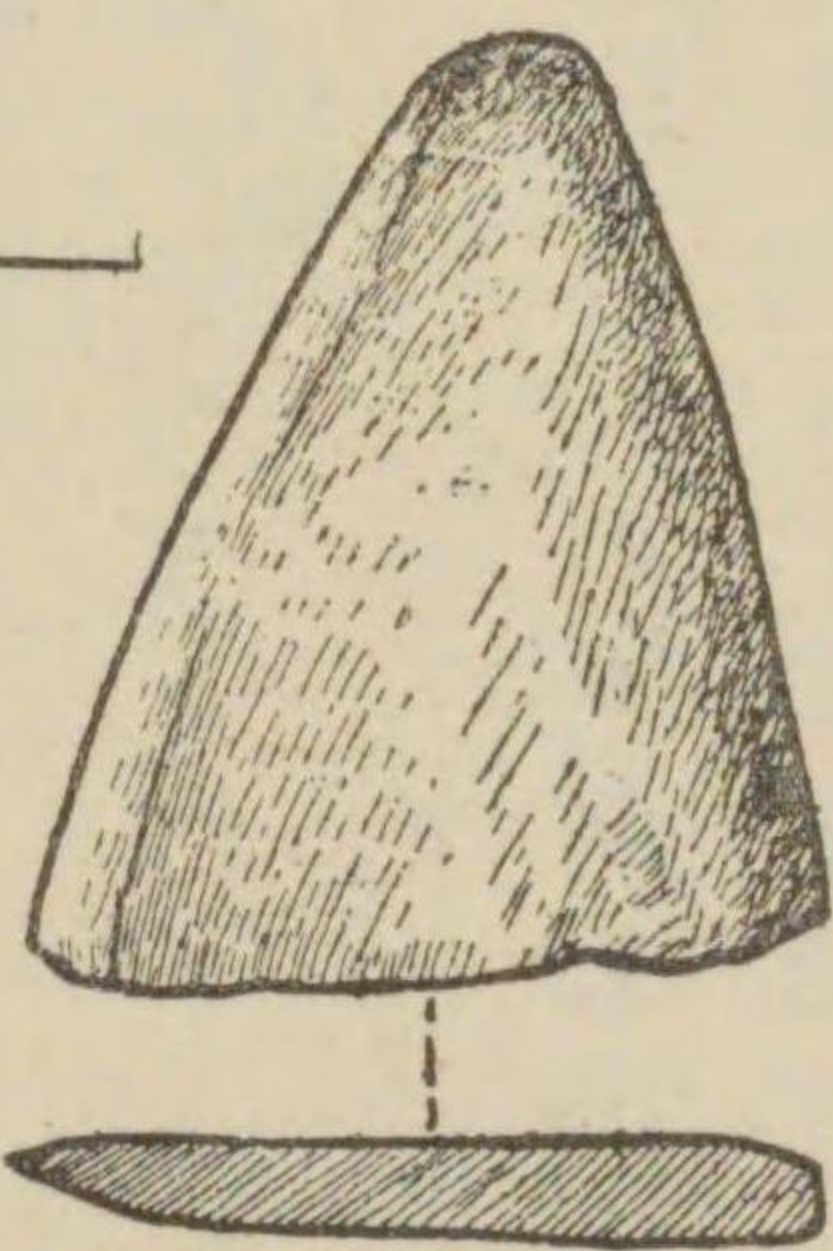
石碑嶺發見



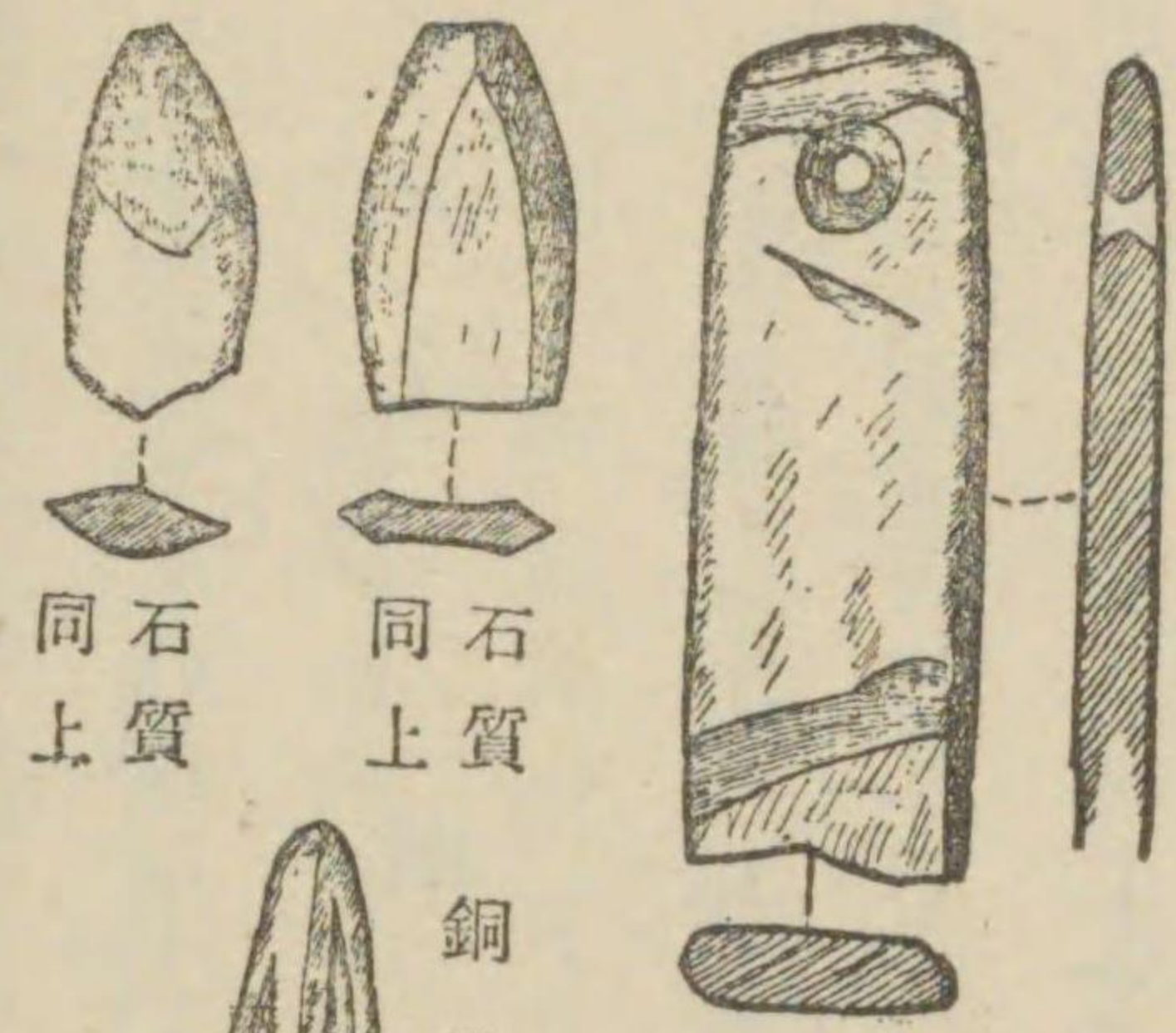
獨銛形上部、下部は缺損
小砥石形一個スレート質
黒色有孔



石施丁折れ、(石碑嶺發見)



此地の發見品には小刀の破片の柄に孔を穿ちしものあり、又劍形の槍の穂と思はるゝもの出でしこと有り、鑿の類も出づと曰ふ。



大正八五二四日、左の三個を石碑嶺にて採集

石質 同上

石質 同上

銅 鎌

1寸

て手を下さざりし有様なれば、右包含層の深淺は今日想像する程には變化し居ら

ずと見て不可なからん、余が踏査の日は公學堂の生徒等數十名此處に來りて石器を採集せし迹にて、宛然無一物の觀を呈せしも幸にして石鏃其他を拾ひ得たるにより、以下之を區分して記述す可し。

(イ) 石器類。石碑嶺の遺跡は今より何年前、何人の發見せしものなるや不明なれども恐らく滿鐵社員の間にて見出せし場所なる可し、余は奉天の警察署長に面晤せし際、署長が長春在勤中、石碑嶺の石器を採集せし談を聞きしが、實物としては滿鐵より當博物館に預りし品の外、他に所見なく、又其量も至つて少なければ、彼地の遺品は餘り多く世上に傳はらざる可し、而して今回發見の分は左の四種に過ぎざりしも、實際は猶諸種の遺品を藏すること下に述ぶるが如し。

- (1) 打製石斧 五箇 完全二、缺損三
- (2) 磨製石斧 二箇 缺損
- (3) 同 石鏃 二箇 缺損
- (4) 同 小砥石形 一箇 缺損

此中打製石斧は概して粗雜極るものなれども、楔形に似て幾分か中央にクビ

レあるものは形ち好く、長さは三寸五分幅は刃部の最廣二寸六分あり、石質は東京玉川邊に見る打石斧と同様、青黒くして片麻岩に類せり、此他は厚薄大小不同なるも、長さは右に比して皆短し。

次に磨製石斧は共に缺損せるにより、舊時の全長を知る可からざるも、長さは三寸にて刃部なく、幅は最廣一寸八分、断面橢圓にして最厚七分五厘あり、他の一箇は刃部のみにて長さ一寸五分、横幅二寸、断面同形にて、厚さ六分五厘あり。

次に石鏃は二箇共粘版岩にて黒色を呈し、一箇は既製、一箇は未製なれども、既製品は無柄縁取りの作にて旅順方面の品に類すれども、刃の付け方は相違せり、長さは八分五厘にて、幅は最廣五分二三厘あり。

次の下げ砥石と思はるゝ品は上部に両面より穿ちたる小孔ありて、長さは一寸九分五厘、幅は六分五厘、厚さは二分あり、下部缺損して、質は粘版岩なり。但し是と同形質にて肉厚く、且つ完全と思はるゝ品は滿鐵の預り品中にもあり。(出所同様)

又石碑嶺にて公學堂の生徒が採集せる石器には日本の獨鈷形石斧に似て中

央のクビレ及び上下突起の部分あるものを認めしが、此品は聊か反りある爲め其石斧なるや否やを疑ひしも、滿鐵の預り品中には其刃部あるものを存するに、より斯かる形状の石斧を交ゆることは最早疑ふべからざるなり。

猶滿鐵採集の石斧と余の分とを綜合して考ふるに、石碑嶺の石斧は打製品中に島田鬚形、若しくは分銅形と稱する類を絶對に認めざれども、他の點は二者共に日本の關東式に類すと云つて不可なからん、唯だ今日の處にては磨製品中に未だ肉厚の丸味ある類を出さざるも、是とて他日の發見なしとは云ふ可からず、故に將來は益々其種類を増加するならん。

(ロ) 土器類。石碑嶺に限らず、滿洲に於ては石器時代の土器を精査研究せし人物絶無の觀あり、故に從來此ものゝ状態不明なりしを以て、余は到る所に於て右を注意せしが、今此地の分に就て見るに、全體の形状は不詳なれども、概して甕形、壺形の類多きが如く、其口邊は内反りと外開きと二様の別あり、外面には横に蔓形の把手を附せしものも見え、又底部には(1)平底と、(2)上げ底と二種の別あり、此(2)の中には日本の石器時代土器に見るが如き非常に高きものあり、是等は別に(3)高

臺土器と稱するも不可なからん、大さ厚さ等は特種の例なく、先づ日鮮普通の分と大差なきものと見て宜しからん。

二四二

紋様は一向に見えざれども、縁邊の外へ別に縁取りの土を帯様に繞らし、其下部へ傾斜線を附せし類はあり、又把手か耳の破片と思はるゝものに圓き筆軸類にて押付けたるが如き散らし模様を附せしものあり、而も皆極めて簡單なるが上に其數も少なければ大體は無紋と云ふも不可なきに似たり。

以上石碑嶺の遺品は其數少なき爲め固より詳細の事情を知る可からざるも今日最北の遺跡として大なる價值あり、又既知の分に據つて考ふれば南方との比較上多少發明する所あるを知るに足る可し。

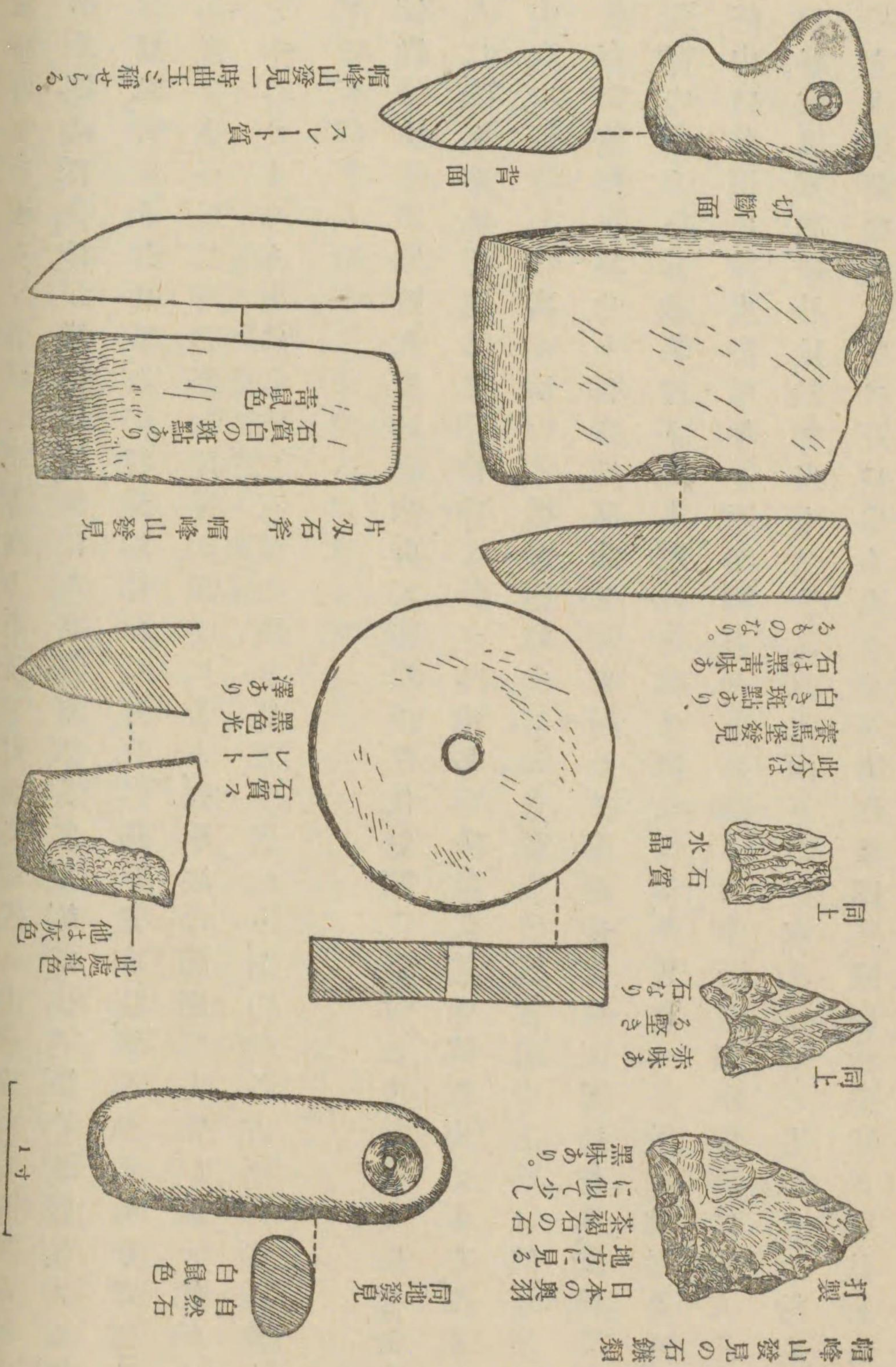
乙 鐵嶺近傍の遺跡

鐵嶺地方の石器時代遺跡は嘗て滿鐵鐵嶺經理係の佐多君と云へるが同社員の機關誌、讀書會の誌上に掲載したるもの其世に知られたる始めなるが如し、(大正四年)今其文章を見るに石器の採集地と、其包含層の状態とに就ては次の如くに記せ

り。

石器の採集地。鐵嶺南方、約二里、得勝臺東方二里、帽峰山々腹、平頂堡東方山腹二箇所、遼河西岸山腹等の採集地は山の頂上一般に散布し、埋沒性のもものと雖も地表より一尺二寸乃至二尺位の深さにあり、採取地の範圍は非常に廣く、帽峰山を中心とするものは各方二三里の廣きに渡り居れり、その他各方面にも採集し得。

鐵嶺地方の石器時代遺跡は右の記事にて略ぼ推測し得れども、猶余の所見を曰はんに、鐵嶺市街の東方に和尚山と云へる山岳あり、其北端を龍首山と云ひ、又西方の山脈に連互して高く峙つものを帽峰山と云ひ、而して龍首山の遺跡は佛塔所在地の南部(鞍部を爲せり)西方に屈曲せる部分及び南面せる谷間等に在り、其他現今煉瓦竈のある東西の谷地よりも遺品を出す由なるが、是等は一の散布地ならん、又帽峰山は其頂に烽火臺の如き隆起物あり、其周圍より土石器類出で、殊に南方急傾斜の谷地は遺物の分量最も多しと云ふ、又北山下の東南北三面の臺地にも散布せるにより、遺跡は決して二三にはあらざる可し、猶滿鐵庶務課員龍田氏の談によれ



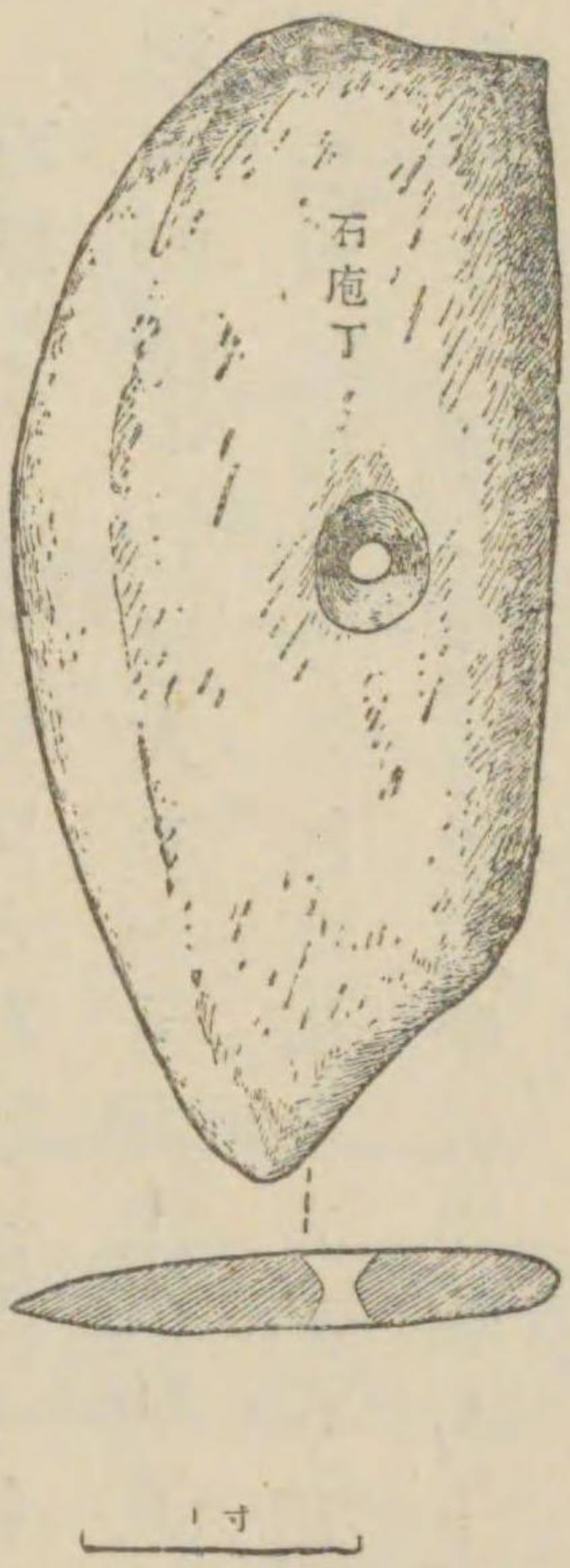
二四四

帽峰山發見の石鏃類

ば鐵嶺の側を流るゝ柴河の北方高力屯及び得勝臺に近き山腹等にも遺跡ありと云ひ、また同地の有力家權田親吉翁の説によれば遼河流域の左右帽峰山の隆起物ある地點は凡て石器類出づと云ふも不可なしとの事なり、されば鐵嶺近傍は先づ到る所の山地に先史時代の遺跡を留むる譯にて研究上有望の箇所と認めざるを得ず、現に權田氏は其藏品頗る多く、珍品も亦一にして足らざるなり、以下余の採集品と共に其概略を左に記す可し。

(イ) 石器類。從來鐵嶺地方にて採集せし品は皆石器類に限れり、故に是等の分量は割合に多く、就中權田翁の所持品は百點以上に達するが如し、而して其品種は一ならざれども、今重なる類を擧げて略説を附す可し。

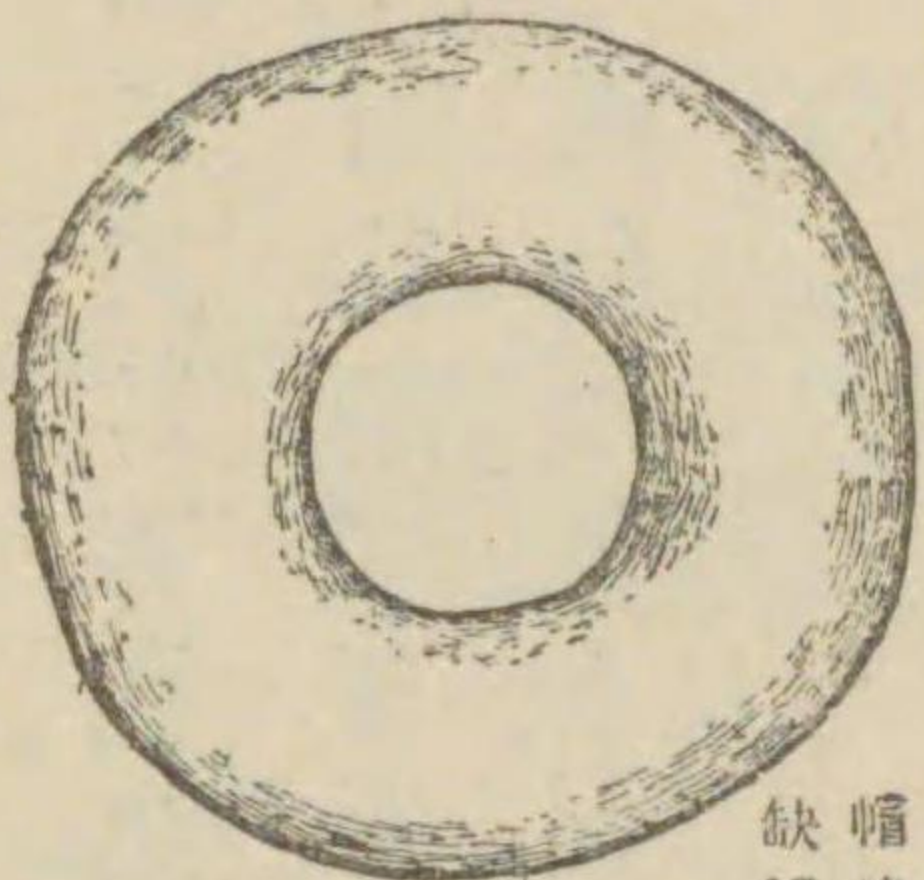
石鏃類。此地發見の石鏃は盡く打製にして、磨製は未だ見當らず、而して佐多君の記事中には「大さ一寸以上の物、及七八分の物もあり、普通火打石、ケイサン(硅石)か石を用ゆ」とあれば大なる品の出づることは確かにて權田翁の所持品中にも長さ一寸一分、底邊六分位の物あり、石は赤味ありて堅硬なり、又他に上部缺損せるも長さ約七分、底邊五分のものあり、完全の場合には長さ一寸位と覺しく其質



有刃環石

幅峰山發見一部縁邊に
缺損あり

幅峰山發見



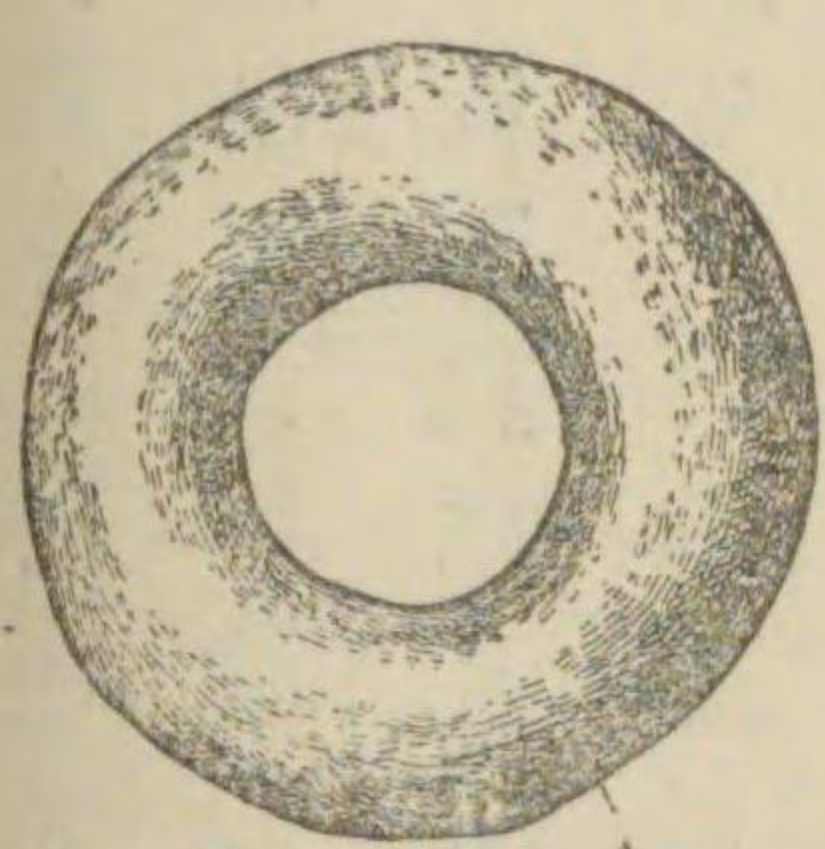
外面
内面
刃先
孔の穿
け方
此断面圖は擴大



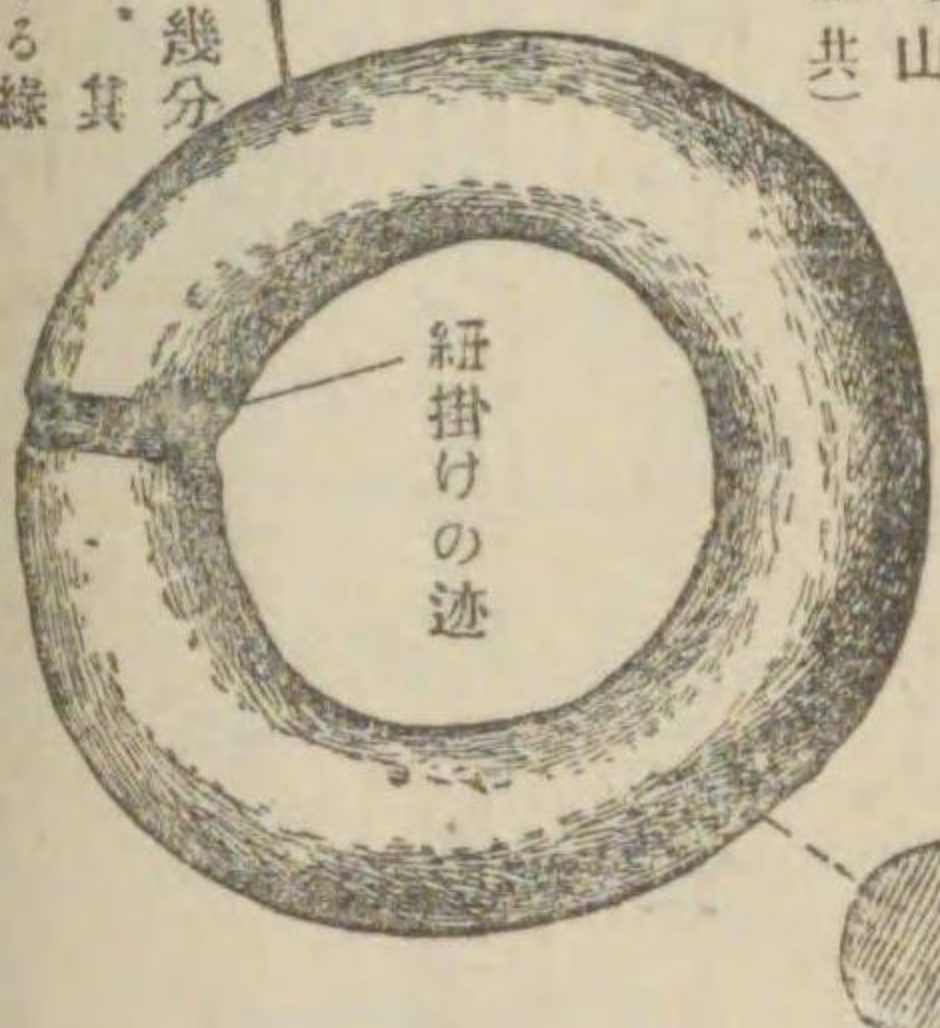
小石斧

黃糸石(山東省青州に出づ)

鐵嶺幅峰山
發見二個共



二個共に
輪石器
此石は濃緑に幾分
の黒味あつて、其
間に又黒味ある縁
を交ゆ



紐掛けの迹

は水晶なり併し是等は日本の如く背
上に峰なく、打製の技量は粗拙なり、又
他に下部缺損の大なるものにて、長さ
は約一寸五分、底邊一寸五厘、石質は日
本の奥羽地方より出づる俗稱松化石
に似て堅く且つ幾分黒味ある品あり、
是等は恐らく鏃にあらすして魚叉又
は槍の穂先ならん、但し石鏃は凡て柄
なく、下部は水平か又は上げ底形にて
殊に後者多きが如し、蓋し鐵嶺地方よ
り磨製石鏃を出さざるは果して絶無
の爲めなりや否や不明なれども、假令
存せりとするも極めて稀有なること
は最早疑ふ可からざるなり。

石斧類。此中には打製、磨製の二種ありて、多くは磨製に似たれども、こは舊來
の採集法が主としてその美麗なるものを喜びたる傾向あれば、右を以て直ちに
量の多少を論じ難し、今回余の拾ひ得たる分は上下缺損すれども、純然たる打製
にして稍々篋形の觀を呈せり、次に磨製は大小、形狀厚薄等共に不同なれども、刃
形は蛤刃と片刃とありて、片刃中には又丸刃形と鉋形と二様の別あり、此鉋形は
石碑嶺方面の品に一も見えざれば寧ろ南方と縁故あるやに思はる、但し大さは
長さ四寸五六分の品を最大として、小なるは一寸二三分のものあり、(完全にて)幅
は最大二寸八分にて以下は右に適ふと知る可し。

環石類。此種の品は極めて乏しけれども、權田氏の所持品中には磨製の美觀
なるもの二個あり、其一は全徑二寸二分、中央の孔一寸二分、環の一方に紐掛けの
磨擦迹ありて、色は濃緑に幾分の黒味を帯び、其間に一層黒き横線數條あり、質は
水成岩と覺しく、極めて堅硬、緻密の石なり、其二は全徑一寸九分五厘、中央の孔八
分にして環の徑は前者よりも大なり、色は淡黄色にて、石理は極めて密なり、權田
氏の談によれば右は山東省青州の産なる黃糸石と稱する硯質と同一にて、他に

は類品を見ざるに依り、恐らく同地の産ならんと云へり、若し此見解を當れりせば山東と南滿との聯絡を知るに就て頗る興味あるものと謂ふ可し、此外粘版岩にて縁に刃形を示すものあり、其用途は前者と異なる可きも、名稱は從來同一に記載せらるゝにより、今後は輪形利器とでも命名する方適當ならんか、以上は凡て帽峰山の發見なり。

石庖丁。此品は帽峰山上と山下と共に出づ、然れども其分量は山下の方多きが如し、其作柄は大小一様ならざれ共、最大なるは五寸以上あるが如し、余の採集品は悉く破片なりしも、權田氏の藏品には上下纔かに缺損せるものあり、幅は最廣二寸一分の品ありて、質は青、黒色の粘版岩なるが、唯だ此地の石庖丁は凡て一孔にて二孔以上の例を見ざること一の特徴なるが如し、厚みは大抵二分五厘内外あり。

以上の外、紡錘車様の石器、緒締形の稍々長き有孔の石器、小刀風のもの、有孔薙刀形のもの、有孔札石形のもの、等種々あれども、其數極めて鮮少なるが如し、又余の採集品中に二條の切り目ある石片あり、其細長の狀より察すれば、確に錐に製

するが如くに思はれ、又他に有孔の石器多ければ、現在に於ては未だ石錐の發見なしと雖も、此ものゝ存することゝ前者の錐用材料なる點とは略ぼ推測し得らる可し。

次に鐵嶺の石器中、讀書會誌に曲玉として記載せられし品を見るに、事實は決して曲玉にあらず、然れ共何等か根付様の未製品たる事は疑ひなきに似たり。

(ロ) 土器類。鐵嶺近傍の先史土器に就ては佐多君の文に次の如く記せり。

土器は發見するも全部破損し居りて完全なるものを採取するを得ず、其破損物に就て見るに石器と同年代のものなる可く、粗製にして赤色の物のみなり。此文要を悉せども猶足らざる點あり、故に余が所見を記して右を補ふ可し。

此地の土器は矢張り鉢形、甕形等の類多きが如く、縁邊は直立形と内反り形と二様の別ありて、底は平底にて上げ底の有無は判然せず、併し日本の高杯形に類する臺あれば、此種のものゝ上部の開きたる盃形のものゝは存せしならん、又土器の外面には把手と疣とを附せし例あり、把手は殊に大にして、余の得たる分には長さ四寸三四分根本の幅一寸六分餘、上部は細くして五分五厘なり、此把手は

差込製なるを以て根本の附著せる部分に其突起あり、又此外に小なるものあり、形状は丸くして(前者は扁平)長さは不明なれども現在の分は一寸三分五厘に過ぎず、猶其根本ありとするも恐らく二寸以内なるが如し。

但し此地には竈場用の焼土あり、是等は旅順方面の例と同様土質内に葦類を切り込みあれば、其發達の程度同じかりしことを知るに足れり。

以上記するが如く、鐵嶺地方の石器、土器等は概して曰はゞ石碑嶺地方のものとなり、殊に石鏃の中に磨製を見ざるが如きは、大に注意す可き點にして、土器の如きも其把手と底部との上に大差あり、是等は輕々に看過すべからざる現象なる可し。

丙 奉天東陵裏の遺跡

奉天の東陵は人多く之を見ず、況して其南方なる渾河々畔の渤海城址と稱する遺跡に至りては殆んど知らざる人多し、余は渤海時代の遺址舊物が今日世上に知られざるを遺憾となし、之を明かにせんと欲し、右を踏査せり、而して歸途は福陵の

丘陵に沿うて東せしも、其盡くることなきを見て、之を横斷し、更に其背後に出でしに、玆は高地ありて遙かに北に展び、又折れて西せしが、其南北の連鎖を爲せる臺地は極めて緩傾斜を爲し、上部より西方は目下畑地となれるが、此所には石器の散布せる状あり、因て徘徊數次せしも、其遺跡の中心を見出すこと能はずして立去れり、然れども當時磨製石斧の斷片、局部磨製の刃先、打製石斧の缺損せしもの等五六個を採集せしにより、其遺跡地たることは最早疑ふ可からず、猶土器片の類もあらんかと思ひて探査せしも、遂に得ること能はざりしが、顧ふに必ずや土中に存在す可し、余は奉天邊は凡て沖積せる土壤層なれば、先史時代の遺跡を見出すこと能はずと信せしに、東陵の近傍に至れば、渾河の河中には上流より運ばれたる砂石あり、又丘陵中にも岩石あり、故に此邊必ずや遺跡ある可しと思惟せし際、圖らず右を發見せしは面白かりし、是等は滿洲平野の尖端に位する一遺跡ならんも、已にこれある以上は、其近傍より初めて撫順方面迄點々連続して遺跡の存することは略ぼ推測し得らる可し。

丁 撫順方面の遺跡

今の撫順は舊千金寨と云ふ現在市街の南方に位する山は即ち其寒址なりと云へり蓋し此地の遺跡遺物は抑も何人の發見に係るやは不明なれども已に鳥居君の南滿調査報告に見えたれば或は同君探査の結果に出づるならんか今其記事を見るに。

撫順千金寨附近の丘陵上には當時の遺物多く存在し尙河を遡りて營盤附近に至れば其南岸には滿洲初期の歴史に於て有名なる薩爾滸城の城址ありて其高臺地にも遺跡を存し余は此地に於て石斧を拾へり。

とあり又遺跡地一覽表の條を見るに次の如く記せり。

撫順一帯の丘陵上。散列地。土器の破片及び石器多く散列す。

鳥居君の撫順方面に關する記事は右に止まり遺物の條には何等の説明なきに依り當地方の採集品は案外少なかりしことを知るに足れり而して遺跡の地點は單に丘陵上とのみありて明かならざれ共東郷炭坑の主任森本氏の談によれば右

は目下滿鐵社宅の移轉地となれる永安臺方面に限りて他所には一も發見せざりしと云へり其後森本氏は塔灣方面の臺地にて更に一遺跡を見出せしが此所は遺物の分量も多く且つ作品も種々異れりとして態々余を案内せられたり余は以上二箇所の外千金寨の南面蟒遷神祠を祭れる坂路にて石器を採集せるにより以下此

撫順永安臺西方の遺跡より發見



する石鏃は概して斯る打製なり併し其數極めて稀少なり。

東郷炭坑主任森本氏の談

長春以南の遺跡中磨製石鏃を出せしは石碑嶺にて予等の採集せし二個に限り鐵嶺撫順等は凡て打製なり

分より記述すべし。

(イ) 千金寨南麓の遺跡。余が撫順到着の翌日は舊端午の

節句とて滿鐵以下休業の爲め訪問豫定の諸氏は皆家にあらず因て獨り千金臺に登り更に南麓に下りて蟒遷神祠と扁する小祠の前に出で地形上遺物存在の好

位置と認め其近傍を探查せしに草間を發掘せし迹に大なる打製石斧あり已にこれある以上は猶存す可しと思ひて尋ねしに又一個ありそれより西方に下りて探りしも遂に見當らずして歸りしが翌朝滿鐵庶務課の岩部打田兩氏に面晤し二氏の案内にて千金炭坑古城子邊なる天目窯の所在迹を一覽し更に蟒遷神祠畔に出でしに又打製石斧一個を得たり猶岩部氏の談によれば此千金臺の南麓

は諸所に石器の散布せる例ありと云へば必ずや遺跡の中心點ある可し、余の採集せる最大の打石斧は長さ六寸六分、下部最廣二寸八分あり、次は長さ六寸二分五厘、下部最廣二寸七分、次は長さ三寸三分、下部最廣一寸九分五厘ありて、俱に自然石を利用せし有様なるが、皆薄手にて裂製粗雜なり。

(ロ) 永安臺方面の遺跡。撫順市街を離れて東方に進めば山脈低く北方に走る所の手前に東郷坑あり、之より北方の臺地は現今社宅移轉の工事に著手し初めたる箇所なるが、其西方より屈曲して南方に突出せる臺地の邊に一遺跡あり、烏居君の採集地は即ち此所にして今も往々石器を出すとの談なりしが果して森本氏も余も共に數個を拾へり、森本氏の採集品には純然たる磨製ありしも余は單に打製のみを得たり、其外局部磨製一個、砥石片一個を拾ひしも石鏃の類は其製造屑と思はるゝ燧石以外に一も見出すこと能はざりし、又打石斧、局部磨製等は共に普通品にて長さは三寸九分以下二寸七八分に過ぎざるなり。

(ハ) 塔灣方面に向へる臺地上の遺跡。永安臺の臺地を傳うて更に西北方に進めば茲にも低地に臨める丘上に一遺跡あり、遺物は多く南西方に面せる傾斜地に散

布し、石器の外に土器片もあり、其中には高杯臺も平底もあり、燒は鐵嶺の分と同様に砂交りの粗笨なる作なり、石器は打製の局部磨製にて稍や大形のものあり、一は長さ五寸四分、下部最廣二寸五分、一は長さ五寸、下部最廣二寸六分あり、及び部は二者とも纔に研磨を施せり、此外小なるものには純然たる打石斧あり、又全部磨製の石斧もあり、其他石庖丁の破片等ありて是等は悉く磨製なれども、概して曰はゞ打製及び局部磨製の品多きが如し、此他余は極めて粗拙なる打製の石鏃を採集せしが、要するに撫順方面は石鏃の類至つて乏しきやの觀あり。

又土器の中には丸形の把手なども見ゆれども、全體の破片は又頗る少なし。

戊 遼陽附近の遺跡

遼陽附近の石器時代遺跡に就ては烏居君の調査報告に左の如く記載せり。

太子河流域、即ち遼陽地方の状態如何と見るに、現今の遼陽城の南門外に於ても石斧を發見し、又滿洲初期の城郭として有名なる彼の東京城の立てる太子河前岸の丘陵上にも遺跡ありて、石鏃、土器等を發見せしが、想ふに太古は東京

城の存在する地點附近まで海水浸入せしならん。

此文によれば遼陽邊にては石斧、石鏃、土器片か等を發見せしこと明かなれども、其報告中の孰れに當るやは判然せず、蓋し本書中には遼陽の分に限らず、他の發見品と雖も一々圖版に就て其出所を擧げず、故に遺跡との關係を知ること能はざるは大なる缺點なり、然れども南滿の石斧は多く半磨製（實は局部磨製ならん）にして、

遼陽太子河東方古墳群集地

石器時代遺跡



石質スレート
色青黄

蘆花屯沙河邊發見の石鏃も
之と同一形式なり

石鏃は大抵磨製なりと斷言せるにより、先づ右の類と見て不可なからんか、但し余が遼陽滯在中、公學堂某教師より聞し分には南門外發見の品に磨石斧ありと云へり、されば全磨製の存するも事實ならん、次に余は太

子河の北方迎水寺邑にて磨製石鏃を發見せしが、此邊は確に當時の遺跡にして、其土石器の細片散亂することは無數なりし、而して採集の石鏃は表裏の中央凹み形を呈し、左右の刃は鎬ぎあり、下部は上げ底式にて兩脚あり、一見旅順邊の風に似たれども、刃に丸味あるは少しく相違せる點なり、長さは中央にて一寸あり、又土器は平底の分ありしが、他に高杯臺も存せしやに記憶す而して平底の分は能く製造順

序を示す痕迹ありて面白く感せり、今其要を曰はんに、最初底を造り、其水乾きを成せし後、漸次上部の土を輪形に重ねて遂に全形をなせしが如く、又底と身と互に附著する場合は手にて之を押付け、尋で回轉を加へ何等かの器具にて上下の繼目を滑かにせし痕迹あり、されば斯かる點は日本の先史土器製法と殆んど一致するが如し、次に足附の土器もありしと覺しく、現に五角形の尖りある殘缺往々に存在せり、余の採集品は長さ二寸五分、根本の徑又二寸強あり、之を三足の臺とせば頗る大土器たりしことを推するに足れり、余は此地の外、東京城をも一巡せしが、不幸にして何等の遺物をも得ること能はざりし。

以上に於て今回旅行中の所見は略ぼ盡きたり、因て更に其年代、民族及び他種族との接觸等に就て一言す可し、蓋し是等の結論は單に一回の視察、殊に狭き一區域の分に就ては容易く述ぶること能はざれども、幸にして關東州の分は當博物館に多くの藏品あり、又他より聞込みたる點もあり、其他蒙古、朝鮮等の資料も多少見聞せるにより、それ等を綜合して推斷せば假令當らずと雖も遠からざるを信ず、故に此結論を附して參考に供す、若し之に依て識者の示教を得ば余に取りて幸甚なり。

結 論

二五八

南滿の石器時代民族は今より何年以前に住居せしか、これ同人間の普く知らんと欲する所なり、而して之を斷ずる已前に其民族は單に一地方より來りて他地方へ通過せしか、將た甲乙兩地を往來せしか、又他民族と接觸せしか、若し接觸せし形迹あれば其遺物の混淆、及び其存在状態は初期か終期か是等によりて年代の前後に大差あるべく、又民族推定の基礎も自から定まる可し、然れども今日南滿の調査は頗る幼稚なるを以て之を確定する資料を得ず、唯だ僅に鳥居君の報告と立花君の小著とを見るに過ぎざれば此問題は猶他日に譲るも不可なからん、されども原案は多きに若くはなく、又之あるが爲めに却つて其歸結を早むる場合もある可し、故に余は右研究者の一人として茲に其所見を記述す可し。

(甲) 遺跡存在の位置

民族の移動、徑路及び其年代の新古等を知らんと欲せば先づ遺跡地の位置を明

かにする必要あり、故に斯學にたづさはるものは皆右を論ずる次第なるが、南滿洲の先史民族に就ては鳥居、立花の兩君之を記載せしことあり、蓋し鳥居君の説は大要今の沖積地に海水浸入せし時代に先史民族は住居せりとの論にて、立花君は現在の地形と先史時代とは大差なしとの意見なるが如し、勿論兩君の説も見方によりては同一に歸すれども、茲には右を評論する必要なきにより單に余の所見のみを一言す可し。

南滿の石器時代遺跡を見るに、或は高山の巔に存するものあり、或は沖積層の低地に留るものあり、其他洪積層程度の臺地に認めらるゝもの有りて、殆んど存在位置の一定せざる觀を呈せり、然れども之を數量の上より見れば低地最も少なくして高山之に次ぎ、臺地岡巒に存在する場所は甚だ多し、されば大體に於ては日本、朝鮮等と大差なく、之を東洋共通點と云ふも不可なきに似たり、然らば其最高所に在り最低地に屬する分は如何と云ふに是等は他日細説すべきも其多數を占むる丘陵の位置が、遺跡上互に一致する以上は之を同年代と認て不可なきやと云ふに、其間に又自づから差違あるを信ず、何となれば彼等移動の方向上に故地と新地との

區別あり、又同じ石器時代にても國によりて進歩の程度各異なるものあり、故に一様に見ること能はざれども、之を地質學的に按ずれば皆同時代と謂ふも不可なることなく、又右を人生上より論ずれば其間に大差ありと云ふを妨げざるなり、猶其事は後に云ふ可きも、何にせよ此遺跡の分布状態は滿洲より朝鮮に擴がれるが上に其間互に聯絡あり、故に之を別個と見ること能はず、隨て兩國の遺跡は多少の年序ある可く、又民族上にも關係あることを知るに足る可し。

(乙) 遺物包含層の深淺

從來先史時代の新古を按ずる一手段として常に遺物包含層の深淺を計り、又は覆土の厚薄を調ぶること普通の例となれり、こは固より必要缺く可からざる要點なれども、右は國により地方に従つて異同あり、例せば滿洲の如く雨量極めて乏しき地は雨水の爲めに土砂を運ばるゝこと少なけれども、一方強風多きにより遠く砂塵を吹送らるゝ實例を見る、而して日本は強風少なきも雨量多く、其結果として覆土厚きを致すやの感あり、併し兩者を平均せば同一なりやと云ふに必しも然らず、

又遺物包含層の深さを假に二尺五寸平均とするも、之を以て居住年代相同じかりしとすること能はず、何となれば其位置の傾斜如何にも關係し、又其土質の硬軟上にも影響あればなり、併し其地方々に依りて毎年埋没し行く状態を明かにせば、其年數の如きも略ぼ推定し得らるゝ譯にて、斯かる際には大に有意義となる可し、故に包含層と覆土との深淺は其國土だけには大なる必要あれども、之を諸國一般に應用するに當りては却つて錯誤を生ずる恐れあり、然るに世の研究家は往々右を以て年代推定の基礎を固めんとする傾向あり、又世人も深く之を重要視せるにより、茲に其然らざる旨を一言して、將來の注意を望めり。

(丙) 歴史上より見たる年代の推定

南滿洲に於ける先史時代の年數は彼の遺跡存在の位置竝に其包含層の深さ等より見て猶判定を下すこと能はざるは略ぼ前條に説く所の如し、然らば如何にして之を知る可きやと云ふに、右は歴史上より推考する方最も捷徑にして且つ正鵠を得るに近しと信ず、因て以下其要點を記載することゝなせり。

滿洲開發の實況と其年代とを知らんとするには、先づ朝鮮古代の歴史を語る必要あり、故に其大要を曰はんに、周初箕子の朝鮮移封説は姑く措き、其正確疑ひなきものは彼の漢武の討伐事件なる可し、蓋し武帝が朝鮮を亡ぼせしは、燕人衛滿が箕準を追うて以來半島に割據し、偶々漢室に臣屬せんとするものもあるも遮つて之を通せず、又四近の民族を畏服せしめて其勢力を張れる爲め、遂に漢室の帝國主義と衝突し、元封二年に至りて戦端を開き、三年に及んで滅びし次第なるが、此事件は今より二千零二十四年前にて歴史上頗る古きを知るに足れり、猶其後の文獻に徴すれば箕子の子孫が南滿に領土を有し、燕を討伐して周室を尊ばんと欲せし記事もあり、又箕準が衛滿に欺かれて平壤を退去し、遠く馬韓の地に入れることなぞもあれど是等は見方によりて議論の種ともなれば凡て除外し、更に周代の朝鮮が今の半島内にまで及びしや否や、又單に滿洲の中なりしや否やとの問題を稽ふるに史記の匈奴傳には、

至冒頓最强、大(中)略東、接穢貉、朝鮮

とあり、又律書の中には、

朝鮮自全秦時内屬爲臣子、且擁兵阻阨、選婦觀望。

と記し、其他此類の記事は往々に見ゆれども、律書の秦代と云ふ以外は年序審かならざるにより、未だ以て前疑を決するに足らず、而して易に「箕子之明夷」とあるは丁若鏞の説に。

謂箕子爲君而外夷文明也、若但遼東而止、豈遼夷哉。

とあり、蓋し丁鏞は朝鮮の學者にして箕子朝鮮説を主持する人物なれば此説を唱ふること敢て無理ならずと雖も、元來「箕子之明夷」と云へるは易の本經なる「明夷利艱貞」とある言葉の變象を説きたるものにて、其人は周公且なりとの説あれば、時代上には異論なきも、其解釋に就ては古來斯かる類例なきが如く、殊に夷は傷なりとありて東夷の夷とは何等の關係なきを以て旁々牽強の説たるを免れざるなり、已に此説を採る可からずとせば他に代る可き確實の資料ありやと云ふに、幸ひ有名なる蘇秦傳中に左の語あり。

燕東有朝鮮、遼東、北有林胡、樓煩云々。

此語は秦が燕王を説くに當り、燕の四周を指せし一節にして原は戰國策に出で

し文言なり、而して蘇秦の六國合従を謀りしは周の顯王の三十四五年頃に相當すれば、孟子の諸侯を説きしと同時に、今より二千二百五十年前となるなり、此頃既に遼東と朝鮮とを別箇に説く以上は其國の同じからざりしは明かにて、其朝鮮なる地域は確然區劃すること能はずとするも、略ぼ今の半島内を指せしことを知るに足れり、而して當時は蠻族猶其四周に蟠居せし際なれば、文明の人士は其間を中斷せられて獨り異域に居ること能はず、故に支那の文化作物等を攝取する交通路は其間に存在し、又漢族の聯絡は平素絶えざりしことを認めざるを得ず、斯く二千三百年前後に當りて朝鮮と支那との間に漢族往來して國家を成立せしとせば、舊民族は凡て石器時代の境遇にありしとは信す可からず、隨て支那、朝鮮兩國の間に介在する南滿の地、殊に當地の住民が假令石器を使用せし時代ありとするも、開は遙かに其以前に屬し、春秋戰國の頃は已に諸侯に感化せられて、野蠻ながらも夙に金屬時代に移りしことは略ぼ疑ふ可からざるなり。

以上説く所の如く、周の戰國時代に當りて南滿の地が石器時代の境遇を脱せり、とせば、今日遺存する所の石斧、石鏃類は無論其以前に屬し、歷史上にては又其證明を加ふること能はず、然れども南滿の石器時代遺物には漢族の器物模造を偲ばしむるものあり、又日本と異りて磨製石器の類頗る多きにより、それ等の點をも參照し、且つ支那上古史の事迹にも鑑み、彼是綜合して略ぼ今より三千年以前に當てんと欲す、而して朝鮮は稍々其後に屬し、日本は更に、滿洲よりも古しと見る方穩當ならんか猶其事は別に云ふ可し。

(丁) 南滿の先史民族は何種族なるや

南滿の先史時代年數論は右にどめて、次に其民族の何たるやを曰はんに、此事は嘗て鳥居君が其調査報告中に記載せしことあり、今其大要を曰はんに、支那の文獻上、東方民族の石器使用を記述せしは單に肅慎族の一種にして、彼等は人種學上ツングースに屬すれば、此一派と見て不可なることなく、而して南滿より山東省方面に擴がれる先史時代の遺跡は恐らく彼等のものならん、此論頗る面白きも猶無理なる所あり、第一は調査甚だ粗大にして各遺跡の異同に不明の點あり、第二は歴史上の考證足らずして單に肅慎族の記事のみを重要視せし弊害あり、第三は諸民

族割據の實例を度外視せる傾向あること之なり、此三缺點あるが爲めに折角の議論も吾人を首肯せしむること能はざるは遺憾なり、余は別箇の意見を主持せるに
より左に之を述べて世人の判断を仰がんと欲す。

余の實見によるに、先史時代の遺跡には細微の點に於て各々特徴あり、然れども其小異を捨て、大同を採るも猶看過す可からざる點あり、开は石器に打製磨製の分量大差あり、又石鏃の如きも全く其形式を異にする實例は之を同時期、同民族のものに見ること能はざるなり、又假令時期上に於て前後の別なしとするも、之を同民族と斷することは他に多くの實例を存せざる限りは矢張り不可能なる可し、今南滿の遺跡を大觀するに、撫順以北の遺跡は打製品頗る多くして、其已南とは異れり而して石鏃の如きも其分量極めて少なきのみならず、鐵嶺の如きは今日迄一品も磨製を出さず、石碑嶺にては余幸ひに二箇程採集せしも其形式は全く南方と異れり、故に此現狀よりすれば南滿の先史時代遺跡は遼陽を以て分界線となし、其南北の民族は之を別派と見る方適當せるに似たり、猶其詳細なる點は漸次調査の上世に發表する機會ある可し。

次に此南方の遺跡遺物は如何なる方面に聯絡ありやと云ふに、一は渤海灣を越へて山東省に通じ、一は遼河を涉りて山海關より北支那本部に關係せるが如し、勿論此間の調査は不十分にして實地の比較を試むること能はざれども、其遺物と見聞者の談とは略ぼ一致するが如し、故に大體は相類せりと見て大過なからん、而して一方は朝鮮の西部南部等にも聯絡せるに依り、此間の關係は同一民族の移動と見る方適當ならんか、余は此現象を目して上古渤海灣邊より、黄河の下流に棲息せし先史民族が、漢族の東下に押れて、其壓迫に堪へず、漸次東方に下りて遂に朝鮮に入り込めるならんかと考ふるなり、之に就ては猶支那の上古史を述ぶる必要あるにより、以下其略を記載す可し。

初め漢族の黄河を下りて東海に達するや、氣候の溫暖、物資の豊富なる點よりして先づ南方に向ふべきが順序なるに其事なくして反對に主力を東北に注ぎたるは何等かの理由なかる可からず、余は其原因を解して當時接觸せし民族中、其強大なるものが偶々此方面に居り、彼等を討伐せざれば絶へず後顧の患ひあるを以て右を前伐せし譯なりと曰はんと欲す、而して當時の蠻族は固り不明なれども、彼の

獫狁と云ひ、戎狄と云ひ、其他鮮虞無終、山戎の如き山東より直隸にかけて渤海灣の周圍及び其北方に蟠居せし民族は恐らく國初に棲息せし先史民族の一派なる可く、其内強剛、慄悍のものは彼の漢族が精銳、多智、殊に文明の度の高さを知らずして之に反抗し、爲めに數回の討伐を受けて、已むなく徐々と東方に移れるならん、此頃北方には既に肅慎族あり、また南方には早くより漢族の來りて途上を塞ぐあり、また其先には苗族の住居せるを以て勢ひ退き易き東方を選みしならん、されば其舊土たり、途上たる箇所、に當る地方より互に類似の遺品を出すは固より怪しむに足らざるなり。

以上は極めて大略の論なれども聊か信する所あるを以て茲に敍せり、なほ其詳細なる點は更に調査の歩を進むると俱に再記す可し。

(大正九年三月一日關東廳博物館報一號所載)

石器時代の土器と日鮮滿民族論

一

先史時代の民族を論ずる場合に、石器を標準として其何種族なるやを論斷する人は之なしと雖も、土器の上より之を決定せんと欲するものは往々にこれあり。現に我が邦の中間土器、即ち彌生式土器の遺跡、遺物に對する人種論は、常にこの土器上に重きを置くの觀あり。顧ふに斯かる傾向は、土器が石器と異りて其形態、紋樣等の上に、一種の特徴あるが爲めなりと云ふ點に歸着するが如し。勿論博士濱田耕作氏の如く、彌生式民族は原日本人にして、其土器は彼のアイヌ式、即ち故坪井正五郎博士のコロボツクル式と共に、或るお手本となる可き土器が滿鮮地方の民族間にありて、互にそれを模倣し、一は變じてコロボツクル式となり、他は變じて彌生式となれりと云ふ例もあれど、これ等は恐らく同氏限りの説にして、彼の特徴を

基礎をなし、一の論據に供する側の人には、一向に採用せられざる可し。蓋し動植物の如き自然物の研究法として、其種と云ひ、變種と稱する類の區別が、常に僅かの特徵上にあるが如く、土器の相違と人種上の區別とが、主たる何等かの特徵上に捉へ得らるゝならば、コロボツクル式の土器と、彌生式土器とが、俱に一つのお手本より變化せりとは見る可からず。即ち右は人類學上の變種にはあらずして、寧ろ動物學上の種の相違と見るが穩當なる可し。然れどもコロボツクル式土器と彌生式土器とを一の變種と見るは、濱田氏以外に主張せるものなければ暫く措き、彼の兩土器の特徴を基礎として、民族を論じ、殊に彌生式土器を以て、滿鮮地方の先史土器と系統ありと論ずる一派に對して、茲に其可否を評論せんと欲するなり。これ邦人の滿鮮地方に存する先史土器の智識に暗く、爲めに或者は其說に盲從し、又或者は其確否を決せんとするも、不可能の點あればなり。

二

古器舊物の特徴を洞見して之を民族論の上に應用するは、余の深く賛成する處

なり。世には之を不可能と云ふものあり、又人爲物の特徴は自然物の特徴と同一の價値なしと云ふ人あり。斯かる言を發する人は、概して古物上の智識に暗きものに限り。彼の子供が父母兄妹の筆跡と他人の筆跡とを鑑別し、又其音聲と足音を聞別け得ることは、大概首肯する處なる可し。斯かる點は何の爲めに然るやと云ふことは、別段説明の必要な可し。已に之を知つて一方の古器舊物を鑑別し得ずと思ふは短見なり。又淺見なり。日本の人類學會員若しくは考古學會員の間には、石器時代土器と古墳土器即ち祝部とを取違へるものは恐らくこれなかる可し。又少しく熟するものは、祝部と行基焼とを充分に甄別す可し。又一層進みたるものは、日鮮の兩古墳土器をも一見して區別す可し。已に斯かる點にまで到達せば、其特異點を認むること早きのみならず、又之を運用して思想上の相違、技術上若しくは嗜好上の異同を説き、猶進んでは民族論の材料に供すること又容易なる可し。されども此點は矢張智識の慣熟、即ち古器の精鑿を要する次第なれば、其運用に際しては大に慎重の態度を採らざる可からず。況して評判とりや、奇説人を驚かすが如き材料に用ゆることは禁物なり。世の學者は無論斯かるこ

とは能く能く知れるならん。實際右様の野心あるにあらずして早く自己の結論を人に示さんが爲め、或は餘りに自負心強くして、他を憚らざるが爲め、其影響と將來とを顧みずして急遽其説を決するものあり。殊に新領地、植民地等へ調査に来る學者中には、此弊に陥入るもの尤も多く、他より見れば如何にも人を莫迦にする處置と思はるゝなり。併し斯かる連中は別として、余は世の古物研究家に對して、一方に事物の特徴を知るの明を養ふと同時に、其結論に對しては今少しく慎重に、眞面目ならんことを望んで已まざるなり。

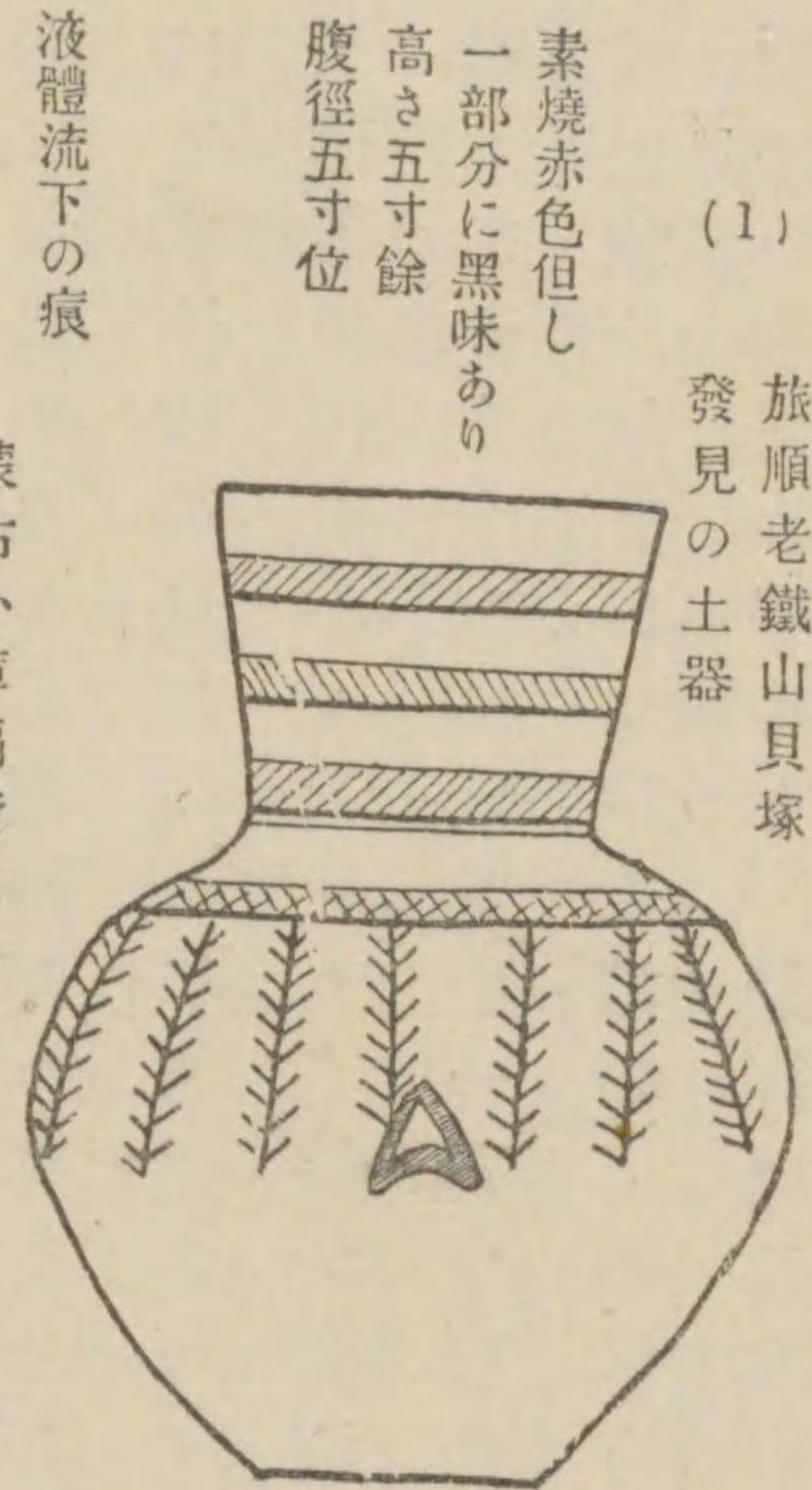
三

滿鮮の石器時代遺跡には數種の別あり。而も朝鮮の撐石コヒセント以外には皆多少の土器を出せり。是等は果して日本の彌生式土器と同一なりや、將た彌生式及びコロボツクル土器の本源となり得可きや、此根本問題の決せざる以上は、日鮮滿の關係を論ずること能はず。又右の如何を明かにせば、日本に於ける此種の議論は自づから解決す可し。故に余は以下其大略を述ぶることゝなせり。

朝鮮の先史遺物は南北各々其作風を異にせり。殊に石器は北方の分多く打製を交へて、東南の純磨製石器風とは大差あり。況して土器の如きは形狀作柄宛も日本のコロボツクル式に近くして、彌生式とは全然異れり。若し是等を彌生式風と見る人あらば、そは先史遺物を論ずるの資格なきものなり。また西方の分は余多く之を知らざれども、素焼風の赤色を帯びたる點は多少彌生式に似たる處あり。然れども斯かる例は我關東邊のコロボツクル土器中にも見ゆ。唯だ其分量極めて少なき爲め、人多く氣附かざるなり。又右の分量尤も多きは常陸浮島の貝塚土器にて、其他四個貝塚の分にも之ありしやに覺ゆ。殊に二貝塚の土器は、色合の外に又薄手の作風をも示せり。斯かる例はなほ他にも多からんが、要するに煙りを放散して焼く土器は世界中一致す可きものにして、是等は系統關係の價値なく、況して民族論などには没交渉のものなり。又朝鮮西部の土器模様には、傾斜線、左右兩傾斜の交叉線等あり。是等は日本のコロボツクル土器にもあり。併し右の類は余の所謂原始模様に屬して、又世界共通のものなり。されば之を以て特種の紋様と斷ずる人あれば大間違なり。次に滿洲の分は如何と云ふに、此方面の先史土

器は概して無紋なれば、其詳細を論ずること能はざれども、關東州より出づる類には、薄手にして彌生式に近きものと、又薄手ならずしてコロボツクル土器に近きもの

(1) 旅順老鐵山貝塚
發見の土器



素焼赤色但し
一部分に黒味あり
高さ五寸餘
腹徑五寸位

蒙古小庫倫發見高の變形土器

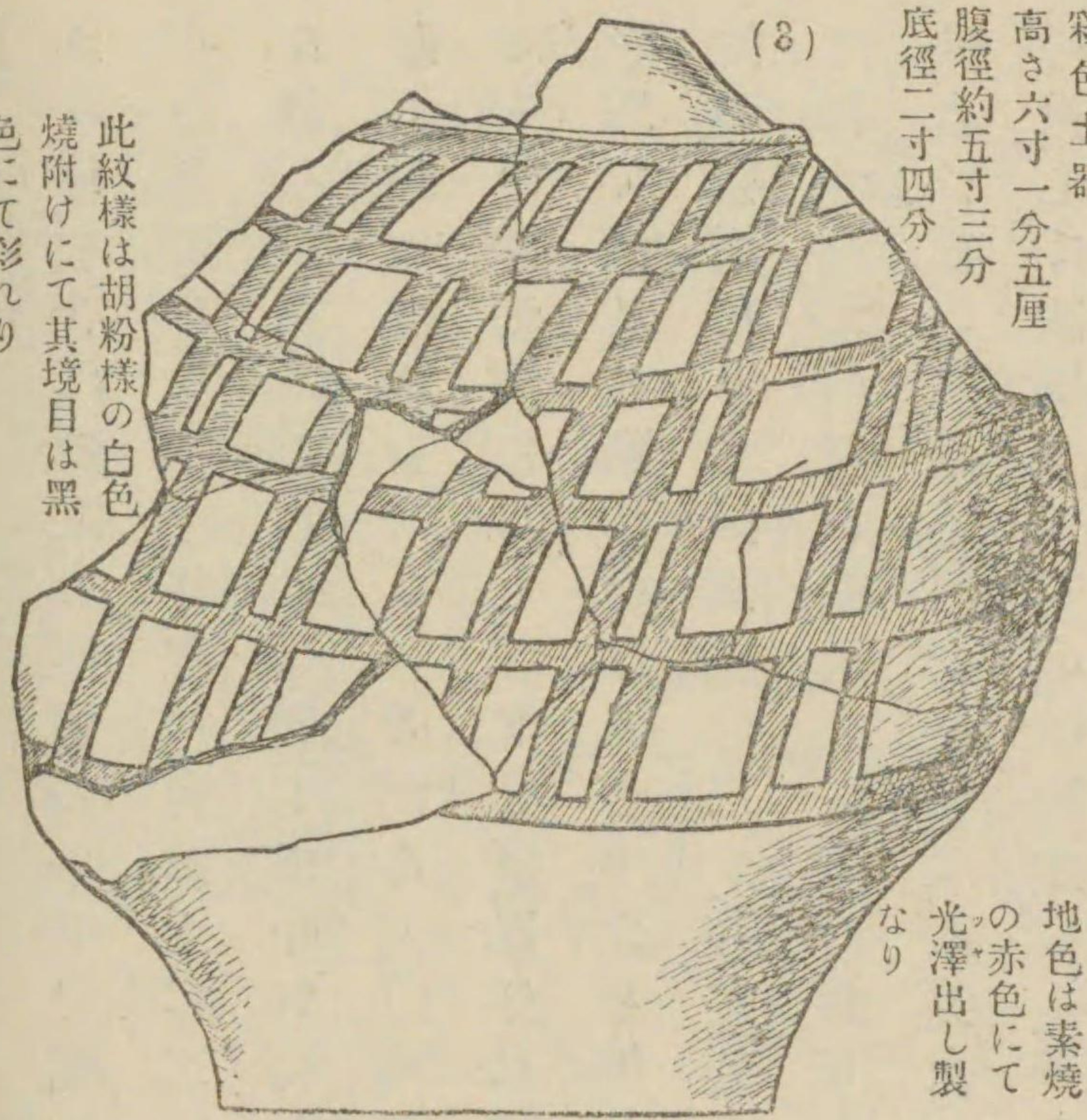


液體流下の痕
茶褐色に幾分の黒味あり
他が悉く一致するにもあらず。されば是等は雀とヒバリの色合が似たりと云ひ

滿洲鶉と日本の雀と其の大きが均しと云ふの類にて、未だ以て同種同型の證明を試み得可きものにはあらず。而も好んで其説即ち日鮮滿の先史民族同一論を述べぶるが如きは、餘りに自説の早きを望む結果にして、其實學界の權威をなさざるは寧ろ氣の毒なり。往年は言語上に二三單語の類似あるを見れば、之を以て人種論を試みたるものあり。而して今日は單語のみならず、其組立法の一致する場合と雖も、猶民族論を許さざる例あり。現に滿人の如きは、今日漢語を知りて、滿語を語るものは滿洲になし。其言語、風俗はすべて支那民族と同一なり。然れども彼等を以て漢族と斷ずれば人必ず之を笑はん。然るに日鮮滿の先史土器が彼の單語的の類似なりと云ふ點を以て、其民族の同一なるを論じて人之を怪まざるは、蓋し可否の根本材料に精通せざるが爲めなり。若しこれに精通せば必や反對す可し。世人は彼の歐米の男女を見て、其英人たり、佛人たり、將た獨人たり、墺人たることを一見して識別するものは稀少なる可し。之と同様にて、先史土器の日鮮滿を區別する人物は、恐らく曉星の如くなる可し。單に右の類のみならず、彼の椎塚物と陸平土器との區別、若しくは關東土器と奥羽土器、其他北海道の縦穴土器と九州邊の

肥後貝塚土器とを甄別する人物も割合に少なかる可し。この先史土器に精通する人物の少なきことは、雖て土器上の民族論に嘴を容るゝことの少なき次第なり。

彩色土器
高さ六寸一分五厘
腹徑約五寸三分
底徑二寸四分



地色は素焼の赤色にて光澤出し製なり

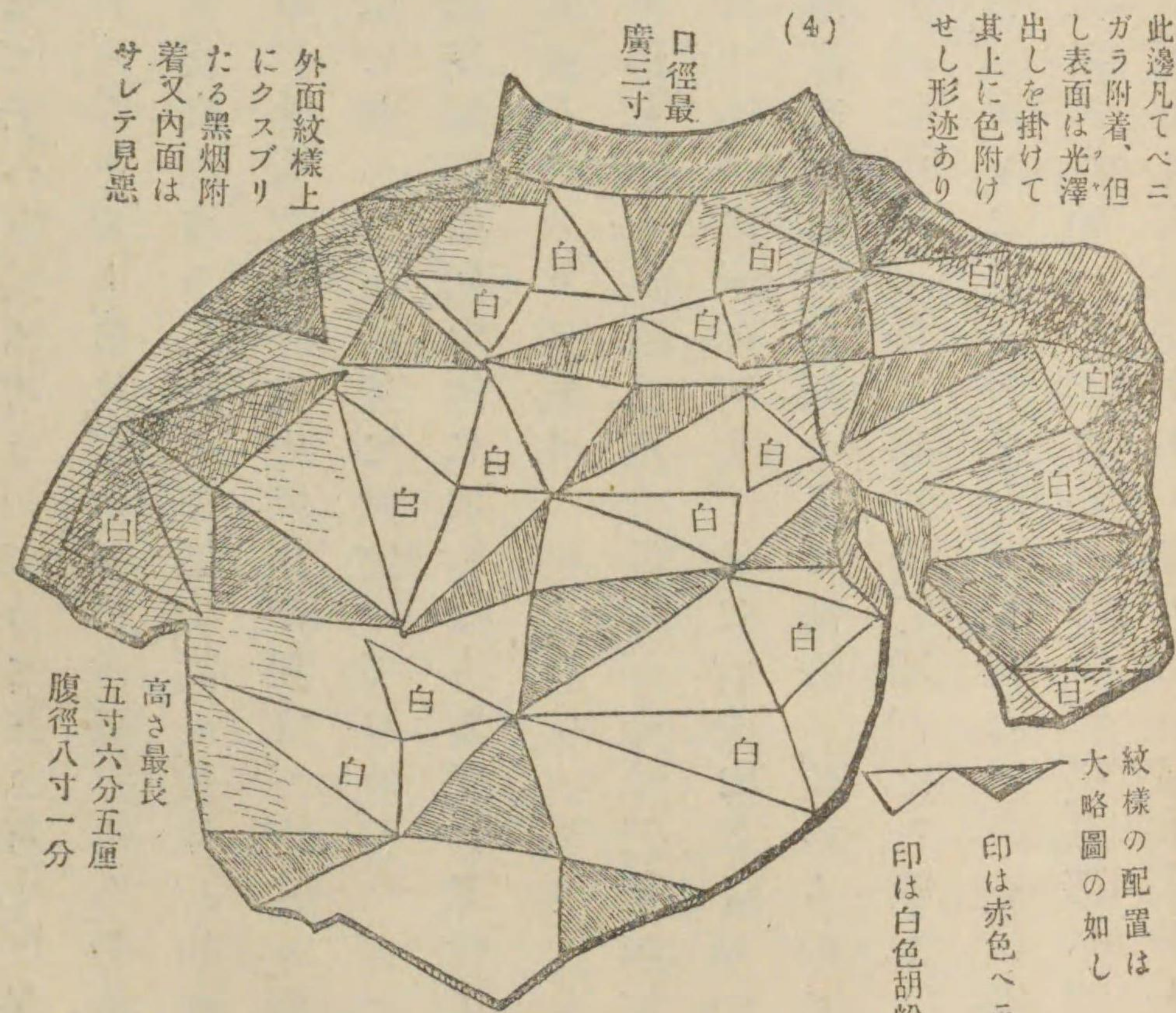
此紋様は胡粉様の白色焼附けにて其境目は黒色にて彩れり

(實際は斯る有様なり)

何にも一致すること、宛も音楽の調子が相似たると同様の點あり。これ等は事實

上縁故あらんか。しかれども右の出方と伴出物とは、彼の加瀬貝塚の例の如く、單に獸骨類に過ぎずして他には別に石器を出ださず、其石器ありと云ふは他の層中なるが如し故に時代關係より見て稍々若きが如く、又純石器時代なるや否やも疑はし。此時代に入りては逆に日本より彼地に移りし例なしと謂ふ可からず。我が邦人は兎角自己を輕んじ、自己を没却して、輕忽なる議論を試み、言語の如きも或者は多くアイン語を用ひたりと云ひ、彼の古儀古式として尤も自己本來の特質を

此邊凡てベニガラ附着、但し表面は光澤出しを掛けて其上に色附せし形迹あり



口徑最廣三寸

外面紋様上にクスブリたる黒烟附着又内面はサレテ見惡

紋様の配置は大略圖の如し

印は赤色ベニガラ印は白色胡粉

高さ最長五寸六分五厘腹徑八寸一分

發揮す可き神名迄も、アイヌ語多しなど云へり笑ふ可きの至りと謂ふ可し。是と同様日本民族は古來他國より受入れのみを爲し、自己が他邦に波及せしめ、習得せしめたる例なしと思へり。故に朝鮮邊に存する何等か類似の點は、皆彼が初めにして我は之を傳習せりと信せり。それも研究上年代の順序が我よりも古く、隨て斯くある可しと云ふにはあらず。唯だ初めより漫然と斷定せるなり。

顧ふに古代に於ても、日本は彼の銃砲、煙草の類を逆に我れより鮮地に致せしが如く、他の風習、技藝を傳派せしことは必や多々ある可し。

現に瓢形古墳の如きは我が風の流傳を示し、其他曲玉の分布が今の三南地方に擴がれる實例は、確に前言を證して餘りありと云ふ可し。已に古今となく斯かる例ありとすれば、上代我が邦人が朝鮮の東南部を占領せしと同時に、他のものとの交渉も行はれ、其間に一致點の多きを示すは怪しむに足らず。唯だ之を我より傳へしとせずして、彼より學び、彼より傳へたりと見るが大なる間違なり。但し學問、藝術等が支那より鮮地に移り、更に又日本に傳へし類は格別なれども、是等は多く漢族にて、鮮族とは殆んど没交渉なり。況して先史時代前後に關する兩國の事例

は右と同一に見る可からず。然るに漢文化の流傳以外の事柄をも、之と同様に見るが爲めに誤謬を來せり。世上の關係は斯かる一本調子の觀察にては解し得べきものにあらず。故に土器を基礎としての日鮮滿民族論は、猶他日に讓るを可とすべし。

序ながら一言す可き點あり。東蒙古小庫倫發見の土器には多く支那の鬲レキと同一のものあり。また石器は有孔にして美麗のもの多し。是等は土器の點より見て漢族と何等かの關係あるを知る可く、又支那内地發見の石器は矢張り美麗にして有孔の例多く、而して漢人はその或者を以て自己祖先の作と信ずれば、若し之を眞正面より見、又輕率に考ふれば、漢族の先住地は蒙古にして、彼は黄河邊に進みし頃金屬の用を知れりとも云ひ得べし。然れども此鬲の足部だけは老鐵山の貝塚よりも出づ。故に彼の漢族の祖先は一方蒙古より分派して、關東州にも入れりと斷すべし。而して帝大の講師烏居龍藏氏は、滿洲の先史民族をツングースと決せしにより、漢族は又ツングースより出づとも云ひ得可し。併し一時場當りの議論は、之を總合し、連絡する時は、寧ろ滑稽となり、戲言的となり、徒に人をして失笑せし

むることゝなる可し。余も多年古物研究に憂身をやつせしが、進めば進む程むづかしくなり其斷案を下すことの容易ならざるを覺れり。勿論一の原案を出すは差支へなく、又余自身も試みをれども、そは諸方面より觀察して、滑稽となり、戲言的とならざる様豫め自己の自問自答を経ること肝要なる可し。

四

中米メキシコの先史民族にマヤ及びアズテック族と云へるあり。彼等の遺物中には支那の鼎と爵とに似たるものを交へ出だせり。今實見家の談を聞くに鼎は支那の如き大なるものなく、爵は略ぼ同様なりと云へり。而して米人スタールは右に據て、米支民族の關係を疑ひ居る由なるが、要するに鼎と云ひ爵と云ふが如き特種の形體を存するものが、偶然千百里を隔てし地方に於て、而も太古に、暗合一致す可きものなるや否やは大に研究の價値ありと謂ふ可し。然れども土俗の一致は意外の例往々にこれあり。例せば米國には日本の如き瓢形古墳あり。エスキモーの間には小札製の甲冑あり。故に特種の事例も餘りに遠隔のものは相

互の關係を斷すべからず。唯だ近接地にありては後世の實情に照して、孰れか之を模せしことを推定し得るなり。顧ふに日鮮滿の先史土器と民族關係との議論も、此近接地に引付られて、遂に斷案若しくは推定を下せしならん。されども其類似と云ひ、一致と稱する點が、案外共通性を有し、眞の一致類似にあらざる爲め折角の議論も不成立となるに至りては、其人の爲めにも、又學問上の權威の爲めにも、深く惜まざるを得ず。因て今後は此特徴と共通點とを深く注意すること肝要なるべし。今これに就て余の思ひつきを曰はんか。彼のコロボックル式の土器は何と云つても第一に動物的の模造ある上に、把手の變化多くして、且大なるものあること、第二曲線模様之の妙を得たること、第三偉大堅固の作多きこと、第四底部に網代紋を印せしこと等なり。この最後の分は偶然の結果に歸する人もあれど、之を消すこと容易なるにも拘はらず、多く其儘に残せしは、寧ろ之を喜びたるが爲めならんと信ず。是程の事例は他の土器には決してなきことなり。次に彌生式土器は第一形狀の單純なること、第二花瓶形のものに無花果風の撫肩造り多きこと、第三紋様は直線多くして且つ腹部以上を常とする、こと、それも極めて少なきこと、第四

薄手にして且つ圓底を見ざること等が其特征なり。又此土器には上部の縁端に装紋的浮模様を附せし例あり。是等はコロボツクル式の土器には餘りなきことなり。

次に滿鮮の分は如何と云ふに、右は寧ろ特徴なく、強て特徴を求むれば、滿洲物には第一土器の腹部の左右に蔓掛けあること、第二天狗鼻と稱する握り棒様の凸起を腹部に附せしこと、第三色彩に赤白黒の外黄色あること、第四支那の鼎及び鬲を模せしこと等なり、但し此點は蒙古土器も同一なり。

次に朝鮮の先史土器は余其特征を知らず。從來の説を總合すれば、第一に天狗鼻は存するに似たれども確證を得ず、又あれば二遺跡混亂の疑ひあり。其他金海の如く中間風を示す場所に限り。故に確否は他日に譲れり。是等は猶斷層上の研究を重ねる必要ある可し。第二に高杯形を擧ぐれども、右は東亞の共通性なれば別に採らず。唯だ余が北成にて得たる例によれば紋様にキザミ重ねの例尤も多きを知る。第三形狀には釣り花生けの如きものあり。強て曰へば支那の匱イに類せり。是等は先づ特徴とや曰はんか。紋様は概ね直線にて、曲線は絶無の觀あり。

以上述ぶるが如くその共通性を去りて各自の特徴を見れば、コロボツクル式と彌生式とは全然其起源發達を異にするを知り得可く、又彌生式と滿鮮式とも其間に徑庭あるを見るべし。然るに其特征を捨て、一方の共通點より系統論民族論等を述ぶるは、單に公平を失するのみならず、併せて論據をも失ふに至るべし。

五

先史土器を採つて民族論の資料に供することは固より不可なしと雖も、其ものが何程の力ありやと云ふことは豫め明かになし置く必要ある可し。彼のコロボツクル土器は東亞に於ける先史土器中、尤も優秀複雑の作品なり。而も之を以て民族論に供せんとするは、猶危險の恐れあり。然るにアイヌ、非アイヌ兩論者が俱に之を重要視するは、解す可からず。坪井博士の如きは常にコロボツクルを以てエスキモーに近き民族と云へり。而して土器に就てはアイヌ之を造らず、又無紋様の曲線はアイヌ模様に比すれば似て非なるものなりとて幾回か其例を示せり。

されどもエスキモアの表示する紋様は、全くコロボツクル模様とは異れり。寧ろ此點よりすれば全然没交渉なり。然るにアイヌ論を排斥する場合には有力のものとして之を用ひ、エスキモア類似説を述ぶるに當りては之を省みずと云ふに至りては、彼の複雑優美なるコロボツクル模様も何等の權威なく、常に中ブラリンとなり終る譯なり。これ甚だ可笑な使用法にあらずや。又一方のアイヌ論者は、千島アイヌが嘗て土器を造れりと語りし爲め、コロボツクル説をくつがへして得々たれども、其の土器の意匠、形状は全く異れりと自白せり。然るに形状、紋様、意匠の異なるを示しながら、單にアイヌ説のみを主張するは何の爲めぞ。元來アイヌは土器を造らずと云ふ點に歸着せしを、土器造りの例あるに狂喜して、其の相違點を忘却せしならんが、彼の土器の中より意匠、形状等の特徴を抜き去りて、何處に有力なる使用點が見出さるゝや。これと同様彌生式土器に就ても、或はインベ土器と云ひ、或は原日本土器と稱するも、前の筆法を以てすれば殆んど無價値なり。唯だ此場合は其作風が日本の祭器土器と類似し、意匠、形状の相近き爲め、其點より見て斯く斷せりと云ふならんが、斯くては餘りに御勝手主義なり。また假に右を當

れりとするも、一方に彌生式はコロボツクル土器と同様、滿鮮方面の或土器をお手本として造り初めたるものなりと云ふ説あるに依り、此土器は元來眞似物にて、根本の意匠、特徴等を見る可からずと云ふことになるなり。斯かる無特徴の作が一方には民族論の資料となり、意匠、特徴の見らる可きコロボツクル土器が、却つて民族論の場合にソツチノケとなり、或は單に先史土器造りと云ふ點だけに使用せらるゝが如き奇觀を呈するは、果して學問上の權威あるものにや。

此論鋒を移しての滿鮮先史土器の議論は、最早紹介の必要なからん。要するに先史民族論の論據は、必しも土器の一端にあらず。其他人骨、石器、歴史、口碑等の上にも關係せることは明かなれども、其有力なる資料に供せらるゝは事實なり。然るに其資料と議論とを對照すれば、實に前條の如き奇妙の觀を呈せり。顧ふに右は最初其ものゝ效力、効果がドレ程ありや、即ち自己の力量を省みるが如く、土器の力量否價値を知りて、然る後運用せざる過ちに出づるなる可し。

日本に人類學會の起りて以來已に三十餘年、其會員の智識が向上せるは無論のこと、其研究も亦大に進歩せり。然るに依然場當り説や、外人の縁遠き見解を移し

て皮相の論を立つるも、最早傾聴するものなからん。其他考古學會、歴史地理學會等又皆古し。

二八六

(附言) 本篇は木乃伊の説明と共に旅舎中に記せり。故に坐側何等の参考書なく全く記憶によりて起草せり。故に思ひ違ひ、讀み違ひ、又自己の見當違ひ等なしとせず。其等は判然次第何時にても更改すべし。唯だ此文の蕪雜にして讀者を益するに足らざるは、余の深く恥づる處にして、又豫め讀者の寛恕を請ふ所以なり。

又文中濱田、鳥居兩氏のことに及びしは、單に學問上切磋琢磨の趣旨に出で、他意あるにあらず。唯だ文辭蕪雜禮を失せし點あらば野人言語に類はざるものとして幸に寛恕し給へ。

(大正九年八月二日大石橋の旅舎に於て記述す)

遼陽發見の壁畫古墳

遼陽は南滿洲に於ける最古の都城地にして、周秦漢以來支那本土の漢族多く茲に移住せり。故に其遺跡の存在するは固より怪むに足らざれども、唯だ舊來は漢代古墳の或ものに限り、一二學者の調査を経たるまでにて、他は全く暗黒界裡に葬られたるやの觀あり。然るに余は昨年五六月の候、長春、吉林方面の遺跡を視察し、歸途遼陽まで立還りし際、圖らず壁畫古墳の最大なるものを實見し、其全景を圖寫すると共に、近傍の地を踏査して古墳破壊の酷だしき事情をも推し得たるに依り、こゝに其要點を記述して益を同學の士に頒つこととせり。

一 壁畫古墳の所在地

遼陽驛の東方十數丁の地に太子河の清流あり、其水遠く本溪湖の方面より來りて北に流る。而して汽車の鐵橋は其上に架せらる。此鐵橋を過ぎて更に東すること約十丁許り、茲に往年露人が經營せし一大堤防あり、其堤防は今の線路より分岐して東方に走り、遂かに山麓に接するが如し。此大堤は一昨年之の洪水に崩壞して、其北方なる現在の線路をも破壊せり。因て復舊工事を起して昨年五月以來前記大堤下の北方數十間の土壤を開掘して、其堤防を修理せしに、偶然にも爰に數個の石室ある古墓を發見せり。此中最大なるは石槨の構造儼然として人目を驚かせしのみならず、其内部には四個の石棺あり、又周壁には諸種の風俗畫ありて如何にも珍奇異例の爲め、滿鐵社員は協議の上舊圖書館長島村孝三郎氏が考古の學に志すこと篤きを知り、同氏に報じて其臨檢を請はんとせり。時に余は此地方の遺跡状態を聞かんと欲して、其事務所に在り。右を知りて先づ實見を望み、其案内によりて之を視察せしに、石槨は僅に上部のみを露出し、壁畫は西南隅の一角に見え



遼陽發見の壁畫古墳

初めたる迄にて内部の全形を知ること能はず。因て主任者に請ひて先づその土壤を搬出せしめ、茲に始めて石室内の構造と俱に壁畫の有様をも明かにするを得たり。蓋し此地方は古く寺院の存在せし爲め、現今迎水寺村と稱し、其東方には清初時代の陵墓ありて、世に之を東陵と呼べり。又南方には清の太祖の築きし新城ありて、普通之を東京城と稱せり。この新城と露人築造の大堤との間に一村落ありて右を迎水寺邑と呼ぶ譯なるが、此邊は四方浩濶の地にして東陵と新城との方面に至つて初めて山地となるなり。而も舊來水害の憂なく、隨て

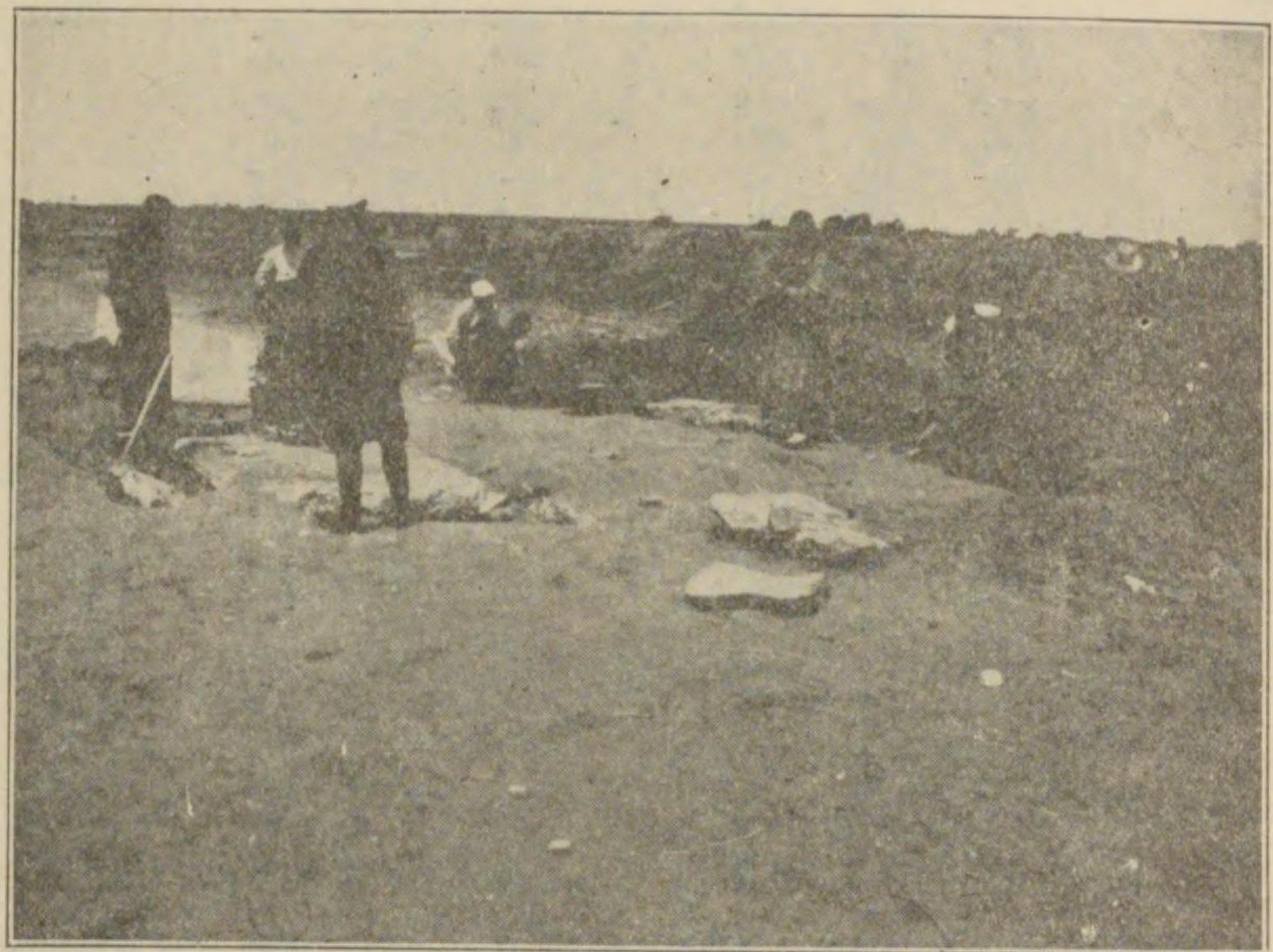
墳墓を築きしならんが、今やこの害を受けしは一に地形上の變化にあらずして、全く河流變更の結果なるが如し。此事は猶後に述べべし。

二九〇

二 壁畫古墳と他の遺跡との關係

前記壁畫古墳の近傍には他の古墳甚だ多く、其内部の構造は皆石室にて其中には人骨及び古錢、瓦器等の古遺物を存するものあり、而も規模概ね狹小にして此類の大石室は絶無なり。又右を古墳とは稱するもの、其實上部には何等の隆起物なく、現今の地平線下數尺の所にあつて其蓋石を認むるに過ぎず、故に今回の如き土取りの際にあらざれば容易に之を知ること能はず。又中には隆然地表に墳起せし類もあれど、是等は其下部に遺體埋葬の例あるや否や、現今は自他共に調査の手を下さざれば不明なり。猶多年滿鐵在勤の工夫掛りよりその談を聞くに、明治四十二年友人鳥居龍藏氏が多數の古墓を發掘せし箇所も大抵此方面にて、當時は甌室構造の類ありし趣きなれども、今回は一も其例を見出すこと能はざりき。又余は此地に於て石器時代の遺跡、遺物を發見せしが、此實物上よりすれば、殆んど遺

跡の混亂し居ることは明かにて、また太古以來水害の憂なかりしことをも證明し得べし。次に余は古墳の調査を終りし後、更に東京城即ち遼陽人士の所謂新城に



到りて實見せしに、此所には古墳の石棺槨を破壊し、其石を利用して築造せし形跡顯然たることを見出せり。右は殊に城門の邊に多く、隨て築石の類區々として亂雜なることは實に驚くばかりなり。蓋し新規築城の際近傍の古墳を破壊して其石を利用せし例は他にも往々にこれあり、現に朝鮮の如きは李朝の初め平壤城を重修するに當り、時の城將盛んに古墳發掘を爲せし爲め、他の彈劾を受けしことあり。勿論經濟上よりすれば右は便利ならんも、人道上より見て其亂暴たることは許す可からざる點あり。

併し其可否は別として、此現象は如何に多くの遺跡が新城築造の結果として消滅

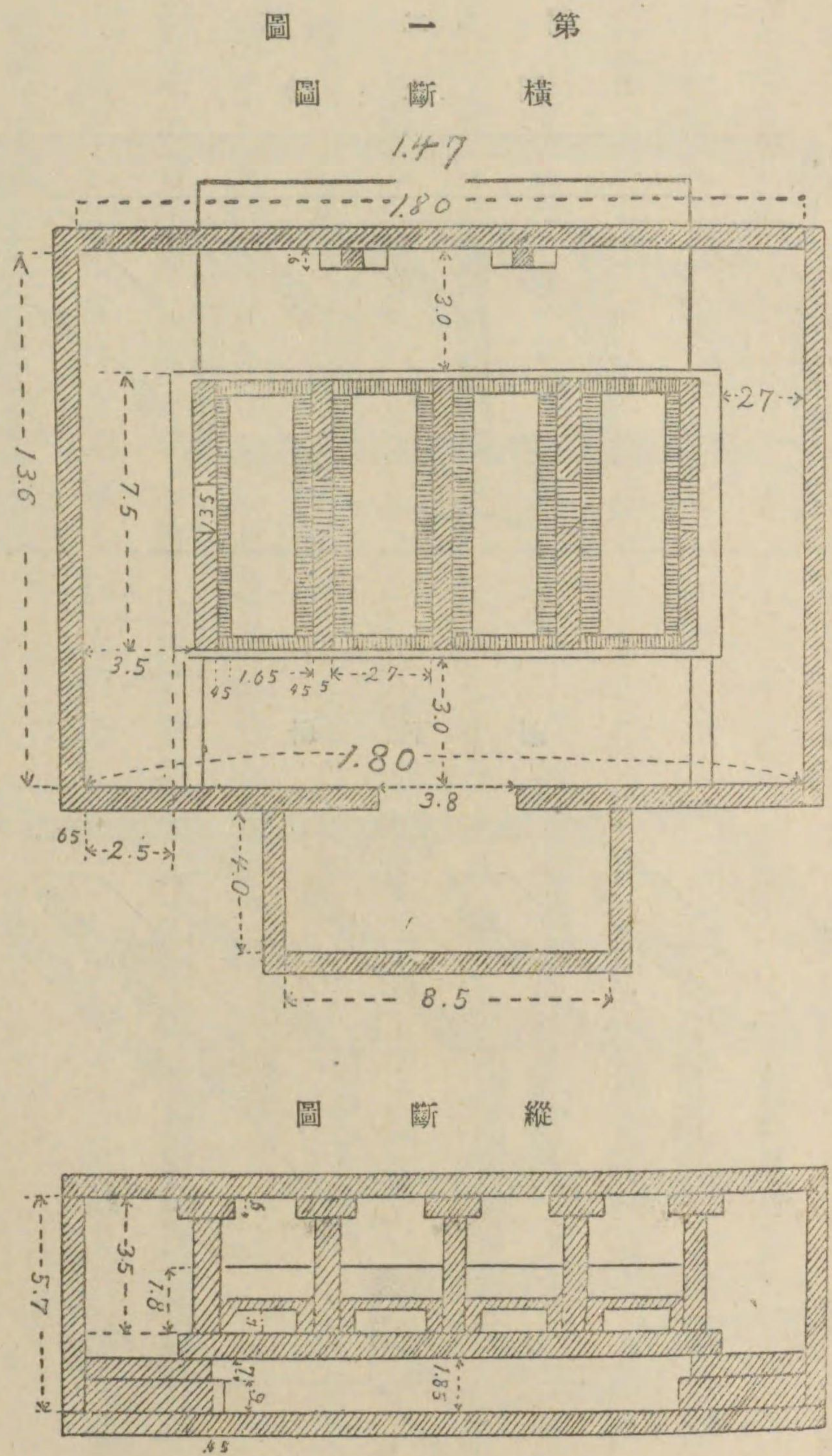
せしかを知るに足れり。

三 壁畫古墳の構造

太子河以東の石槨類は昨年發見せしもの十個以上もあらんが、其形狀は皆長方形の箱形にて、只だ其間に大小の差違を示すに過ぎず。然るに此壁畫古墳の石槨は其中に四個の取付け石槨ありて、構造頗る複雑を極め、又其北方に入口ありて、茲にも一小石室を設けし譯なるが、斯かる例は遼陽の石槨中未だ他に見ざる作風にて、其點より判ずれば確に王者の塚墓に類して興味あり。隨て研究上の價值も多ければ、旁々以て左に其詳細を記述すべし。

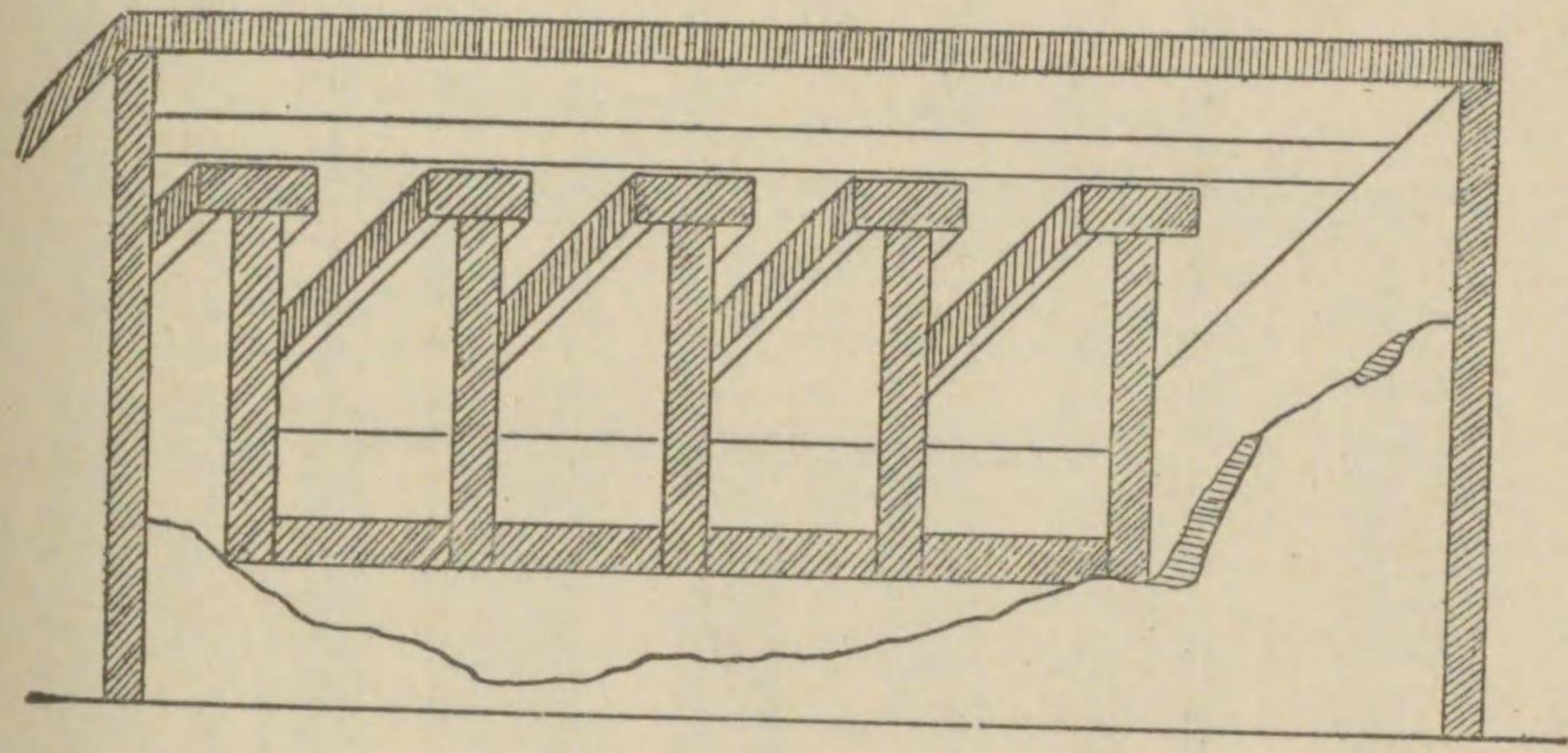
此壁畫古墳の石槨類は略ぼ別圖第一圖に示すが如く、其の北方に入口とも見るべき小室のありて、大さは東西の長さ八尺五寸、南北の長さ四尺あり、而して入口と奥室との間には三尺八寸の開きありて、茲には別に戸石を置かざりしが如し。此分界線と石槨との間は約三尺の隔りあり。又奥室の内徑は東西一丈八尺、南北一丈三尺五寸あれば、幅三間、奥行二間一尺五寸の室にて、六疊の座敷より稍々廣きを

知る可し。高さは敷より天井迄六尺六寸あれども、其上に板石二枚を重ね敷く事

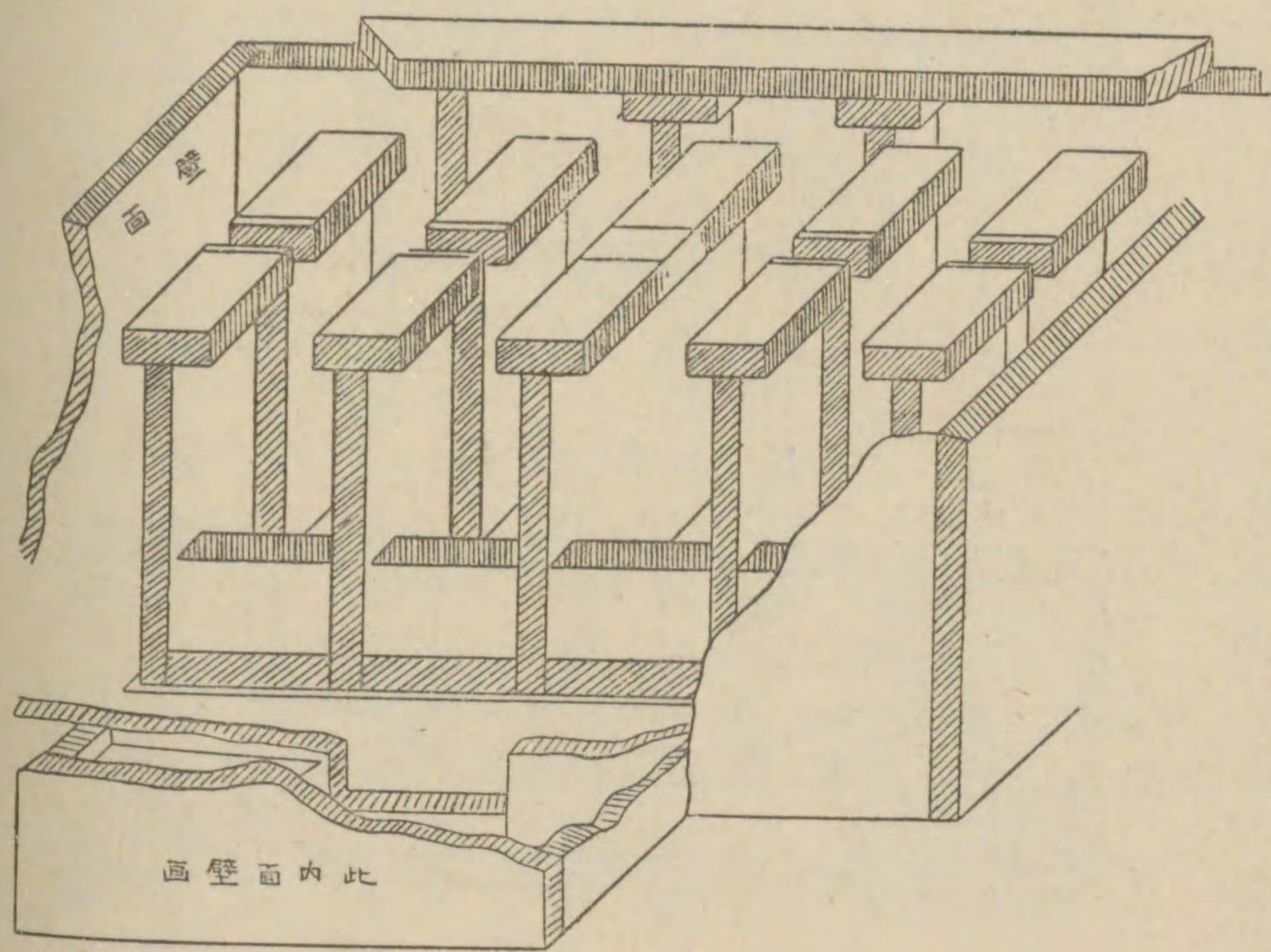


約一尺八寸なれば、通じての高さは八尺四寸なり。而して此室の中央に四個の組

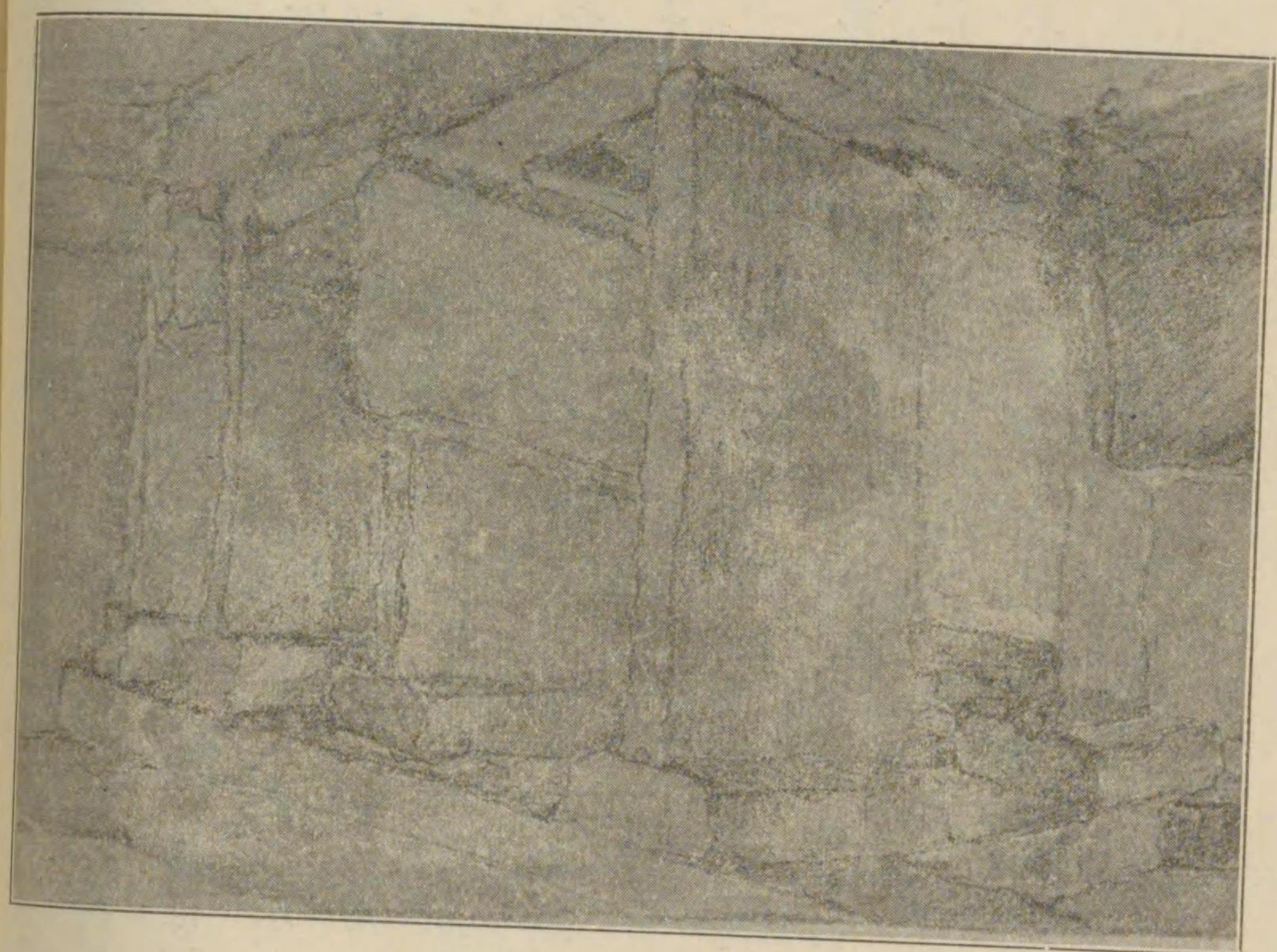
第 二 圖
斜 上 圖



斜 下 圖



合せ石棺を南北に並置せしこと圖の如く、其構造の複雑なることは第二圖より第四圖迄に示すが如く、其大さは幅二尺内外にて、縦は七尺五寸宛あり此棺の周圍は一見廻廊の如くなれども、南方の壁には何の爲めにや二個の張出し石あり。又第三圖第四圖は俱に内部築造の工合を示せしものにて、實際は天井に蓋石あり、周壁又破壊しをらざることを承知せられたし。但し用石は青色の粘版岩にて此地方にては多く砥石に用ゆる風習あり。其産地に至りては固より判然せざれども、支那人の談には遼陽の東南方約十六七里(日本里數)の地に青石山なるものあり。爰より切出して太子河を下るものなりと云ひしが、又一方の説には東方五六里水峪の地より出しものなりとも云へり。蓋し此手の石は遼陽白塔下の舊寺院迹及び新城にも多數に見えれば、其分量は古來豊富なりしが如し。併し支那人の談に舊來は此石國用に限りて一般人民の發掘使用を禁せしかば一に國石の名ありと云へば、古くは相當に重んぜられし岩石たることを知るに足れり。但し他の古墳の石槨は大抵此石と異なれり。

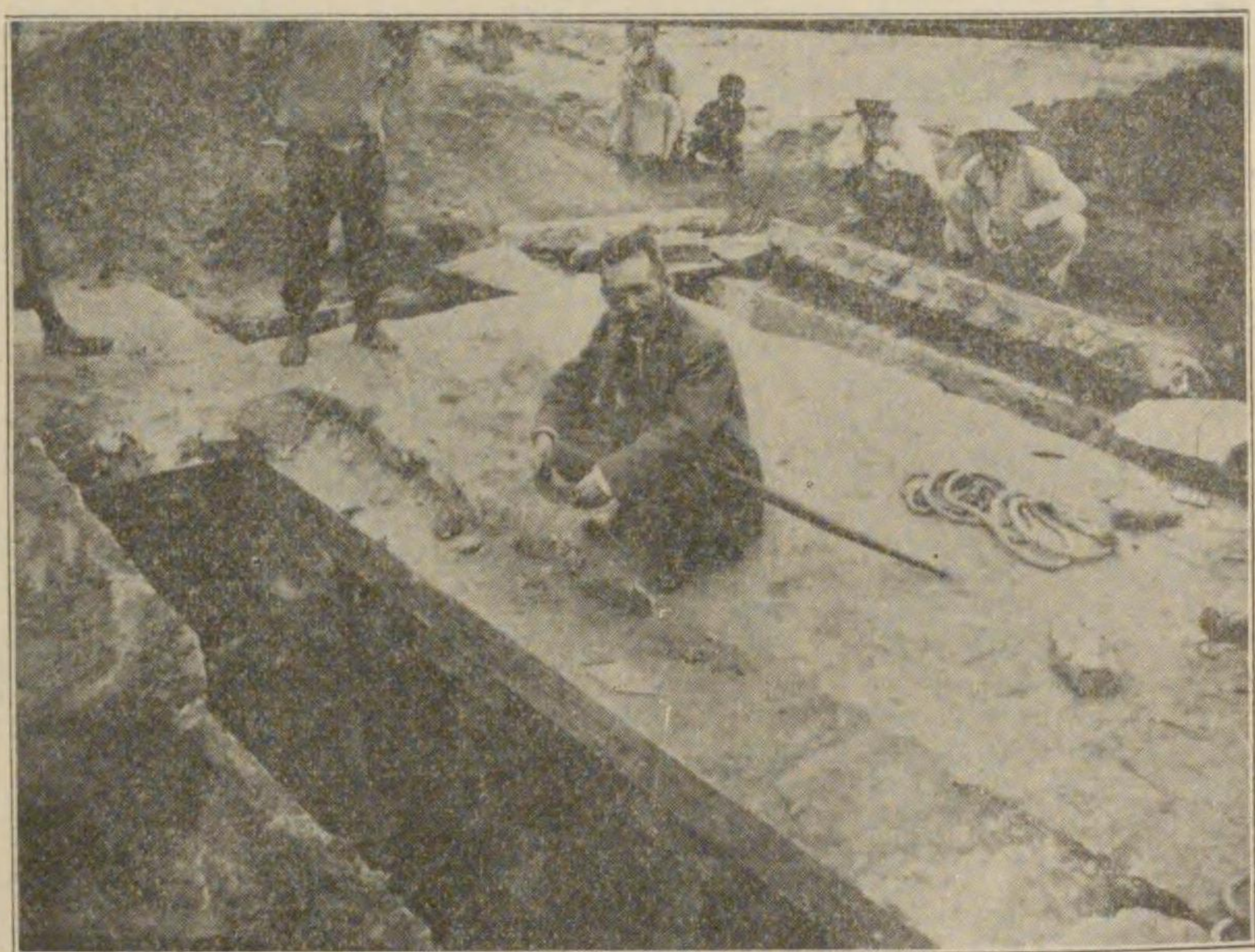


四 壁畫の現状

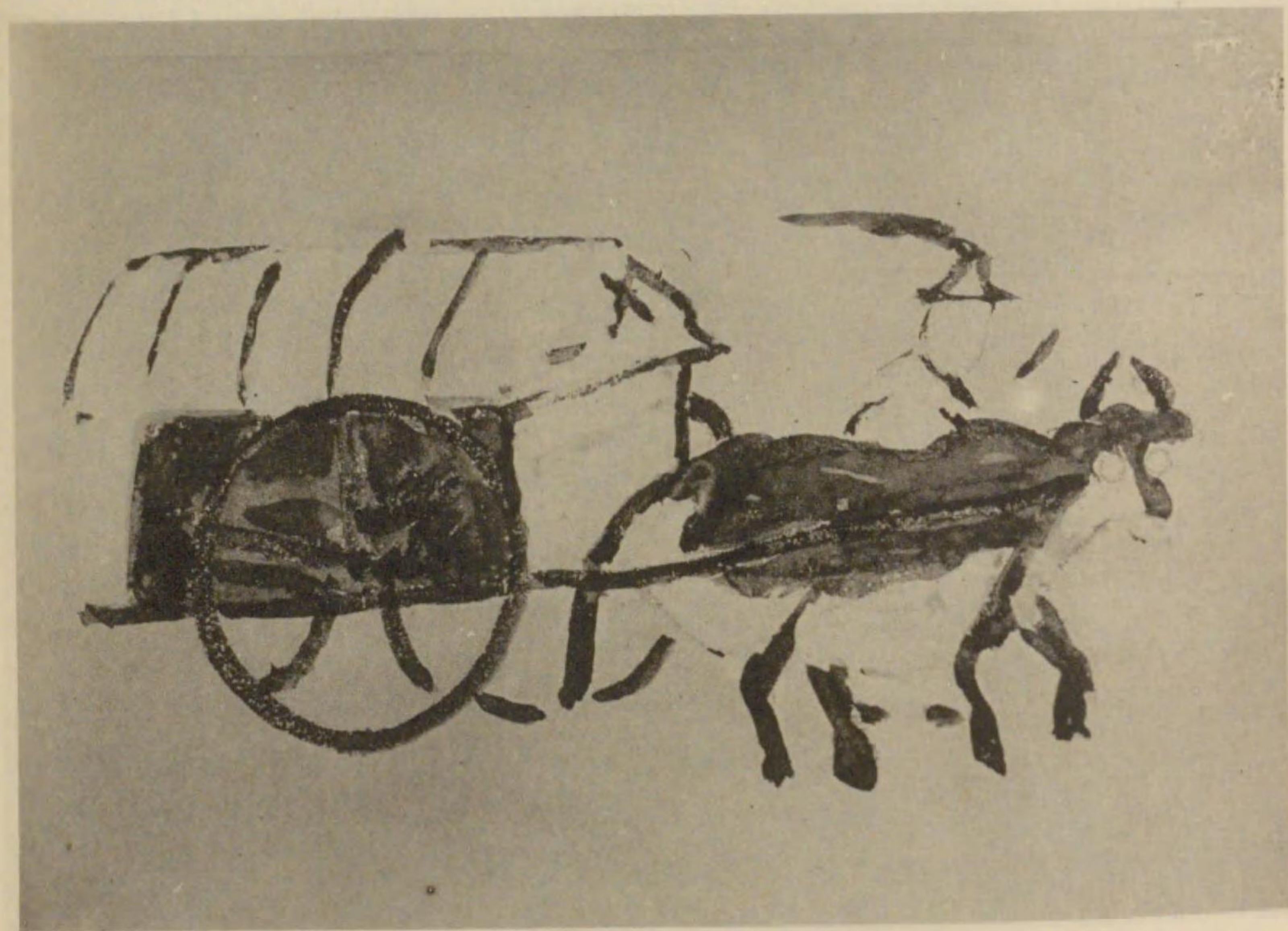
此古墳の壁畫は始め全壁に存せしならんが、多年埋没の結果として漸次に剝落し、現在に於ては南壁の西端より西壁の半ば及び東壁の大部分と入口の北壁だけに過ぎず。それとて甚だ不鮮明にして彼の朝鮮古墳に見るが如き判然たるものにあらず。之一に時代の悠久なるが爲めと、且つは繪畫の色料重厚ならざりし故なるべし。最初余の實地に臨みし頃は覆土已に取り去られしも、他の例より推せば天井石の上より地表まで約四尺あり。蓋石は縦横二重に置れし

も、内部は九分通り粘土充實して、畫は僅に其上に顔を出せしのみ。併し此泥土なき部分は案外明瞭にして且つ剝落せず、故に他の部分も始めより泥土に觸れざり

第四圖



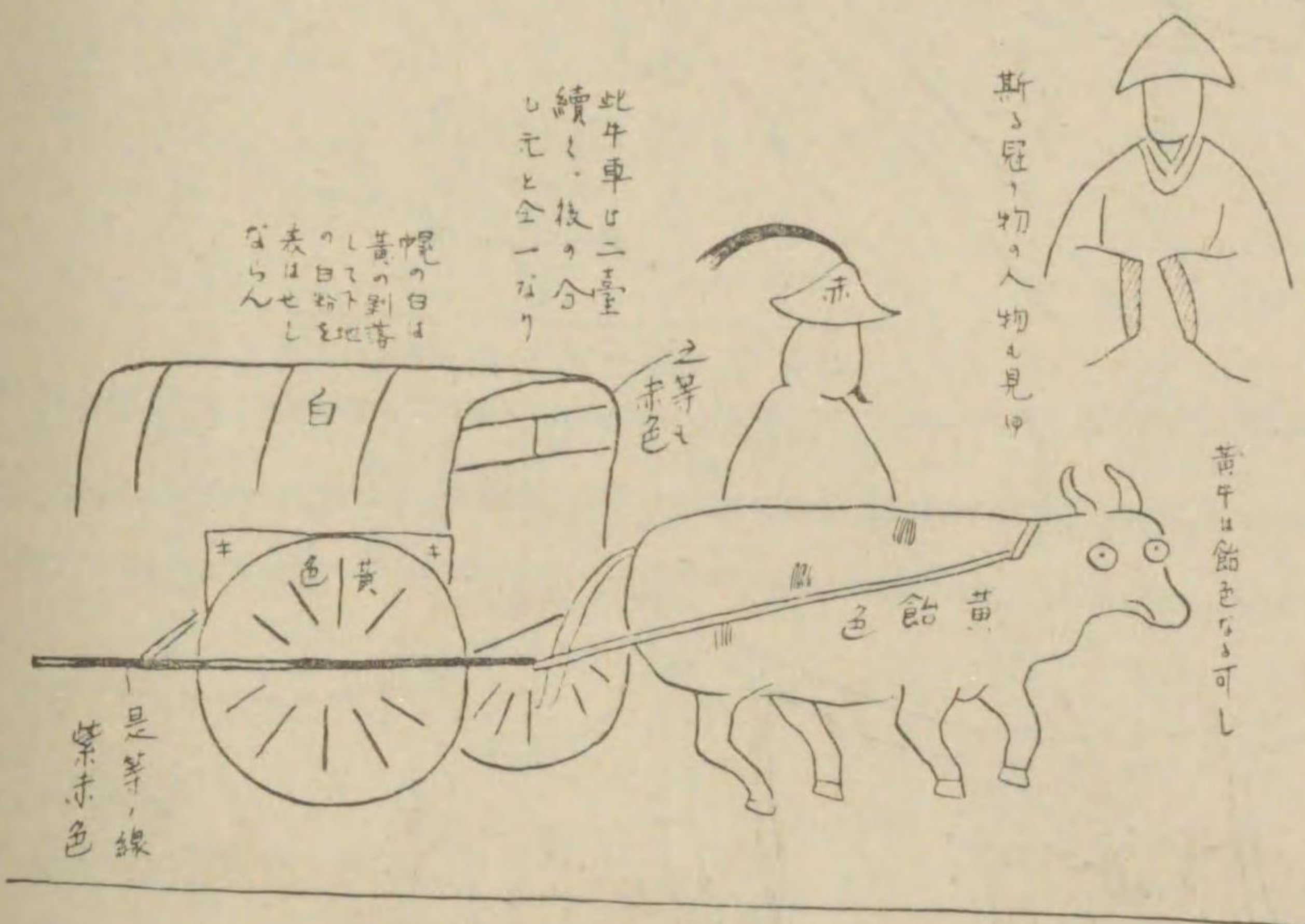
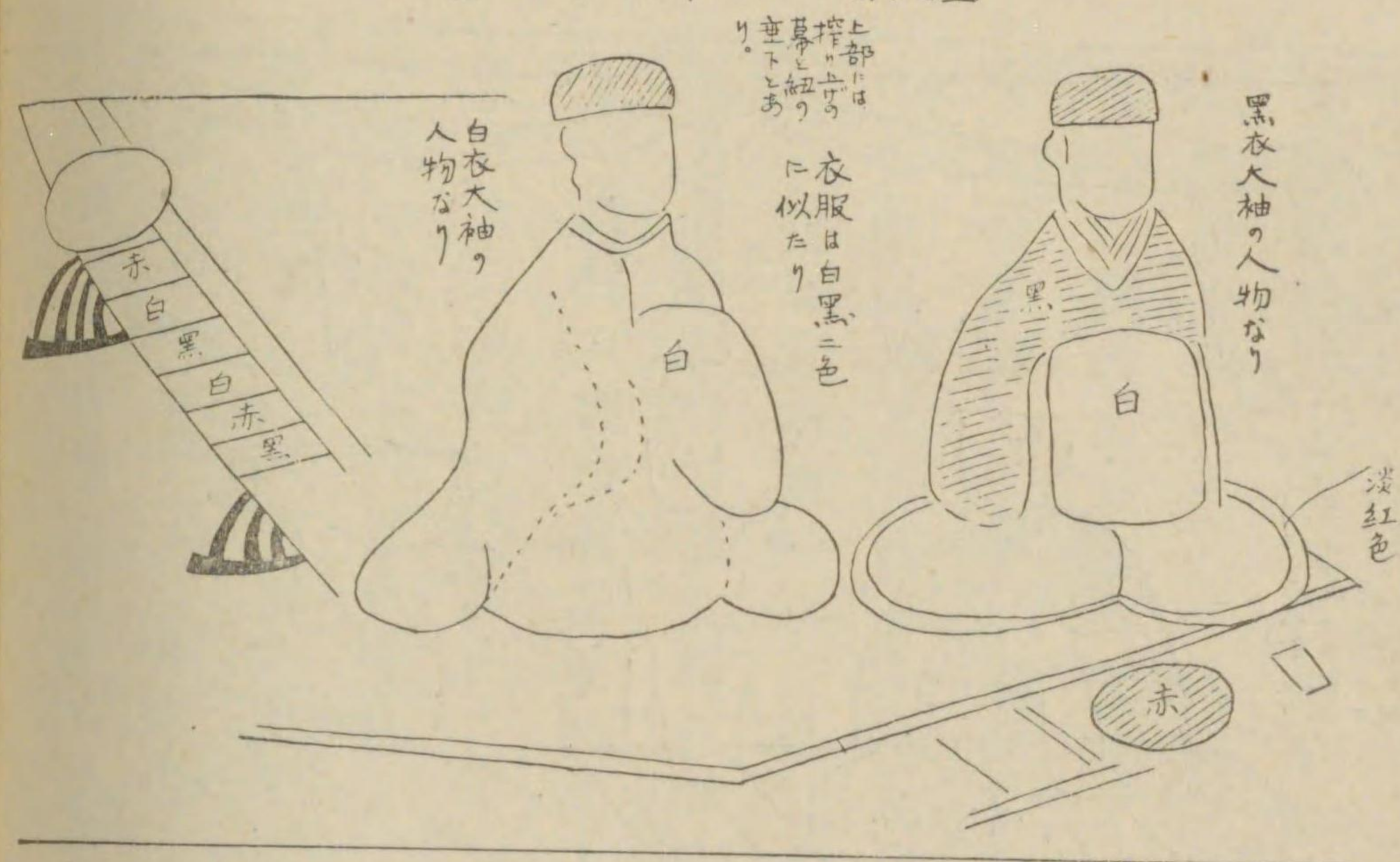
しならば、其畫は今日の如く不鮮明ならずして多く研究上の益を得しならん。而



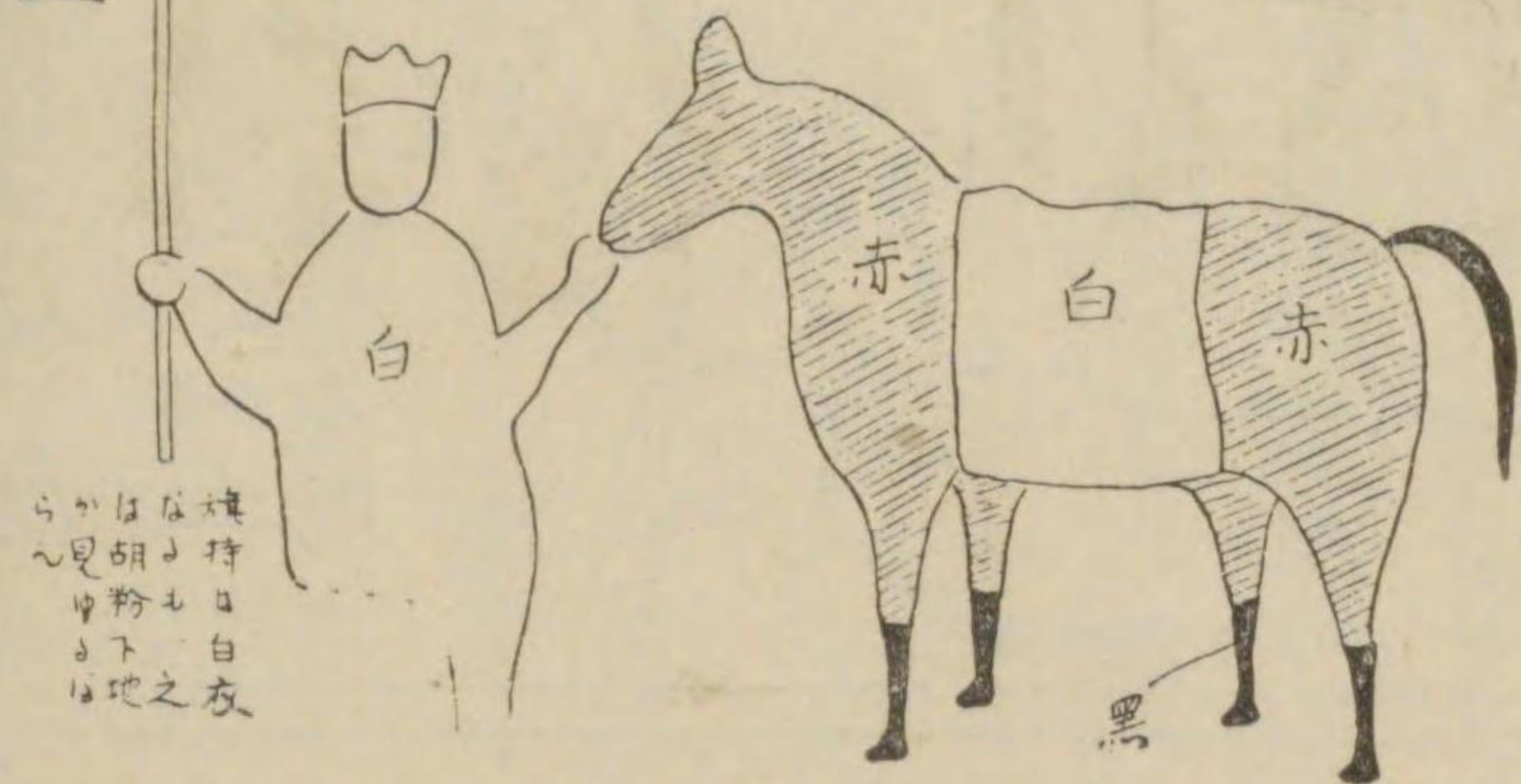
畫壁の墳古方東陽迹

第六圖版

主人公に向て折れ曲る壁の画



夫婦の像の西の寄上り命の国



を辨すべからず。又是等人物の上には幔幕を絞り上げて其紐を垂下し、其上には欄間中に横長の透しを附したるものありて色は茶褐色を呈せり。

次に此壁畫と並びて北方に連なる石面には上に有髯の駒牽き人物ありて、其馬は赤く、其足は黒く、障泥は大にして白く鞍は不明なり。又人物の衣服は赤白色の様なるも判然せず。此駒牽は左手に馬の口を執り、右手に赤旗の竿を握りて歩するが如く、又其下には馬車人物等ありて、馬は黄色を呈し、車輪は黒色を示せども、人物の有無は不明なり。又其下には黄馬ありて足は黒く、障泥は白く且つ大なり。但し車は見えざれども舊く存在せしものゝ如し。又其下には馬車ありて車輪は黒く、轆は赤く、馬も亦赤なるが如し。斯く主人公の背後に四段の馬車人物等を畫きしが、右は石の繼ぎ合せ目を以て其畫の分界を表せしが如く、又此部分には夫婦像の天地に見るが如き欄間幔幕及び最下部の横帯に類する圖様なし。

次に南壁の西端には前條夫婦像の方面に向へる二人の男子像あり。其大さは前者と同様にて共に臺上に端坐し其西端なるは廣袖の黒衣、次なるは同白衣を着して手を拱し、俱に僧帽に類するものを戴けども、其實形狀判然せざるなり。而し

て二人の前面には圓形の盆に類するものを置きしが其縁は黒線にて内面は赤なり。されば彼の夫婦像の前面の容器と同様一種の漆器を示せしならんか。又此二人物の前後にも侍者佇立するに似たれども、模糊として辨ずべからず。又其背後の壁面は繪畫の類全く見えざるなり。但し右二人物の上下に幔幕の絞り上げしと又横線を劃せし點とは前夫婦像の例と同一なり。

次に東壁の南端には二女子の相對せる坐像ありて、一は南面し、一は北面して俱に廣袖の廣衣を着し、双手を拱して臺上に坐すること前二者と略ぼ似たり。又頭髮は共に結束して上に九個宛の簪を挿せしこと頗る奇觀なり。又兩女子の中間（先づ南向の女子の前に近し）に鏡様の圓形なるもの見ゆるは、矢張り一種の容器ならんか、而も此分は内面赤からずして寧ろ黃に類せり。又兩女子の背後には俱に鏡を捧ぐる侍女あれども、色彩剝落して宛も黃昏に遠人を見るの感あり。併し上下の欄間透し幔幕絞り上げの風と横線とは之を認識するを得べし。

次に此女子像と並ぶ東壁北寄りの壁面には、上部に牛車を牽ける二人物南向して前後に並び歩する圖あり。彼等は頭上に陣笠風の赤き冠り物を戴き、其頂巔に

は黒毛を附し、衣服は色彩判然せざるも、恐らく西壁の駒牽き人物同様筒袖なる可く、頸には鬚髯か笠紐か不明なれども、前にハネたるヒゲ様のものあり。又南寄り的人物は手に鞭を執りしも、胸部以下は皆牛車に隠れて明かならず。又馬車は幌の色不明なれども、其側面の下部は黄色を呈し、上部は丸味あるワの字形にて横に長く、牛は南寄りの前なるは黃にして次の分は赤なるが如し。但し車の轆を牛の兩側に縛する風は今と同じ。又此牛車の下にも二個の宮車に類するもの前後に懸ふ圖あり、幌は凡て黄色にて上部は穹窿形を爲せり。又黃牛は後車の背後に臥して人物は二車の間に憩へり。猶其北寄りにも何等か畫あるに似たれども判然せず。又此牛車の下部には西壁の如く猶一二段の畫ありし模様なれども、最早痕迹を留めざるなり。

次に北方入口の小室なる北壁には上部に鳥獸魚族の類を横に配列して垂下せる圖を示し、又其下には結髪の人物東向して坐し、其前には盤上へ大魚を載せ、其前には棺か箱か一の黄色横長のものありて、夫に供ふるが如き風を示し、又其下にも人物あるに似たれども皆不明なり。

以上は壁畫の大略にて、中には推測を加へて判せし分もあり。然れども大體に於ては先づ過ちなきを信せり。而して是等の畫は悉く胡粉下地となし、更に黒線を施して其上を着彩せしに似たり。勿論中には黒線の見えざる類もあれば、或は沒骨畫の類も交りしならんか。又胡粉地の爲め現在白色に見ゆるものは其下地の出でし爲めか、將た初めより白色を表せしか不明の分あり。彼の南壁西端第二の人物の如きは現在白衣を着せること確かなれども、又舊色剝落の證なしと主張することは不可能なり。次に色彩の種類は黄、綠、紅、黒、白の五等なれども、就中紅赤色の使用多きやの觀あり。

又牛馬中、黄牛は飴牛を表し、赤馬は赤にて示せしならんが、俱に形體の小なるは注目するに足れり。右は一方繪畫術の幼稚なる點に基くことなしとせざれども、又事實上滿洲若しくは朝鮮産の如き小形の風を表せしやも圖られざるなり。

五 石室内發見の遺物類

此大石室の古墓は柳内に四個の取付け石棺を設けしこと前記の如しと雖も古

く幾回か發掘せしと見えて、蓋石の一角に破壊せられし痕跡あり。又棺の北方には凡て戸石を置きしと覺しく、中には其石前に臥れたる類もありしが、其多くは已に存せず。又破壊の爲め片々舊形をなさずして出でしもあり。既に斯かる有様なれば棺内無一物なるのみならず、柳内の廻廊も單に埋没の泥上のみを以て充滿されたり。然れども幸ひに南西隅なる夫婦像の前面よりは古泉數十枚並に土器片十餘個を發見して、考證上の端緒を得たるにより先づ右の類を記して次に余の所見をも述べべし。

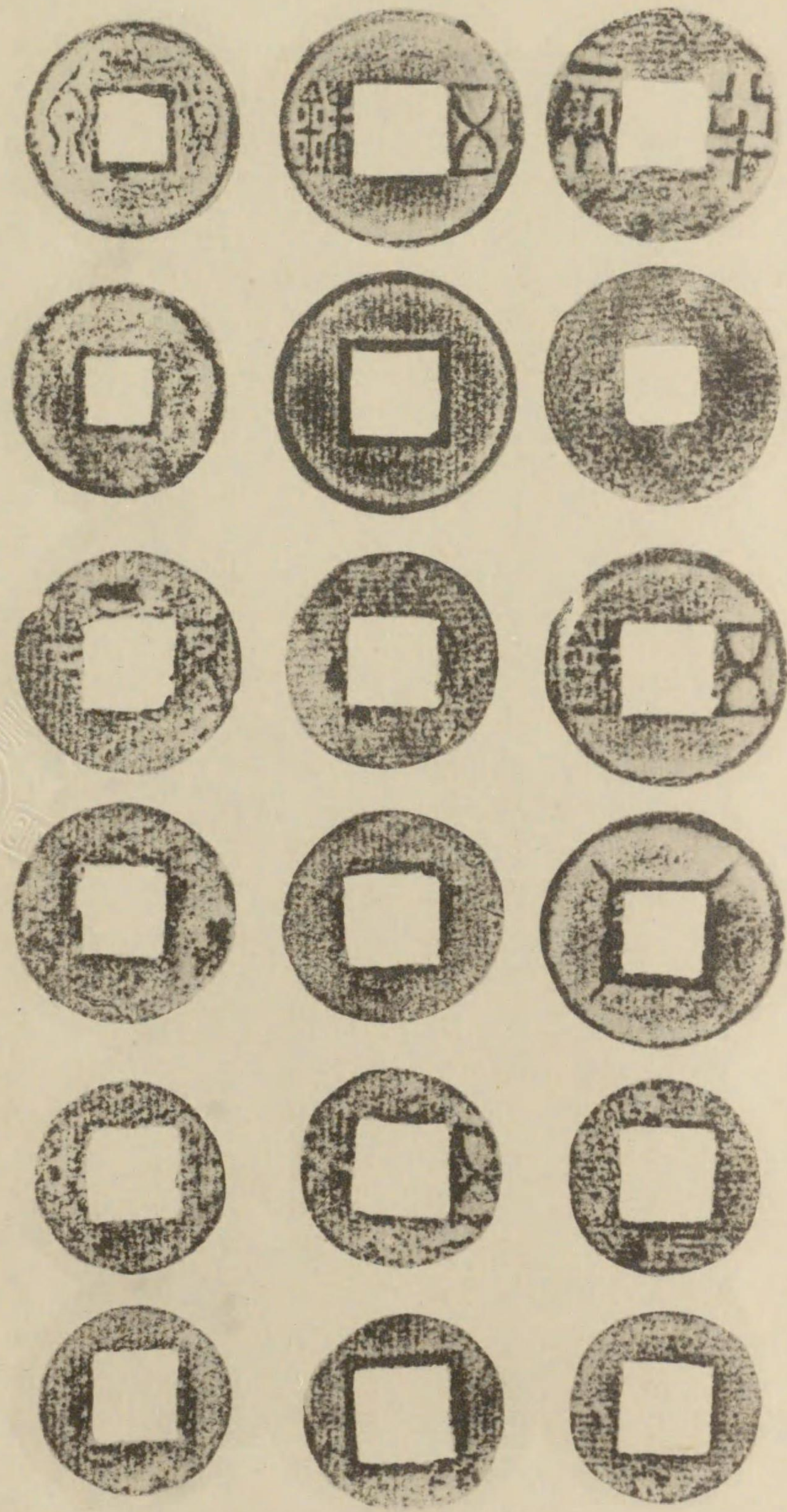
- (1) 半 兩 一 枚
- (2) 五 銖 六十枚餘
- (3) 貨 泉 二 枚

右の中半兩の一種は全徑八分、孔徑縱二分六七厘、横徑二分五六厘ありて周圍に輪郭なし。今之を秦代以後の半兩に比較するに、前漢文帝の人字半兩と稱するものに相類す。次に貨泉に就て曰はんに、此古泉が王莽時代に屬することは論ずるの要なく、又此泉あるが爲めに其以前の古墓ならざること略ぼ推察し得らるべし。

次に五銖泉は數量割合に多く、其大さ字體等は宣帝五銖若しくは武帝五銖に似たれば、恐らく右の時代に屬するものなるべし。而して外に四出五銖一個あり、此品後漢の光武時代に當る分と同一なれば、其頃と見て可ならんか。次に無輪五銖數枚あり、其周邊と孔邊と俱に廓なく、文字頗る不鮮明なるあり。又全く見えざるもあり、然れども其見ゆるものよりして之を推考するに、大小形狀略ぼ同一なれば、最初より無紋泉として世に出だせしものにはあらず、一に作法の不備なる爲め偶然斯かる現象を生せしに似たり。併し是等の古泉は世に多少の議論あるべしと雖も、往年中川近禮君の考證せしもの其正鵠を得たるにより、左に掲げて參考に供すべし。

抑モ此小様ナル五銖錢ヲ以テ吳興ノ沈充ガ所鑄ニ宛テタルハ何故ゾ。晋書ノ食貨志ニ「吳興沈充又鑄小錢、謂之沈郎錢、下アリテ、其錢文ヲ載セズ。洪遵ノ泉志ニ「舊譜ニ曰ク、或言フ五銖ヨリ小ナリト、文字輕重未ダ聞カズ」。又李孝美ガ曰ク「按此錢雖未之見、而李賀集有殘絲曲云、榆莢相催不知數、沈郎青錢夾城路。竊謂自古詩人比興、其則不遠、得非此錢、大小與漢興所鑄如榆莢者、不多較耶」ト。

第七圖版



遼陽壁畫古泉の古泉

後世支那ノ古泉家ガ小様ナル五銖ヲ以テ沈郎錢トシタルハ、李孝美ノ臆說ニ拘泥シタルニ依ル。堂々タル歷代ノ通貨ヲ考證スルニ一詩人ノ對句ニ據ルガ如キハ、輕忽モ甚シト云フベシ。成島翁ガ支那人ハ書物上ノ考證ニ長ジ、實物ノ鑑識ニ疎シト云ハレシハ實ニ當レリトス。試ニ沈郎五銖ノ製作ヲ見ヨ、輪郭ト云ヒ、文字ト言ヒ、穿下ニ半星アルモノト言ヒ、(穿上横文ノモノモ必ず有ラン)一トシテ漢ノ制作ニ從ガハザルハナシ。其形極テ小ナレドモ、厚肉ニシテ卑シカラズ。況ンヤ其泉范ハ穿上横文穿下半星、或ハ背ニ漢ノ年號ヲ記シタル前漢五銖ノ泉范ト共ニ、西漢ノ舊都ナル長安ヨリ發掘シタルニ於テヲヤ。云々。

此論猶長けれども要するに五銖の小にして郭なく、又文字を半折せるが如きものを漢代の作と斷じ、晋代の沈郎錢にあらざること、を明かにせしは、同君の卓見なり。而して遼陽發見の小錢五銖は實に右の類に當れば、矢張り漢代と見て不可なかるべし。

次に郭内發見の古土器類を曰はんに、其種類には左の如き分あり。

- (1) 蕪形有孔土器。是は全形を認め得可きもの一個あり、其下腹部の周圍に三孔、底に一孔を穿てり。而して上部には筒形の長き口を附着せり。又身と口と別個の破片にして接續せざるもの六個あり、此中大形のもの外側の周圍に二重線の沈紋あり、色合は全部黒にて宛も日本の今戸焼を見るが如し。故に祝部風とは異なれり。但し身の部分には孰れも周圍と底とに圓孔を穿つこと前者と同様に一見不思議の感を爲せり。
- (2) 壺形土器片。是は形狀缸と稱する類にして、上部の口は稍々外に開かんとする風あり、色は青鼠色にて祝部焼に似たれども質は至つて柔軟なり。
- (3) 透し彫り花瓶形深壺。是は身の形狀德利若しくは花瓶に類し、口部大にして其縁外に折れ曲れり。色は祝部風にて土質柔軟なり。
- (4) 椀形土器片。數個ありて其全數を知り難きも、恐らく一二個なるべし、形狀は曲折ありて口邊開けり、而も底部不明にして色は祝部風なり。
- (5) 家屋形土器片。是は屋根の一部及び側面の一部と覺しき破片類にて色は祝部風なり。

(6) 飛觴。橢圓形の上部左右へ張出しの袖に類するものを附けたる酒杯の一なり。内外共に模様なく、色合は稍々祝部風に似たり。但し完全のもの二個破片一個にて完品は割合に大なる方、破片は小なる分なり。

(7) 勺。是は日本の散り蓮華と同形同大にて柄の先は缺損せり、色は祝部風なるも極めて脆弱なり。

右の中にて従來多く世に知られたるは飛觴の類にて、他の勺及び家屋形の模造品は之に次ぎ、彼の蕪形の有孔土器に至つては其例極めて少なく、今日は僅に老鐵山の古墳より採集せし完品一個あるのみ。而して是等の土器は普通祝部焼の軟弱なる類を常とすれども、此外に日本の今戸焼に似たる作も往々にこれ有り、此風の土器は蒙古邊より發見さるゝことあると同時に、又朝鮮の咸鏡北道より出づる例もあり、隨て系統上面白き點なれば、更に後段に述べることゝなせり。猶土器全般の上より云へば白土白色の焼を呈せしものと又赤色風の類とを交ゆれども、此古墳には右の類なきを以て其記述を除外せり。

六 右に對する考説

遼陽發見の壁畫古墳は其構造、壁畫及び遺物の種類等略ぼ前條の如し。而して之を何時頃の塚墓と見るや、又如何なる民族と斷すべきや、是は實物と記録との上より判定せざる可からず。余は滿洲の古墳調査を行ふこと日未だ淺しと雖も、他の記述と現物とを見聞せし例は割合に多し。故に右を參照して更に古代の文献上に徴し、茲に余の推考を下さんと欲す。勿論諸事併せ論ずるは混雜の恐れあるにより、先づ年代を記して次に民族論に移ることゝすべし。

(甲) 壁畫古墳の年代論

此壁畫古墳の年代を論ずるに就ては、先づ石棺槨の構造と壁畫の風俗状態と遺物の如何とを觀察せざる可からず。而して之を南滿全體の上より按ずるに、石棺槨の古墳は元來滿洲に多からず、大抵は煉瓦塚にて他は貝墓の類に過ぎず。勿論石塚は旅順の老鐵山にあり、又蓋石ハミ出しの石槨は析木城及び亮甲店等にあり。

俱に古墳としては最古の風にて殆んど石器時代に屬するが如し。然れども右を除外して他の例を求むるに、此種の遺跡は遼陽以外には一も存在せざるが如く、隨て比較を試むること困難なれども、幸に支那古墳の事情判明せるに依り、左に其點を一言して更に滿洲の分を論及すべし。

支那の漢民族も最初より高墳大塚を造りし譯にはあらざれども、春秋の頃より墳墓頗る盛大となり、秦漢に至つて其極に達せしが、今其徑路を稽ふるに、周秦漢の帝陵、王陵諸侯の墳墓等は多く其内部に石棺槨を置けり。勿論支那内地にても滿洲にても確に漢代と認む可き煉瓦塚の類あれども、王侯貴人は支那本土に於て必ず石室を用ひたり。されば此石室即ち石槨は最古の風と稱す可きや否や不明なれども、其初め盛行せし古式の風たることは明かなり。而して煉瓦塚は第二期の例ならんが、彼の遼陽の地は秦漢已來の都城たり、又漢族の根據たるを以て、其墳墓も恐らく最初は石室構造の例を開き、尋で經濟上便利にもあり、又工作上容易なる爲め、煉瓦塚を築きしならん。斯く支那本土の發達順を推して考ふれば、遼陽近傍の石槨古墳は漢族最初の分なるか、或は王侯若しくは其一族に限りて用ひたる例

と謂はざるを得ず。然れども其數の案外に多く且つ大小不同の風あるを見れば、王侯の族に限ると云ふ點も如何にやと思はれ、又遺品も格段古式類に限らざれば、其最古説も疑はし。されども作風上より考ふれば確に古式のものなれば、大體支那式墳墓として滿洲に造られし類は先づ此種の石室存在のもの認め得ず、不可なるべし。又煉瓦古墳は後年は別として最初は罪人關係の墓にあらざるやの疑ひあり。今端方の著陶齊滅石記を見るに、其附錄卷一に左の如く記せり。

且此集悉臯人葬專骸例固略殊也、余嘗觀絳侯龍門、皆怵心獄吏、疑爲漢法之酷、今觀永平已下專文其於臯人歿後、猶爲之計久遠識封域云々。

次に

漢江原完城旦葬、永平二年專

蜀郡江原完城旦(正面) □米代 □永平五年八月二日死背面行の説明に曰く。

右專兩面相屬成語、後漢書郡國志蜀郡有江原縣、此則其縣罪人歿後葬專也、漢書刑法志、丞相張蒼御史大夫馮敬奏、定律令、諸當完者、完爲城旦、春、注臣瓚曰、文帝除

肉刑、故以完易髡、此當言髡者完也、

通典引經作諸、常髡者完、爲城旦、文義爲順、蓋即據注改。

蓋漢時、城旦、春有二等、重者髡、輕者不髡、謂之完、此專稱完城旦、正與相合、案通典注云、城旦起行理城、春者婦人、但春作米、又漢書言、周之法、女子入春、稿而當時男子有罪亦皆云髡、爲城旦、據此則城旦屬男、春屬女、本係二名、次行米字與春字不相涉、當即係罪人之姓、據氏族略、則漢以前、不應有米姓、或是朱字有泐筆耳。

右に記するが如く漢代に於ては臯人の歿後永く其封域を示すが爲めに、輒墓を造れりと云ひ、又其罪人は城旦、春にて之に二等の區別あり、其重き者は髡、輕き者は完と云ふ、即ち髡、輕者は坊主となりて鐵の頸かせを附せしもの、完は女子にて髡、輕せざるものと云ふ説は當れるやも知る可からず。而も右は偶々端方の得たる古輒に就てのみ證し得られ、他は否らざるやも圖られずとの説なしとせず。然れども今日まで世に知られたる年號入りの墓輒は端方の此永平二年(後漢の明帝)に溯る例なく、又縦合これありとするも右は墓輒なるや否や不明に屬するを常とせり。されば墓輒として精確なる年號入りの分を基礎となし、其如何を考ふれば

最初は罪科を受けたる人物の墓室に供せられ、後世轉じて一般の人士間に行はれたるやの觀を呈せり。勿論臯人必ずしも惡事を犯せしものにあらず、當時は政治上、軍事上の爲め大官巨族の臯を得たる例頗る多し。故に是等の人物が正式の石槨構造を憚り、特に輓墓を築きしことなしと謂ふ可からず。又斯かる輓墓は古へ長安、洛陽のごとき帝都に存するを聞かず。されば之あるは滿洲、山東、浙江の如き邊鄙の地に限ること又前説の結果に出づる風を語るに似たり。然れども時過ぎて世に廣く行はるゝに當りて人々別に之を嫌はず、寧ろ經濟上、日數上輕便なるを以て一般人士も進んで之を用ひしならん。已に此時期に達しては古風の狀況を知る可からざれども、何にせよ本來の起源が前條の如き點にあれば、遼陽に限りて石室構造の塚墓あり、又年代の割合に古き理由も自づから了解し得らるゝことならん。

次に壁畫の風俗狀態を論せん、此事は世に其起源沿革を記載せし人及び之を知得せる者極めて乏しき有様なれば、序ながら先づ其點をも説くべし。

支那に於ける壁畫の起源は何時頃なる乎。此問題は未だ何人も記せし例なく、又其實物も乏しければ今に至つて判然せず。余は嘗て東亞の壁畫は源を埃及に發せしことを論せしことあり、明治四十年代の東京日日新聞、又支那の壁畫は直接埃及より入りしにあらずして、印度を經過せしが、其盛行は六朝時代佛教の感化に出づれば、古墳の壁畫は恐らく其末期ならんかと云ひしことあり、(大正二三年頃京城日報紙上)。然れども支那壁畫の起源は遂に之を明言せざりき。其後文獻に因て案ずるに、起源は遠く周代にありて、墳墓の壁面に畫きたるは實に秦の始皇の大陵に始まれることを知り得たり。今其證左を次に述べべし。

衡山志(康熙字典に引く)に曰く。

楚靈王之世、衡山崩而祝融之墳壞、中有營丘九頭圖。

茲に靈王と云へるは楚の康王の後にて、周の景王の時代即ち春秋戰國の頃にて孔子と其時を同くす。當時衡山に祝融の墳墓と稱するものこれありしや否や不明なれども、所謂傳説的の類、又は假定上のものは必ず存在せしならん。何となれば、文獻通考(卷百二十三)の王禮には太皞より殷湯まで十陵の所在地を記載せり。是等は固よりの確とは稱すべからざるも、多少古來の傳説ありて、斯く假定せし爲め

後世に傳はれるなるべく、隨て祝融の墳墓も右の類と見て不可なからん。而して其九頭圖なるものは如何と云ふに、こは史記補の三皇本紀に、

人皇九頭、乘靈車、駕六羽、出谷口、兄弟九人、分長九州、

と云ひ、又春秋緯に、

自開闢、至于獲麟、凡三百二十七萬六千歲、分爲十紀、云々、一曰九頭紀、二曰云々。

とありて、支那開闢の神話を指し、就中其最古の類なるが、右の圖と覺しきものは後世武梁石壁の圖中にもあり。顧ふに祝融古墳の九頭圖も恐らく斯かる石壁彫刻の風なるべく、又此壁畫は必ずや埃及古墳の壁畫と何等かの關係ある可し。但しそれ等の如何は爰に省略して論せざれども、何にせよ支那古墳の壁畫は周以前、若しくは周時代に多少行はれ居たることは前文に據つて其消息を窺ひ得可し。然れども壁面彫刻は他の實例上最初より色彩を施せしや否やは疑問なり。されども秦の始皇陵の壁畫は此彩色畫の法を用ひしならんかと思はるゝ點なしとせず。故に先づ其文を擧ぐべし。
文獻通考卷百二十四王禮考に曰く。

秦二世葬始皇驪山、始皇初即位、穿治驪山、及并天下、天下徒送詣七十餘萬人、穿三泉、下銅、而致椁宮觀、百官、奇器、珍怪、徒藏滿之、令匠作機弩矢、有所穿近者、輒射之、以水銀爲百川、江河、大海、機相灌輸、上具天文、下具地理、以人魚膏爲燭、云々。

此文史記より採る所にして殆んど相同じ。而して大村西崖君記する處の文には、

上山墳を崇くし、その高さ五十餘丈、周回五里餘、水經注には卅餘里とす、石槨一説銅槨を造つて、游館を爲し、上に天文、星宿の象を畫き云々。

とあり、此文、史記の外に前漢書、水經注、王子年拾遺記、三輔故事、長安志等を併せ取りし由なれば、其孰れかによりしなるべく、従つて史記以後の記述に係れば、其價值は減するやの觀あれども、上に天文、星宿の象を畫きとあるは、單に「具天文」と記せし舊文を改作せし譯にあらずして、何等か據る所あるに似たり。

余は史記に「上具天文、下具地理」とある史記の文を一種の彩畫視せんと欲して、其所見に二つの理由あり、其一是始皇本紀二十七年の條に、

焉作信宮、渭南、已更命信宮爲極廟、象天極、

とあり、又同三十五年の條に、

自阿房渡渭、屬之咸陽、以象天極閣道、絕漢抵營室也。

とあり。是等は皆新建の宮殿閣道を天極に象りし譯なるが、彼の仙人信仰の始皇として固より斯かることの有り得可き筈なり。而して右の天井裏を初め四方の壁面等には其天極たる理由を示す可き繪畫の類なかりしが、余は想像上之ありしやの感あり。其二は拾遺記の文によるに、始皇の元年、騫霄國より刻王善畫の名工烈裔なるものを獻せしことあり。此もの始めて油繪風の畫を描きたりと云へば、彼の埃及壁畫に類する胡粉下地の新法は當時支那に行はれたるならんか。蓋し壁畫なるものは白堊の場合に別として、他は胡粉下地となさざれば保つ可きものにあらず。而して始皇陵に畫きたることが若し事實なりとせば、恐らく烈裔の新式によりしならん。又朝鮮古墳の例を見るに上に天文を畫きたる壁畫は往々にこれあり、右は九頭紀と別系統にて一に道家の仙人派と關係を保つならんか。以上は其大略なれども、支那の古墳壁畫は最初彫刻としては周已前若しくは周代に初まり、彩畫は始皇時代に行はれしやの觀あること略ぼ前文に説く所の如し。然れども後世遺品として世人に認められしは大抵漢以後にして六朝の如きは割

合に多かりしが如し。既に支那に於ける壁畫の由來が斯かる悠久のものなれば、後年滿洲に入り、朝鮮に流傳するは敢て怪しむに足らざれども、余の調査せし遼陽の分は果して何時頃ののものなるや、此點は又深く稽ふ可き必要あり。今其風俗を觀るに、主公夫婦以下其大形に畫きたる人物像は皆大袖の衣服を着して宛然支那風に似たり。されども主公の冠上には一種の毛房を畫き、又從僕は悉く滿洲風を示せり、是等は時代關係以外に民族の異同を明かにするに似たるも、右は後段に説くこととして、最初に其年代を云ふべし。

遼陽の壁畫古墳が何時頃ののものなるや、之を風俗上より巨細に論ずるは餘りに管々しければ、手早く世に知られたる遺品を對照して其適否を考ふ可し。今舊來の古墳壁畫に徴するに、漢の朱鮪祠堂の刻畫と稱するもの殆んど之と一致せり。右は已に支那美術史彫塑篇附錄第二百四圖に示せり。なほ同書には此圖に就て次の如く記せり。

朱鮪字は長舒の墓は山東金鄉縣城西三里金石志八。通志廿には五里とすにあり。墓前に石室あり、三間より成る、壁に畫像を鐫刻せり、漢石存目下十一石とすこれに就て記せるもの平津續碑記

金石萃編廿一 山左金石志 卷八 最も精し。曰はく、右畫像本皆連屬して拓せるもの、分ちて二十五幅と爲す、上層十二幅俱に高さ一尺五寸、下層十三幅俱に高さ三尺五寸、たゞ横廣尺寸等しからず、每幅帷幕列屏、及杯盤尊勺あり、皆燕饗賓客の事たり。凡そ男子の冠端冕なる者あり、紗帽なる者あり、僧侶の如く二層なる者あり、巾子の如く雙梁なる者あり、裏幘前に向ひて影纓の如き者あり、上に仰いで孟形を作せる者あり、下圓上銳なる者あり、種類一ならず、衣領及袖は皆褶ありて縁なし、女像は首に冠髻あり、形圓くして平なり、或は二鬢三髻に分ち、上に釵を飾る、股間に珠を綴れる者あり、(略中)濟寧州志を按ずるに云ふ、漢平狄將軍扶侯朱鮪の墓石室の畫像は、沈存中載せて夢溪筆談に入れ、以て眞の漢制と爲す、今拓本を以て之を驗するに、全く武祠諸刻と異なり、その中人物衣冠蕭疎生動、唐宋人の畫法に類す、或はこれ扶溝の後人先世を追崇して作れるのみ。因りて漢碑の末に附す。(細註あり 省略す)

右の説明によれば全部廿五幅とあれば頗る多きに似たれども、本書に擧げたるは二幅に過ぎず。而して其説明猶足らざる所あれば、左に余の解説を登載すべし。

朱鮪祠堂の刻畫は上下二段に示せしが、俱に毛彫風の沈み彫にて幔幕の類は一向に見えず、唯だ人物と饗宴の器具のみとを表せり。今上段の分より其風を曰はゞ略ぼ次の如し。

上圖は長方形なる平厚の臺を鍵なりに並べ、正面の臺上には左向の女子四人並び座し、其中向つて右端なるは手を拱して背後右を靚、次の二女子は双手を開きて他人を迎ふるが如く、次の一女子も同様なるが如し。而も手部缺損して不明なり。又横向の臺上には二人の人物並び立ちしが、下部は聊か不明なり。殊に左端の一人は僅に之を想像し得るに過ぎず、併し前なるは確に手を拱して立ち居れり。顧ふに此二人は來賓にて他の四人は主人側なる可し。但し是等の人物は悉く廣袖の衣服を着して別に袴を用ひず。又其頭部は古昔我邦の遊女が結髪せし花鬘様の髪を表し、其上には遼陽古墳の二女子に見るが如き簪と覺しきものを八九本挿入せり。

而して臺下には右端に有簪の女子着坐して右方を向き、其背後には蕪形の徳利臥れ伏し、次に又結髪の女子左向して坐し、左手に皿を持ち、右手に小匙を把

つて壺中の食物を移し、其前には遼陽古墳の壁畫と遺品とに見るが如き三足臺上に椀形のもの置きし類あり、又蕪形の徳利あり、盤上に物を盛れるあり、其他缸の如き方形の深壺の如きあり。凡て饗宴の圖なることは一見して疑ふべからず。

次に下段の圖は向つて右端には手を袖中に拱せし女子の一部分あり。次に双手を以て書物にても讀むかと思はるゝ左向の婦人あり。次に上部を結束せる大包物あり。次に少しく腰を曲んとする拱手の女子あり。次に直立左向の拱手婦人あり。次に拱手右向の着坐せる婦人二人あり。其拱手は上下二圖共に廣袖の袖中に入れし體なり、頭髮は前者と同一なれども、其多くは不明なり。又是等の人物は前者と同様一の臺上に載れるならんが、拓本にては判然せず。次に右の人物下には右方に右向着坐せる女子一人あり。其前面の右端に方形足附の盆と腹部の張出せる壺一個あり。又此人物の背後に方形の膳様なるものありて其上にコツブ形の器物二個並べり。此膳の左方に着坐の人物あり、頭髮は花形の様なれども容貌は男子に似たり。其背後には

上圖と同様三足臺上に輪切形の椀を置ける圖あり、次に皿上に匙を置ける圖あり、次に蕪形の徳利あり、願ふに是も一種の饗宴圖ならんか。

以上の説明は少しく管々しきに似たれど、其風俗と器物との類似が餘りに遼陽古墳の壁畫と一致するに依り其對照を圖らんが爲め茲に出せり。而して朱鮪の刻畫は彫塑篇の著者之を唐宋の畫法に類すと云ひ、又後人の追崇に出づると稱すれども、是等は一の推測なるが上に、其本來の刻畫即ち最初の分は之を唐宋の作と云ふにはあらずして、寧ろ其物は漢作にて舊圖亡びんとせし爲め後人模寫せりとの謂なれば、其風俗を漢と見しことは明かなり。

以上述ぶるが如く遼陽の壁畫古墳は其石棺槨の構造と云ひ、又發見遺物の種類、就中其泉貨が後漢の初期に止まる點と云ひ、又其風俗畫が漢代に屬する朱鮪の刻畫と一致する所ある實例と云ひ、孰れの點よりするも漢以後の古墳とは認むること能はざるなり。然れども其朱衣を着し、毛房の帽を戴き、夫婦相對する風俗は支那の古例に存するや否や、又此古墳中の人物は果して漢族と認む可きや否や、是等の點も亦深く考へざる可からず。今古書に據つて按ずるに赤衣を表着とする風

は周代諸侯の間にあり、故に詩經揚水の篇に朱襮、朱繡の語あり、此襮は註に表衣なりとあれば、其「ウワギ」たることは明かなり。又墨子の明鬼篇に周の宣王の臣杜伯辜なくして殺さる、後三年宣王の田獵に際し、杜伯靈を顯はし、白馬、素車に乗り、朱衣冠を穿ち、朱弓、朱矢を執りて宣王を車上に射つて之を殺すとあり。又同書公孟篇に、「昔者楚莊王、鮮冠組纓、絳衣博袍、以治其國」とあり。蓋し諸侯の表衣は四時紅赤の衣服に限る譯にはあらざるべしと雖も、其類の多かりしことは以上古書の記載によりて略ぼ推測し得らるべし。又漢に至つては光武の義兵を起せし際、絳色の單衣及び赤帽を冠りしこと東觀記に見え、爾後朱衣風の連續して世に行はれたる例は多く史傳に載せられたれば、一々列擧する必要なからん。既に周漢以來其上流社會に朱衣の盛行を見たる結果は此壁畫の夫婦像にも遺れるならんが、たゞ其主人公の冠上に毛房の裝飾あるは他の漢風に見ざる例にて或は滿洲の古式ならんかと思はるゝなり。然れども古書或は其詳を傳へずして偶ま壁畫に其迹を留むることなしと謂ふ可からず、猶此邊の如何は他日の研究に委す可し。但し春秋の時趙の武靈王が胡服して騎射を好みしは有名なる談にて、「胡廣說」には爲めに「以瑣飾首

前搖貂尾」と記載せり。此貂尾の位置は兜の前立邊なるべく、之に鳥羽を以てせしは朝鮮の大同江に近き眞池洞の高勾麗古墳と覺しきものゝ石槨壁畫にも存在せり。されば冠の頂上に毛房を飾るは矢張右に類する東夷の風習に近しと云ひ得ざるにあらざるも、余は姑く此問題を保留せり。

(乙) 壁畫に見えたる人物と民族の如何

次に壁畫に見えたる夫婦像は古來支那式の石壁畫になく、右は全く扶餘族の先祖なる朱蒙夫婦を祭る状態に似たる處あり、又其系統は朝鮮の古墳壁畫に連絡を保つに依り、之を高勾麗族の類と云ひ得ざるにあらず。然れども朝鮮の古墳壁畫は其例の増加するに従ひて支那古墳の石刻畫像と一致する所多し。故に支那壁畫の實例が將來世に顯はるゝに至れば、又此類の風俗を示すことなしと謂ふ可からず。而して遼陽の壁畫は偶ま其端を見出し得る實例なるやも知る可からず。殊に大體の風俗と云ひ、器物と云ひ、泉貨と云ひ、石棺槨と云ひ、一も支那式ならざるはなく、唯だ其從僕風俗が全然滿洲式なりと云ふに過ぎず。然れども斯かる下僕

の使用に就ては主人公其人の民族論を決すること能はざるなり。故に余は之を重要視せずして、其全般より觀察し此古畫と人物とは一に後漢時代若しくは三國の初期を下らざる漢族關係のものにて、殊に大官に屬することを主張せんと欲す。獨り此壁畫中には朝鮮式の四神なく、又日月なく、寧ろ漢時の石刻畫に近き點あるは、願ふに其年代の古きが爲めならんか。余は斯かる貴重資料を滿鐵沿線の近場に於て發見し、併せて之を調査し得たるを喜び、茲に所見を記して同好の諸氏に報ず、其足らざる點、氣づかざる所は後日改めて再記す可し。讀者若し知る所あらば幸に教ゆる所あれ。

附言 一、以上の外、遺跡上より見たる太子河流域の變更、即ち太子河は古く遼陽の南西方を流れて海に入り、後年今の東方に變ぜし實狀、及び蒙古式並に北韓式の土器は矢張り其源を漢式土器に發し、已に當古墳にも存在せしこと、それと二地方の分と如何の關係ありや等のことを併せ論ぜんことを欲せしが、右は餘り長篇に互るを以て省略し他日別に記すこととなせり。蓋し滿洲の遺跡調査は單に其地の事情を知るに止まらず同時に支那本土及び蒙古、朝鮮等の事柄をも解釋し得らるゝに依り、殊に興味の深きを覺ゆるなり。世の學者宜しく茲に注意して廣く探査の手を擴げんことを請ふ。
二、余が最初記し置きたる圖は極めて拙なれども、其實際を知るには便なるを以て参考の爲め文中に挿入せり。(大正十年一月東洋學報第十一卷第一號所載)

滿洲の繪高麗式古陶窯發見

松柏は人其名を聞いて其實質を知り、牛羊は人其言を耳にして其形體を覺れども、繪高麗の名は世人之を聞いて其巨細を思ひ浮ぶものは極めて稀少たるべし、殊に滿洲に於ては一層其感を深ふするにより本篇は先づ繪高麗とは何ぞやとの解釋より記し始む可し。

一

古昔徳川時代の初期に當つて小堀遠州公と稱せし小大名ありし、此人風雅の道に長じ、且つ茶事に老け、意匠に富み、鑑定の妙を得たる爲め、寛永時代には天下の一人者たる稱を得たり、是より先、茶事には千利休古田織部の二氏ありて、秀吉時代に

賞讃せられ、また風流の道に秀でたりと雖も未だ遠州程の聲譽を博せざりしが如し而して遠州は茶事、茶器とに關する遺著ありて、就中茶器の書は名物品と關係あるが爲め世に重きを爲せしが、此中に又二種類あつて一は諸侯所藏の名物を記せしもの二は各種類の説明と其價格とを録せしものにて、俱に自己の手控へなりしが如し、右の二者中、後者は世に寛永手鑑と稱して茶人は勿論少しく陶磁器を研究する者は皆熟知せる記事なれば左に其分より掲載す可し。

繪高麗。寛永手鑑に曰く、三百年の物、藥青き物にて、色々あり、よつて繪高麗と云ふなり、出來物は代百枚、或は五十枚とす、三島手同前の物なり、其後に至り今渡りありと云々。

右に云へる百枚或は五十枚とあるは黄金即ち大判を指すとの説あり、勿論一方に小判何枚と記せしを見れば或は然らんかと思はるれども、是等の穿鑿は暫く措きて繪高麗其もの性質を曰はんに、手鑑は時代上三百年と云へば寛永十七年(此書記述の年)より數へて其三百年前は足利尊氏の曆應年間にて、支那は元の順宗、高麗の忠惠王の時代に當れり、されば高麗は末期に屬すれども、今日朝鮮の高麗塚よ

り發見する實例に對照すれば其末期と見るは確に適中せるが如し次に「藥青き物にて色々あり」とある其青きとあるは普通の繪高麗と一致せず、勿論李王家博物館の藏品には純然たる青磁、而も其色の佳絶なるものに白釉焼付の繪模様を表せし品あり、是等は青磁には相違なきも繪付の方より見れば確に繪高麗なり、然れども斯種の作品は其數極めて尠なければ一般の例には供し難し、然らば其色青しとあるは彼の三島手類に見る上藥の稍青味あるものを指すやと云ふに、三島手は別に三島手の名あれば繪高麗とは稱すべからず、且つ此品は寧ろ當時の普通品なれば——其例は窯迹での上より充分に證明し得べし——黄金百枚若しくは五十枚の價はあるべき筈なし、故に日本の古渡りとして且つ名物品中に加へられたる繪高麗は其時代の上より見て又價格の點より推考して恐らく李王家所藏の青磁焼付繪の優品類を指せしものと思はれる、但し其現品の日本に存するや否やは別問題なり、已に古代の繪高麗は右様の青磁焼付類あるが、斯かる作品は先年余が全羅南道康津郡の大口面と稱する地にて高麗時代の青磁窯を調査せし際、堂前里の古陶窯より發見せし例あれば當時は多少製作せしに相違なく、又此古作品が偶々日本

に渡りて珍重せられしことも略ぼ推察し得らる可し、猶序なれば一言せんに、朝鮮の青磁には模様付の作品に彫刻紋即ち支那にて劃花と稱する類あり、此中に又幾種かの別あれども其外に象眼紋の種類あり、此作は朝鮮特有の如く信せしに、先年大谷光瑞師が新疆にて發掘せし小徳利形の青磁に其品あることを認めたり、右は恐らく宋代の品ならんが既に此例あるを見れば青磁焼付繪の作品即ち日本にて古く繪高麗と稱せし品は其本源矢張支那にあつて、一は東方に傳はり、他は西方に流入せしに相違なし、而も本國の支那に遺品の乏しきは未だ宋代の古墳を多く發掘せざるか、或は彼の國人は此發明ありしも嗜好者稀少の爲め一時限りにて廢絶に歸せしものならん。

次に嬉遊笑覽を見るに次の如く記せり。

(典籍便覽)に古高麗窯、色粉青、與龍泉窯類、上有白花朶、見者不甚 錢など云へるを爰には昔よりいたく珍づるは茶人の好事なるべし、其器多くは所謂質僮にして釉水燥暴なるもの也、其品三島手、熊川、斗々屋、金海、御本手、判司、伊羅保、刷目、雲雀、井戸、繪馬、高麗等さまざまあり。

此文によれば繪高麗は又繪馬高麗とも稱せしに似たり、併し右は後世之を用ひざる爲め單に古き繪高麗の名が一般に行はれをれり、但し、後世繪高麗と稱する品は遠州時代の名物品とは異つて大抵白釉の表面に黒の焼付繪を施せし類を指し彼の青磁焼付繪は寧ろ知らざる人を多しと爲す。

二

繪高麗の名稱中に二た通りの作品ありて、其青磁は磁器——實は半磁器——に屬し、他の白釉の品は陶器なること、又其品の古きは足利時代の初期即ち高麗は末期に出で、他は其次なる實例は略ぼ以上の記述にて明瞭に知られしならんが、抑も此種の陶磁器は今日朝鮮の地に限つて發見せらるゝや、又他にも存するや否や、此點は一部の人士を除くの外世に知られざる點なり、併し其隣接地の滿洲に於て古く之を發見せし人あり、又余も昨春其地を踏査せしにより茲に概略を記して二地作品の異同と其系統關係を記して世に紹介せんと欲す。

日露の戰雲收まつて後、久しからずして滿洲の地を行商し、傍遺跡を視察せし人

物に足立陽太郎君と云へるあり、同君は余が朝鮮の高麗窯を調査せし後、書を寄せて二地の作品一致せる由を云ひ、且つ其源は滿洲にありと稱せらる、因て余は其詳細を知らんと欲して遺品に關する報道を請へり、而して其返書中に左の如き記事あり。

江官屯の陶業。然れども吾人の發見に係る江官屯の陶窯は其品種に於て千金寨撫順と同一類の外に尙繪高麗あり白磁あり、其精巧なる物に至りては白磁に彫刻したる物、或は人物の置物、獸類の置物(帝室博物館へ献納したる白磁製の置物獅子參照)香爐、枕、玩具類等の優秀見る可きものなきにあらず、現今朝鮮に發掘せらるゝ種目と對照せば甚だ不足せる所は、たゞ三島手、青磁類象眼、雲鶴等の美術的秀絶品に限られたる物の如し、而して朝鮮陶業を考證するに、最も信據するを得べきは交趾釉天目等の部類品が其製法と製作物が滿洲に於けると同一の典型を爲し、一點疑念の餘地なきのみならず、素焼土器も亦遼東の高勾麗遺跡中の物と寸分の差異を認めざるを以て、愈々其來歴を徵證するに利便を有するなり。

余は前文を讀んで頗る面白き箇所と認め、爾後職を滿洲に奉ずるに際し之を一見せんと欲せしが、其機會を得ず、空しく數年を経過せしに、昨春の調査に際して教育研究所の田中文學士も幸ひ同行の約あり、共に地圖を按じて煙臺炭坑より行くを便宜と信じ、先づ同地に赴きて所長奥澤氏に面晤し、同氏の好意によつて彼の地の事情を知る者の案内を得、往復一日を費して其地を調査し、遺品數點を得て歸任するを得しは、一に足立君の報文と奥澤氏の懇情とに出づる譯にて、余は茲に二氏に對して深く謝意を表して止まざるなり。

三

抑も江官屯の陶窯と云へるは遼陽の東方十里(日本)煙臺炭坑よりは其南方約四里にあり、遺跡は太子河が南より來つて巖州城(一に燕州城とも云ふ)巖燕は支那にて同音なり)に突當り、更に西方に折れて遼陽方面に流るゝ屈曲線の左岸にあり、而して毎年霖雨の候は河水汎濫して巖州城下を洗ひ、其餘勢は反動を起して前面江官屯の河岸に當り、漸次崖を崩壞する譯なるが、古陶窯の跡は實に其上にあり、又民

家も多く建て列ねあるを以て、此崩壊によつて年々多數の破片と俱に較々完備せる品を洗ひ出すことあれども、特に河岸を發掘して民家に接近することは事情の許さざる所なり、されども學問上參考に供し得べき破片は多年出水の爲め河邊に陥りたるもの、中に無數に存在せり、余等は之を採集し、又村内に入りて多少購入せしが陶窯——寧ろ破片廢棄場——の河岸に露出せしものを見るに其長さ約七八十間に涉り、深さは八九尺以上一丈餘に及び其間に廢棄の陶器片、道具類——陶器製作上の要具——燒土、灰炭等が土壤と共に包含して一大壯觀を呈せり、其奥行は不明なれども恐らく十間二十間は之有るべく、隨て全般の分量は實に驚く可きものなるが如し、余は日本朝鮮等にて各種の古陶窯を實見せしが斯くの如き大なる例は朝鮮廣州の分院以外に他の存在地を知らざるなり、次に其遺品を見るに乳白色の加銹品即ち白陶の類を多しとなせども、足立君の所謂白磁の類は絶對になく、唯だ其中の堅緻なる類が純白に近き爲め同氏は右の作品を白磁と誤りたるもの、如し、而して繪高麗と云へるは此白釉の表面に黑色の鐵釉を以て種々の紋様を畫きたる分を指せし、譯にて、此作品は確に朝鮮物と一致せり、又朝鮮の繪高麗

と全く異なる點は黒釉の外に銅綠を以て一種の紋様を表したる作にて此種の例は未だ他に見ざるが如し、又足立君の云へる獅子の置物、人物の置物など稱する品は、凡て前同様の白色陶器にて、中には黒或は綠色の釉を以て紋様を附すれども右は大小の別こそあれ、概して撫順より出でたるものと同一にて一種の玩具か或は神前に供へし繪馬代用風の小なる作品にて、最初より富家の床上を飾る置物とは其性質を異にせり、たゞ撫順品は天目にて、此地の分は白陶若しくは繪高麗式の相違を示すに過ぎず、又天目には禾目あり、曜變あつて一様ならずと雖も先づ撫順品と兄弟の間にありと見て不可なることなし、中に余の得たる花瓶は其色佳絶鮮麗大に珍とするに足れども恨むらくは上下を缺損せり、此外屋瓦あり、樂燒風の類あれども、分量極めて少數にて其最も多數は白陶、次は天目、次は繪高麗と云ふ順序なるが如し、又白陶は井形の鉢など多きは顧ふに當時の飯碗と覺しく、朝鮮のサバリは一に此種の類を傳へしに似たり、其他小皿あり、中皿あり、小德利あり、中德利ありて一様ならざれども、其破片類を見れば頗る偉大の作品も交れるが如し、又余等の得たる品にて尤も面白きは一種の押型にて、右は木葉中に一人の人形を示せしもの

なるが、是等は朝鮮青磁に見る人形手の類を造りし原型たるに相違なし、今回は不幸にして其容器を得ざりしと雖も、此型の存在は以て右様の作品ありしことを推定し得可し。

四

以上に於て繪高麗の名稱と古陶窯の發見及び作品の種類とを説き盡せしにより次に其年代作人等に就て一言す可し。

足立君の文を見るに江官屯の古陶窯に就ては其時代を次の如く論斷せり。
 滿洲の開發が(遼代)聖宗の太平年間に屬するは前略説の如し、此時宋人を聘して産業を起せしことを云ふ而して江官屯の陶業を高麗に傳布したる原因は此地由來朝鮮に通ずる要路に當り、太子河を隔てたる對岸燕州城は遼東東方の要鎮にして、往年高麗の侵入に際し其西下を防止したるは實にこの一城の功に期するを得可く、遼の時代に於て白岩城と稱したる鐵壁なりとす、江官屯は即ち其城下の市街地にして遼の主都たる襄陽(今の遼陽)に通ずる要衝なるを以て自然

高麗との行通頻繁を致し、便宜上陶磁も亦此處より之を移轉したるなり、則ち彼我製品の酷似せるは這個の理由なる可し。

次に同君は「滿鮮陶土器年代別」と題する一節中に左の如く記せり。

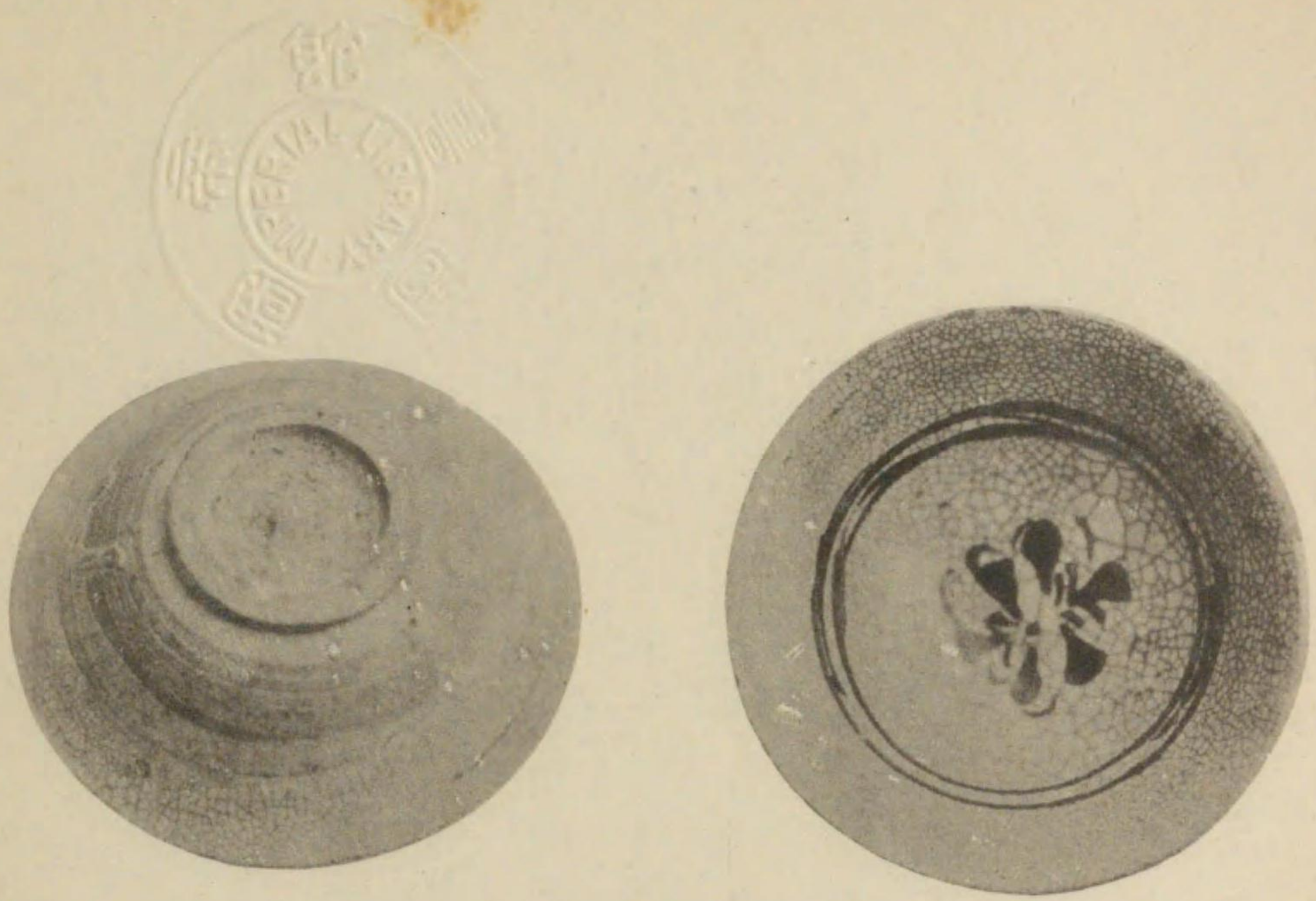
滿洲千金寨及び江官屯の陶業。今より八百年乃至八百九十年以前。

足立君は遼代の文化即ち産業上の開發を聖宗の太平年間と認め(太平元年は宋の天禧四年に當れり)されば日本は後一條天皇の寛仁其四年は太平元年より(治安の時に當り、宋は眞宗の末期に際し、高麗は顯宗の即位十年以後に相當せり)今より八百九十年と云ひし時代に當る然れども此推定は全く誤れる譯にて要は氏が朝鮮の高麗燒に對する研究足らざるが爲めなり、何となれば朝鮮の俗に高麗燒と稱する分は實に漠然たる名稱なるが、其中にて繪高麗の發見せらるゝものは其末期に屬せり、勿論同君は江官屯の白陶を白磁と見たる爲め其誤りもあらんかなれども、假にこれを白磁として高麗の初期には未だ出でず、況して白磁は猶遙かに其以後なり、故に其實例上より見て江官屯の作品を遼の太平年間と云ふは無論當らず、又高麗流傳は後にするも滿洲にては尙早しとの説なしとせざれども、それにては

未だ信を置くに足らず、何となれば江官屯の作品には其品種の類と其作柄との上より見て撫順の千金寨物と一致するは兩陶窯の遺品を比較するもの、認むる所なる可く、又同君が此兩遺跡の年代を同一に見たるも亦其點にあらんが、彼の撫順の陶窯よりは往々金代の古泉出づるにより、之を遼代とは見る可からず、されば右を金代と決する以上は此江官屯の陶窯も矢張其頃と認めざるを得ず、斯く年代を若く見れば却つて高麗との連絡年代も相當し、旁々其間に無理の點なければ、余は寧ろ兩遺跡とも之を金代と稱せんと欲するなり、而して金の興るは我が邦崇徳天皇の天治二年に當り、宋は徽宗の宣和七年、欽宗即位の前年にて、高麗は仁宗の即位三年に相當し、又是等の陶窯就中加鏤品は猶其以後の創始にかゝる筈なれば朝鮮に於ける繪高麗の使用年代と前後甚だ遠からざる時期に達し、兩者の關係を知るに就いて頗る興味あるを覺ゆるなり、併しそれにも今より六百七、八十年以前に屬すれば決して若しとは云ふ可からざるなり。

以上の外細かき點は茲に述べる要なければ、凡て之を省略して次に蘆花屯發見の繪高麗に就て一言すべし。

第八圖版



面底の圖右

麗高繪の見發面方順旅



目天り彫の見發堡旗黃屯花蘆

熊岳城北方の一線を蘆花屯と云ふ、この邊は漢民の貝墓多數に存在し、往年諸種の遺物を發見せしを以て當時頗る世人の注意を惹きしが其後古物熱變ると共に近時は其驛名を記憶する人物も極めて稀少となれり、然れども此地方は金代にも名ある土地にて何時か當時の遺品ある可しと信せしに果して熊岳城に一個所蘆花屯一個所發見せり、而して茲には單に蘆花屯の分に就て一言す可し。

蘆花屯驛の東北地方約七八丁の處に支那人の一村あり、先年此村の近傍より陶器を發見せしもの偶然余の手に歸せしが右を見れば大小の繪高麗にして其作高麗時代のものと同なり、顧ふに此品又江官屯の窯燒にて當時墳墓中に收めしに相違なし、猶海城近傍の山上より發見せし類ありと聞しが、其品散逸して目下所在を失すれども談話の模様によれば確に繪高麗なるが如し、されば當時の作品は此地方の沿線には往々埋没し居る次第ならんが、一方は支那村民の之を秘して人に示さざると他方は邦人の暢氣にして古器探査の念なき爲め遂に世に出でずし

三四〇
て終れる譯ならん、余は先年貔子河の北方碧流河に近き三島子にて同じく繪高麗の破片を採集せしことあり、當時猶近傍に其遺跡あらんかと思ひ巡視せしも遂に見出すこと能はざりしが、或は右も墳墓中のものにてありしならんか、若し然りせば沿線以外の地にも當時の遺物はあるべき筈なり、望むらくは世の考古學に志ある人々、世の骨董家連中と混す可からず、併し骨董家にて一向に差支へなし、只吾人に報道の勞を惜むなくんば何人にて可なり、是は今後深く注意探索して斯學のために盡されんことを、これ余の切に祈るところなり。

道教と天齊廟

我が邦人は支那に於ける道教の勢力如何を知らず、況して其神の種類や其由來性質等を満足に解説し得るものは恐らく曉天の星の如くなるべし、而も是等は猶恕すべし其自國內に古來彼の神の存在することを氣づかざるもの多きは聊か慨歎の外なきなり。蓋し如斯迂濶にして支那を知れりとは謂ふ可からず、又斯くの如く不明にして支那人對手の政策を施すことは不可能なるべし、勿論表面上その一端を觀て足れりとする者は格別なれども、今日其邦國に接し其人民を對手とする場合には單に其國の文物制度を知り、又は其國人と金錢上の取引を爲すだけに満足することは大なる誤りなる可し、已に隣邦の誼を完ふするが上に自國の國策をも行ひ、又は交通貿易上の利を得んと欲する者は必ずや深く其國の内面を探

り、又一方に政治上の勢力關係を明かにすると同時に其民族思想の推移する所と又敬信觀念の歸趨する所とを洞察し其間に適宜の手段方法を施すことは單に其局に當る人々の必要なる點のみならず、又普通一個人としても大に肝要なる事柄なるべし、蓋し支那人の利に走ることは天下萬人の口にする所なれども、彼等の間には此道教祖先の一派の如く、又晋代に興りし清談派の如く全く利慾を離れ、俗界を厭ふ性質のものあり、其思想の流れて今日に及ぶものありや無しやは不明なれども、彼等が敬信上の觀念強くして、其事の爲めには金力と勞力とを吝まざる點あるは實に豫想外の所なり。今一例を舉げて之を證せんに、煙臺炭坑の附屬地に接して磨臍山と稱する一小岳あり。此山は古く高勾麗時代より石炭を採掘せりて最も有名の箇所なるが、其山下に古廟ありしを日露戰役の際兵火にかゝりて全焼し、唯だ石彫の大獅子のみを遺存せり。然るに炭坑の苦力及び村民等は之を請ふこと切なりしかば、所長奥澤氏は右を與へしに其以前炭坑にて土地の神なれば形ばかりの神社にても造り遣らんとて、數丁隔りたる山麓に一小祠を營み置きし所あり。右の地に石獅子を移さんとて百餘の苦力村民等は終業後一致協力して、

僅々二日許りの間に新營の廟前に之を奉安せりと謂ふ、右は普通の賃銀を支拂ひて正當に行はんとすれば先づ一週間位を要すべく、其延べ人員は數百名に達する事業なるにも拘はらず、老君さんの爲めなれば勞を惜むに足らずとて、斯く速に事を運べりと云へり。又湯崗子の停車場前に關帝廟あり。之も日露の戰爭以來荒廢に歸せしを故早川氏が五千圓を寄附して修理を加へし爲め頗る立派となりしが、右に就ては村民等も相當に出金せし趣きにて、修繕後其大祭を行ひしに、遠近の老若男女は其前日又は前々日より雲集し來りて、一舉に數千圓の金を此地に落せりと云へり。猶斯かる例は他にも多からんが、彼の奉天の東嶽廟、大石橋の娘々廟などは大祭の當日人を以て埋まり、金錢の其地に集散する高は莫大の數なりと云へり。顧ふに是等の參詣者中には事實遊び半分の人物も多からんが、此滿洲の如き片田舎に類する地に於て、坐ながら數千圓の金を一二日の間に一神社一小區域の中に集め得るものは、全く信仰上の力を假るにあらざれば不可能なるべし。世には神社の賽錢又は其附近の地を潤す一年中の金錢統計を示すものなしと雖も、其高は恐らく非常なるものにて、彼の數千萬圓の債券などは此全額を投せば一舉

にして買収し得らる可し。既に斯かる風潮と實例とを示す以上は、單に貨殖専門にのみ趨る支那人の間に於ても、宗教上の爲めには其財を吝まざるを知り得べく、隨て其方面よりすれば日支親善も日支共榮も之を實現すること容易なるべしと信ず、然るに邦人は支那の寺廟、即ち其神佛を信せず、故に參詣は勿論のこと、其寄附金の如きは思ひもよらず、故に一番接近し易く、又彼等の心底喜ぶ可き點を捨て、或は理窟上或は金錢貸借若しくは貿易取引上、或は一席の宴會上にて終始の親善と其共榮とを策せんと欲するは、餘りに見當違ひにして又不識の遣り方と謂ふべし。若し日支の關係をして舊時の如く兵力上の争たらしむものなれば姑く置き、然らずして平和親善の間に共に利し俱に進むの覺悟なれば、先づ彼の最も尊信し最も敬愛し慾を離れ利を忘れ時を顧みざる敬神崇廟の風儀を助け、又は平素の交際にも常に此道を加味併行せば、一方の親善と共榮との實現を見ること敢て最難事にあらざるべし。余は斯かる見地よりして茲に道教と天齊廟との由來を述べて邦人の其神を知ると同時に、之を輕視せずして其廟に遊び又其資金を助け、尙趣旨教法等を好むものは更に其神をも尊信せんことを勸めて已まざるなり。

世に老子の教へを指して道教と云ふは何の爲めか、元來老子の説く所は主として虚無恬淡の上にある。然るに之を道教と稱するは自づから他の理由なかるべからず、彼の史記の老子傳を見るに次の如く記せり。

孔子謂弟子曰、中略、老子修道德、其學以自隱、無名爲務、居周久之、見周之衰、迺遂去、至關、關令尹喜曰、子將隱矣、彊爲我著書、於是老子迺著書上下篇、言道德之意五千餘言而去云々。

茲に道德と云へるは儒者側の所謂仁義道德を指すにはあらず、故に韓愈は之を別たんが爲めに「仁と義とは定名たり、道と徳とは虚位たり」と云ひ、復た

老子之所謂道德云者、去仁與義言之也

と云へり。併し其名は同じして其義の異なる點は他にも往々實例あれば暫く措きて、已に孔子が老子は修道德と云ひ、又司馬遷が道德の意五千餘言を云ふと記せしによれば、道教の名は全く道德教の省略なるが如くに思はる。而して老子の本文

を讀むに、文中道を説くこと往々に見ゆれども、徳を論ずる場合は極めて少く、殊に道德の二字を一熟語として説く例は殆んどなし、勿論道と徳とを別個に述べしを更に併せて道德と云ふは敢て不可なきが如しと雖も、之とて全般を統括せし趣旨にはあらず。故に老子の本經より見れば之を道德經若しくは道德の意と云ふことは當らざるのみならず、道教の名も其省略にあらずして他に自づから理由の存するが如くに思はる。余願ふに老子の説を奉ずるものが、其教へを道教と云ふは一に開卷第一に

「道の道とすべきは常の道にあらず」

とある其語に基づきたるものと信するなり、若し此所見にして誤りなしとせば、道教の名と道德教の稱とは全く別個の出發點を有して、彼の省略上の名義より來りしものにはあらざるなり。次に老子の學派は初め黄老とて黄帝の教へと並び稱せられ、又莊子と合して老莊と呼ばれしことあれども、未だ道教の名稱は起らざりしなり。然るに斯く傳唱せしは何時頃なりやと云ふに、右は後漢の張道陵より防まれりとの説あり（辭源蓋しこの人物の傳記は精しく集說詮眞の書に見えれば、

左に其本文を掲載すべし。

張天師

（重增搜神記載、天師者、漢張道陵也、子房八世孫、光武帝建武間、生於天目山、學長生術、隱北邙山、章帝和帝累召不起、徧遊名山、東抵興安縣屬江西廣信府、雲錦溪、升高而望曰、是有異境、緣衍流而之、雲錦洞、仙巖焉、煉丹其中、三年、青龍白虎、旋繞於上、丹成、餌之、時年六十、容貌益少、又得秘書、通神變化、驅除妖鬼、後於蜀之雲臺峰、升天、所遺經籙、符章、并印劍、以授子孫云々。

張道陵の傳は右の外神仙傳、尙友錄等に載せたる分ありて、皆此書中に引用せり。然れども其文を見れば別に道教の名を標榜せし痕迹なし、故に此教名は猶後世に出づることを推せざるべからず。其點に就ては同書の提要に「道教源流」と題して記載しあるにより、左に其文を掲げて參考に供すべし。

道教之原、恒謂出於老子、然老子著道德五千言、初未嘗以之設教、即百姓崇奉老子、亦惟自漢桓帝延熹九年、親祀老子始、周季秦漢以來、但有方士爲神仙之說、無所謂道家者、以老聃爲道教之祖、張陵爲太宗、則始於北魏寇謙之云々。